

第3期高知県教育振興基本計画

令和2年3月
高知県教育委員会

はじめに

平成 28 年度から令和元年度までの 4 年間を期間とする第 1 期の教育等の振興に関する施策の大綱（教育大綱）と、第 2 期の高知県教育振興基本計画（基本計画）においては、全国と比較して厳しい状況であった本県の子どもたちの学力や体力、生徒指導上の諸課題などの解決に向けて、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」の育成という基本理念のもと、知・徳・体の各分野で基本目標を設定するとともに、5 つの基本方針と 10 の施策の方向性に基づき、様々な取組を進めてきました。

この 4 年間を通じた教職員や保護者、地域の皆様の懸命な取組や、子どもたち自身の努力によって、知の分野では、全国学力・学習状況調査の結果において、小学校の学力は引き続き全国上位に位置し、中学校も全国平均との差を縮めるなどの成果が表れています。

また、徳の分野では、道徳性等に関する調査の結果が向上し、体の分野においても、小・中学校の体力・運動能力が全国水準まで到達するなどの成果が出ております。

一方、本県の不登校の状況は、未だ全国よりも高い水準に留まっているなど、依然として対応すべき課題も残っています。

また、超スマート社会（Society5.0）の実現に向け、人工知能（A I）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進む中において、変化を前向きに受け止め、豊かな人生を生き抜くためには、教育の果たす役割が極めて重要となっています。

こうした中、新しい時代に本県の子どもたちが自らの夢や志を実現していくことができるよう、これまでの取組の成果や残された課題を踏まえ、知事と教育委員会とが協議を重ね、本県の教育の根本となる方針を定める第 2 期の教育大綱が策定されました。あわせて、教育大綱に具体的な事業の実施計画等を加え、第 3 期の基本計画を策定したところです。

新たな教育大綱及び基本計画では、チーム学校の推進など、これまで成果をあげてきた取組を一層充実させるとともに、「デジタル社会に向けた教育の推進」を新たな柱として掲げ、6 つの基本方針のもと、取組を進めていくこととしています。

また、基本方針に横断的に関わる取組として「不登校への総合的な対応」と「学校における働き方改革の推進」を位置付け、不登校の子どもたちそれぞれの状況に応じた支援が抜かりなく行えるようにするとともに、教員が授業改善や生徒指導等の子どもと向き合う時間を確保できるよう、働き方改革の推進に取り組みます。

県教育委員会としては、教育大綱や基本計画に基づく施策を効果的に実施し、基本理念の実現につなげていくため、各学校や市町村教育委員会と連携し、また、保護者や地域の皆様にご理解をいただきながら、本県の教育を一步も二歩も前進させていくことができるよう取り組んでまいります。

令和 2 年 3 月 高知県教育委員会

第3期高知県教育振興基本計画 目次

はじめに

第1章 第3期高知県教育振興基本計画の策定について	1
1 第3期計画の位置付け	
2 第3期計画の期間	
3 第3期計画の進捗管理	
第2章 高知県の教育等の現状と課題	2
1 第2期高知県教育振興基本計画に基づく成果・課題	
（1）第2期高知県教育振興基本計画の概要	
（2）基本目標の達成状況	
（3）5つの取組の方向性に基づく主な施策の分析・評価	
2 社会の状況	
（1）人口減少、少子化、高齢化の進行	
（2）児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について	
（3）子どもたちを取り巻く厳しい環境について	
（4）デジタル技術の進展と超スマート社会の到来	
（5）参考：主な国の教育改革の動き	
第3章 基本理念と基本目標	19
1 基本理念 ～目指すべき人間像～	
2 基本目標（知・徳・体）	
第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組	22
1 概要	
2 各基本方針・横断的取組の概要	
第5章 基本方針ごとの施策	30
基本方針Ⅰ チーム学校の推進	
Ⅰ-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化.....	31
Ⅰ-2 チーム学校の推進による教育の質の向上.....	38
基本方針Ⅱ 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実	
Ⅱ-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実.....	48
Ⅱ-2 特別支援教育の充実.....	54
基本方針Ⅲ デジタル社会に向けた教育の推進	
Ⅲ-1 先端技術の活用による学びの個別最適化.....	57
Ⅲ-2 創造性を育む教育の充実.....	60
基本方針Ⅳ 地域との連携・協働	
Ⅳ-1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興.....	63
Ⅳ-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進.....	66
基本方針Ⅴ 就学前教育の充実	
Ⅴ-1 就学前の教育・保育の質の向上.....	69
Ⅴ-2 親育ち支援の充実.....	72
基本方針Ⅵ 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保	
Ⅵ-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり.....	74
Ⅵ-2 文化財の保存・活用.....	78
Ⅵ-3 児童生徒等の安全の確保.....	79
横断的取組	
1 不登校への総合的な対応.....	82
2 学校における働き方改革の推進.....	87
第6章 事業実施計画	92
1 事業一覧.....	93
2 事業実施計画.....	99
参考資料	213

第1章 第3期高知県教育振興基本計画の策定について

1 位置付け

この第3期高知県教育振興基本計画（以下「第3期計画」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものです。

第3期計画では、平成28年3月策定の第2期高知県教育振興基本計画に基づく取組の成果や課題、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき令和2年3月に定められた本県の「第2期教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第2期大綱」という。）の内容等を踏まえて、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業計画（何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのか）までを定めました。

2 第3期計画の期間

第3期計画の期間は、第2期大綱の期間に合わせて、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

3 第3期計画の進捗管理

第3期計画に掲げた施策の進捗状況等については、第3章の基本目標の達成状況や第5章の施策群ごとの指標を毎年度点検・検証しながら、高知県教育振興基本計画推進会議において協議、確認を行います。

なお、第3期計画に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 第2期高知県教育振興基本計画に基づく取組の成果・課題

(1) 第2期高知県教育振興基本計画の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により平成27年度から設けられた総合教育会議において、本県教育の課題解決に向けた真に有効な対策を打ち出すため、知事と教育委員会が議論を積み重ねたうえで、平成28年3月に「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第1期大綱」という。）が策定されました。県教育委員会では、この第1期大綱の内容を踏まえるとともに、「教育振興基本計画検討委員会」において教育関係者等のご意見をお聞きしたうえで、より具体的な事業計画等を盛り込んだ「第2期高知県教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。）を平成28年3月に策定しました。

この第2期計画については、毎年度、PDCAサイクルによる進捗状況のチェックを行うとともに国の教育改革の動向等も勘案して見直しを行うこととしており、平成28年度から令和元年度までの4年間、3度の改訂により施策の充実・強化を図りながら、基本理念の実現に向けて取組を推進してきました。

第2期高知県教育振興基本計画（H28～R元年度）

基本理念 ～目指すべき人間像～

- ・学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
- ・郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

基本目標

<知の分野>

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

<徳の分野>

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

<体の分野>

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

5つの取組の方向性

- ①チーム学校の構築
- ②厳しい環境にある子どもたちへの支援
- ③地域との連携・協働
- ④就学前教育の充実
- ⑤生涯学び続ける環境づくり

(2) 基本目標の達成状況

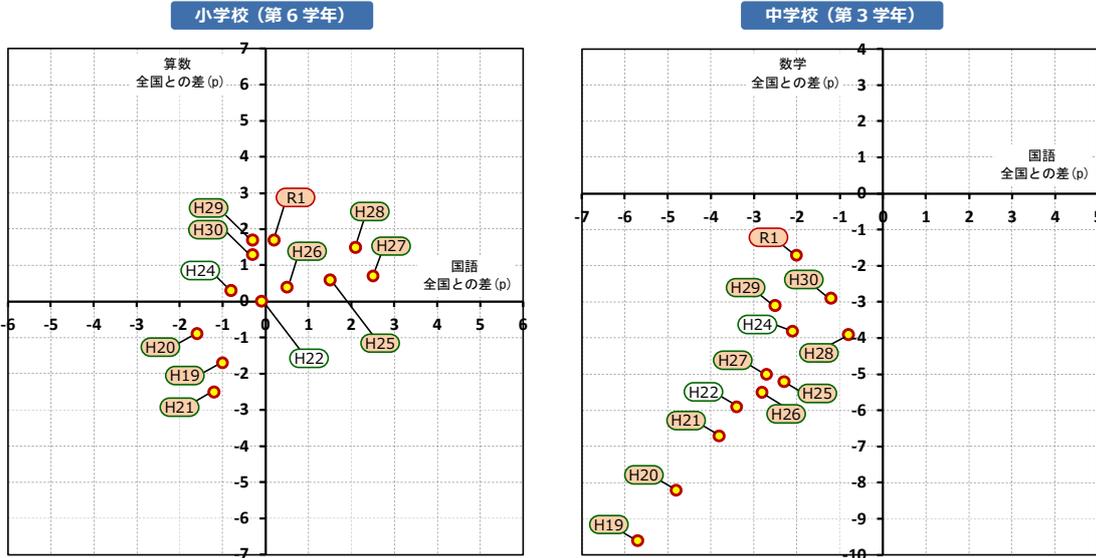
令和元年 12 月時点における基本目標の状況は以下のとおりです。

【知の分野の目標】

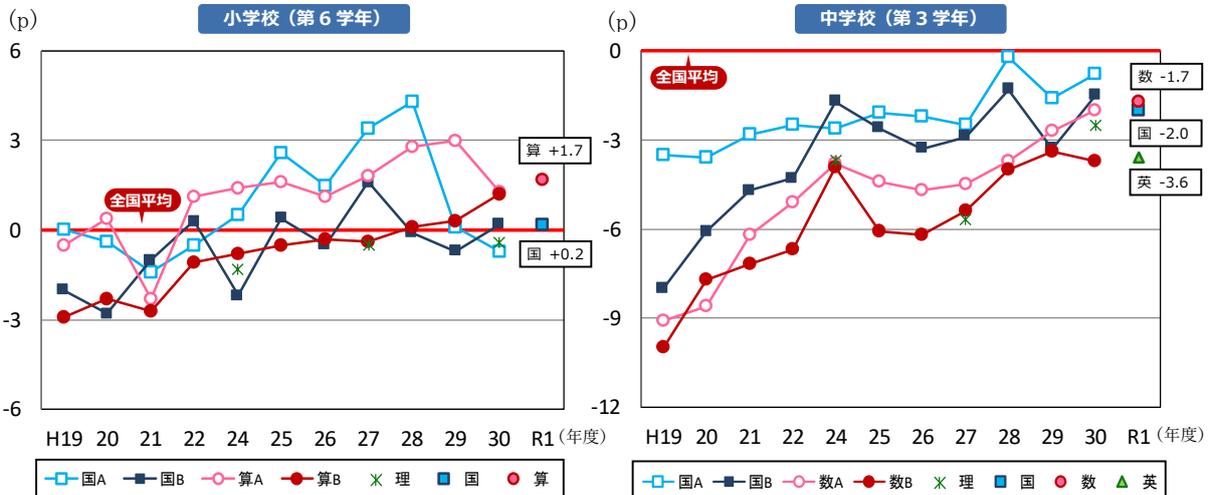
小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

■全国学力・学習状況調査結果 (H19～H31 (R1) 年度)

◇本県と全国の平均正答率の差



◇本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)



※平成 22・24 年度は抽出調査、平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施
 ※令和元年度は、A 問題(主として「知識」に関する問題)と B 問題(主として「活用」に関する問題)を一体的に問う調査となった

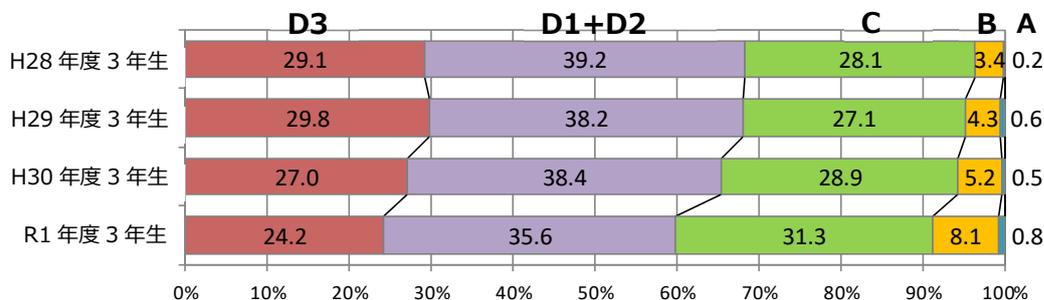
- ・小・中学校の学力の状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成 19 年度からは改善傾向にあります。
- ・小学校は、近年、国語の知識・技能の定着に伸び悩みが見られますが、令和元年度の調査結果では引き続き全国上位に位置しています。
- ・中学校は、国語・数学ともに改善傾向を維持し、令和元年度の調査結果では全国平均まであと一歩という状況にあります。英語については全国平均との差がやや大きくなっています。

【知の分野の目標】

高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる

■ 学力定着把握検査結果

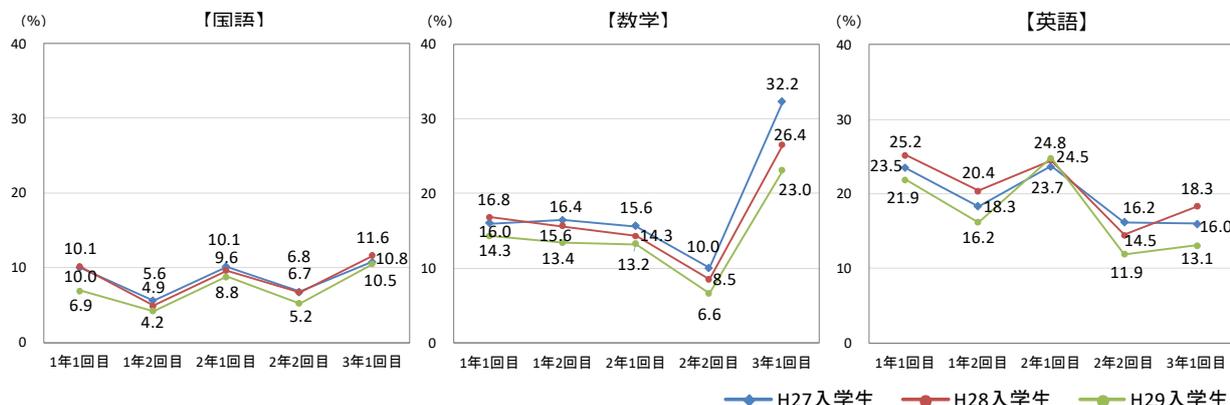
◇ 3年生4月の調査結果



※数値は学力定着把握検査Ⅰ（30校）の結果（その他6校では学力定着把握検査Ⅱを実施）
 ※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり
 （なお、学力定着把握検査Ⅰにおける学習到達ゾーンの最高値はA2であり、A1～S1は存在しない）

学習到達ゾーン (GTZ)	進路選択肢	
	進学	就職
Sゾーン S1～S3	難関大学合格レベル(最難関大はS1)	上場企業等の大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
Aゾーン A1～A3	国立大合格レベル	
Bゾーン B1 B2・B3	公立大学合格レベル(一般入試)	
	国公立大の推薦入試に合格可能で、私立大の一般入試では、 選択肢が広がるレベル	
Cゾーン C1～C3	私大・短大・専門学校一般入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
Dゾーン D1 D2 D3	上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦勞する学生が多い	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をするうえで 支障が出ることが多い
		筆記試験が課される企業では不合格になることが多い

◇ 教科別にみた D3層の占める割合の推移



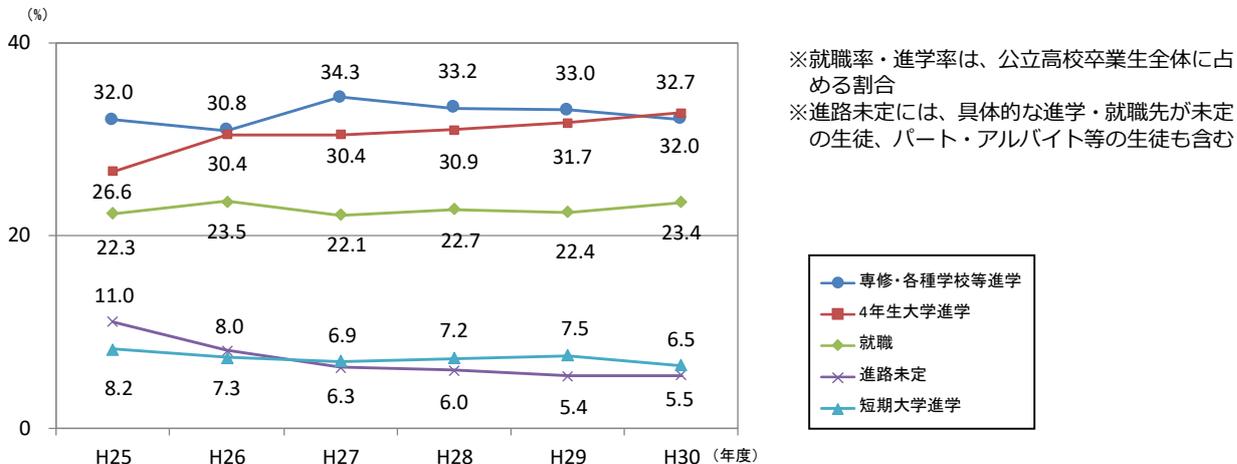
県高等学校課調査（国の「高校生のための学びの基礎診断」の認定を受けた測定ツールを活用）

- 令和元年度に実施した学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く県立高等学校30校のものをみると、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下「D3層の生徒の割合」という。）は、3年生で約24%となっており、前年度から大きく減少しています。
- 教科別にみると、特に数学は2年生2回目まではD3層の生徒の割合が減少していますが、数学Ⅰの問題の割合が増える3年生1回目の検査で急増しており、数学Ⅰの学習内容が十分定着していない生徒が多いことがうかがえます。

【知の分野の目標】

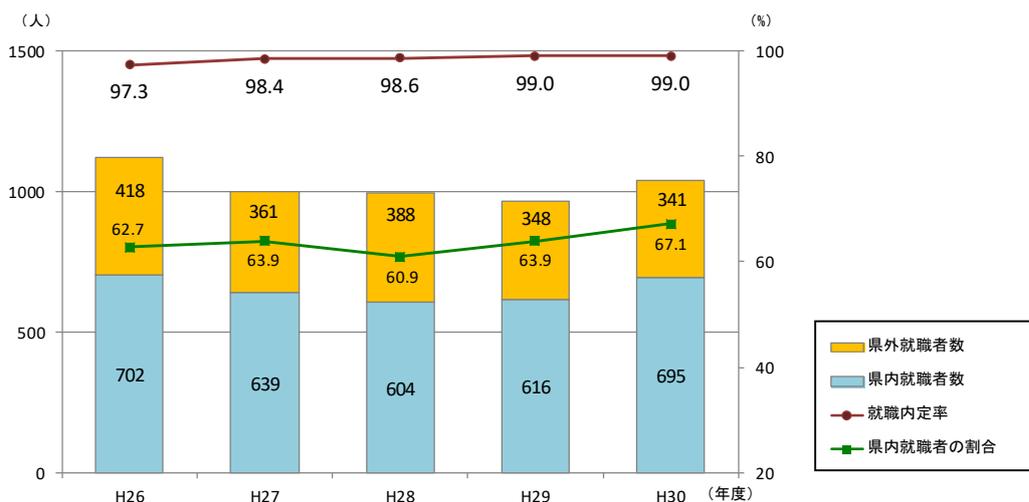
高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

■ 公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況



県高等学校課調査

■ 公立高等学校卒業者（全日・定時制）の就職の状況



県高等学校課調査

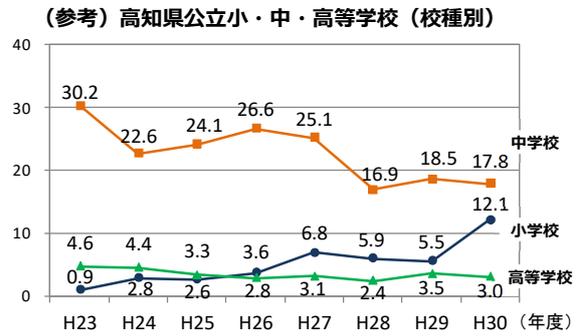
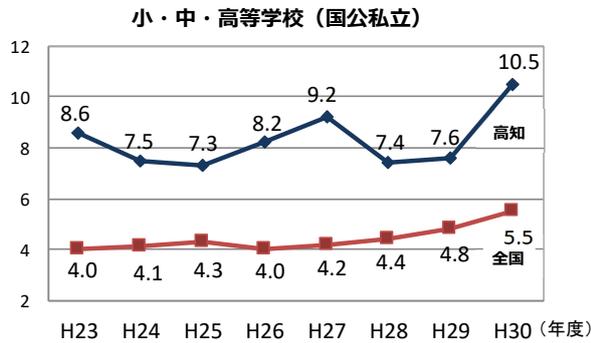
- ・ 公立高等学校卒業者の進路の状況について、進路未定で卒業する生徒の割合は減少傾向にあり、平成 25 年度の 11.0%から平成 30 年度は 5.5%と半減しています。
- ・ 4 年制大学の進学者の割合は、徐々にではありますが着実に増加しており、平成 30 年度は 32.7%となっています。
- ・ 就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、近年は 60%を超えています。

【徳の分野の目標】

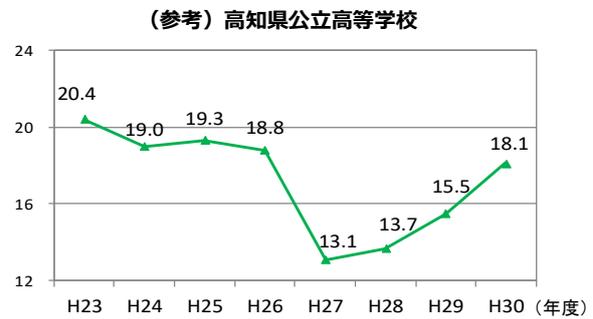
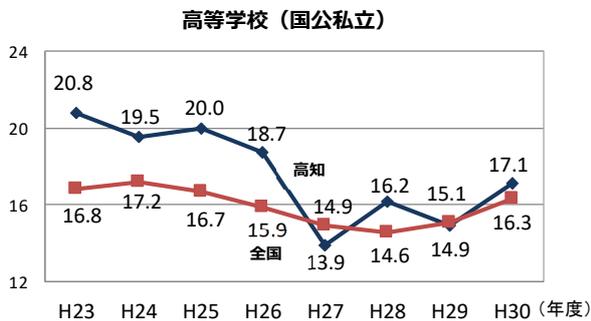
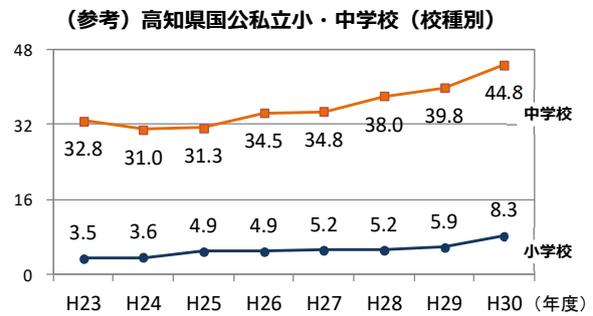
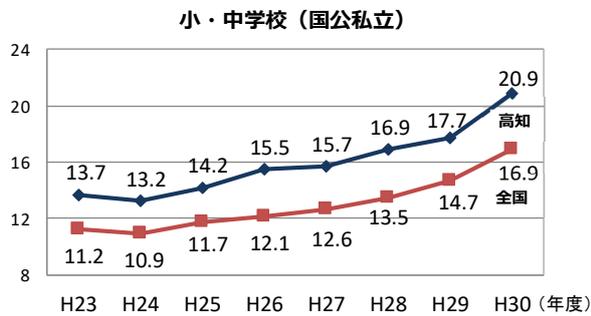
生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する

■ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査等結果（H23～30年度）

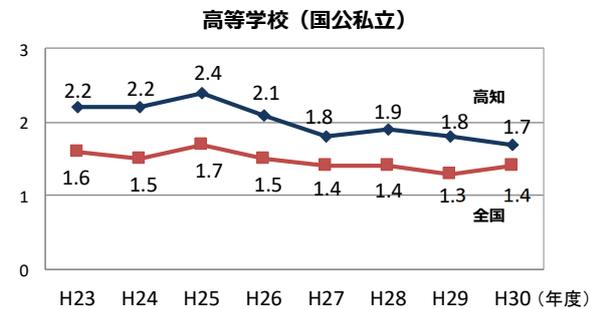
◇ 暴力行為 ※数値は、1,000人あたりの発生件数



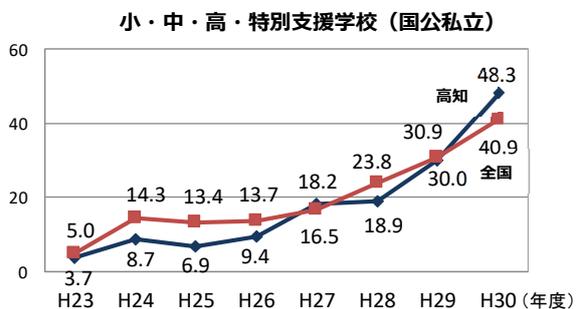
◇ 不登校 ※数値は、1,000人あたりの不登校児童生徒数



◇ 中途退学 ※数値は%



◇ いじめ ※数値は、1,000人あたりの認知件数



- ・小・中・高等学校の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、公立小学校での増加を受けて、平成30年度は大きく増加しています。
- ・1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小・中学校は平成25年度以降、高知県、全国ともに増加傾向にあります。減少傾向にあった高等学校も、平成30年度は再び増加に転じています。
- ・高校生の中途退学率は、全国平均を上回っているものの、近年は着実に減少しています。

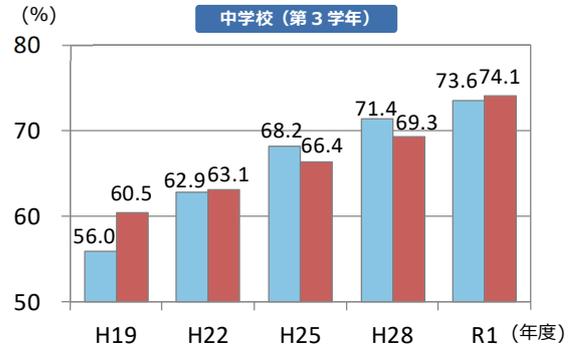
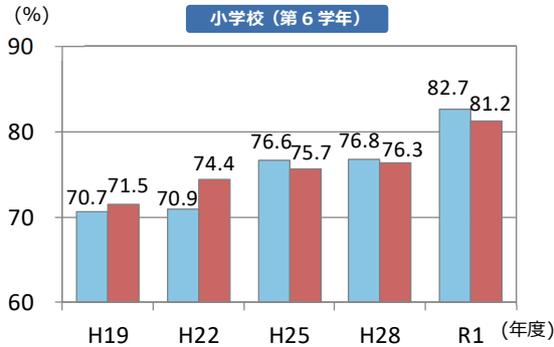
【徳の分野の目標】

全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

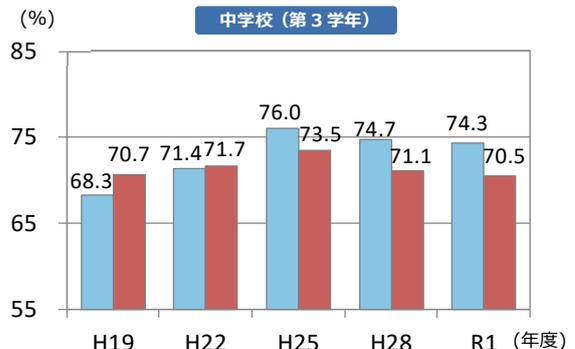
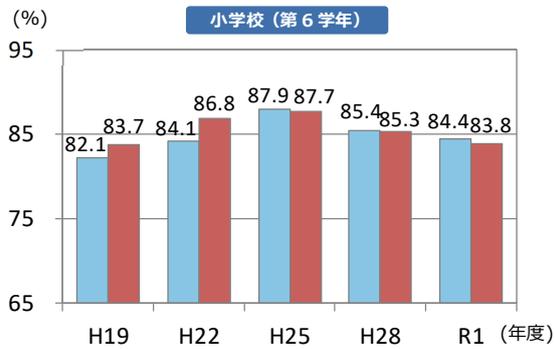
■全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査結果抜粋（H19,22,25,28,R1年度）

※各質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合（%）

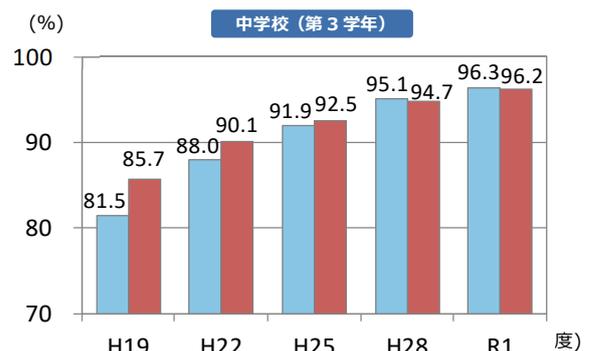
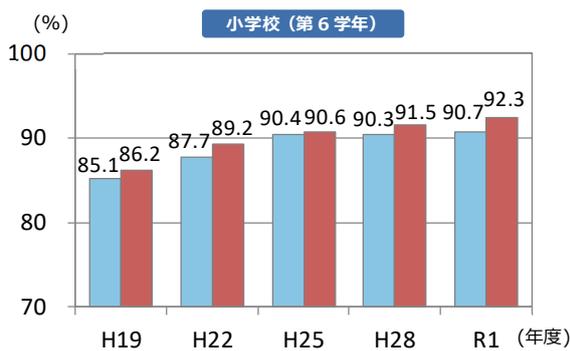
◇自分にはよいところがある



◇将来の夢や目標を持っている



◇学校のきまり（規則）を守っている



■ 高知県 ■ 全国

- ・平成19年度の調査結果と比較して、いずれの項目においても、肯定的な回答を行った児童生徒の割合は小・中学校ともに増加しています。

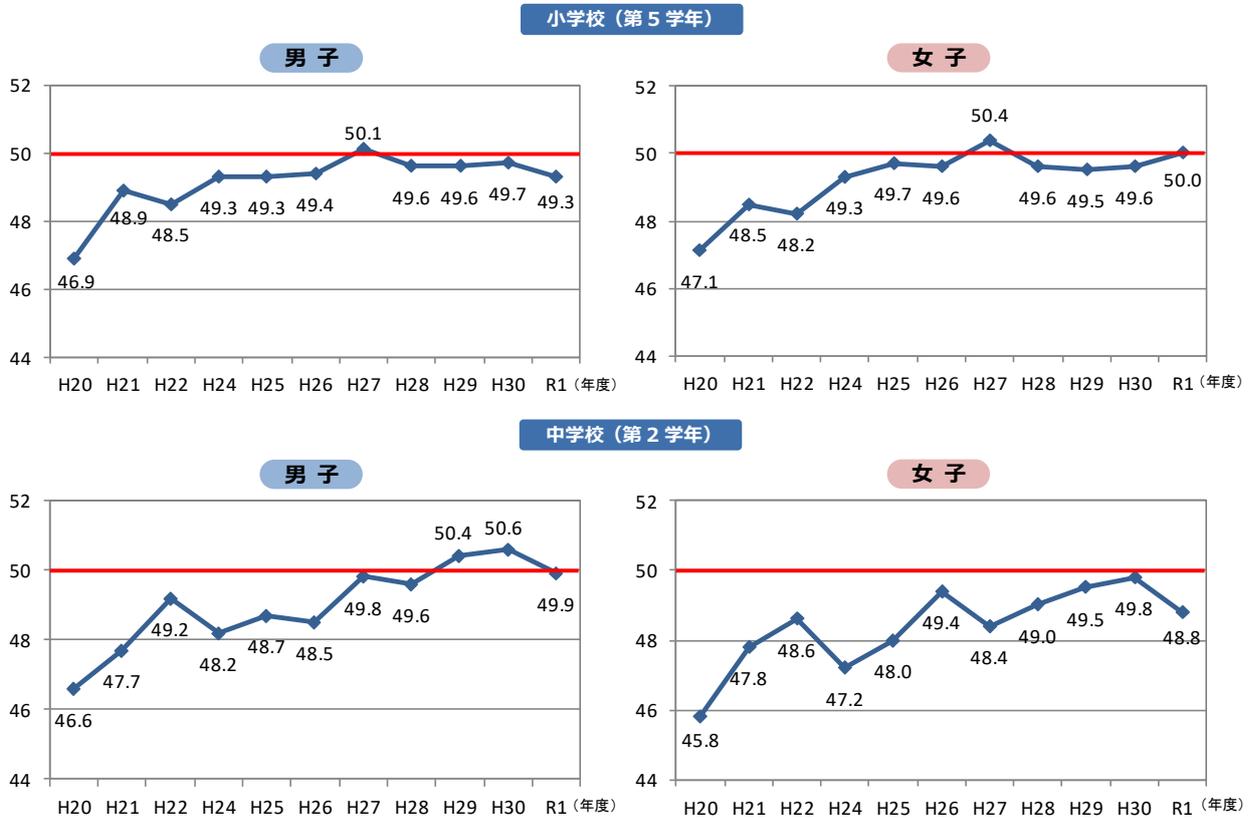
【体の分野の目標】

小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

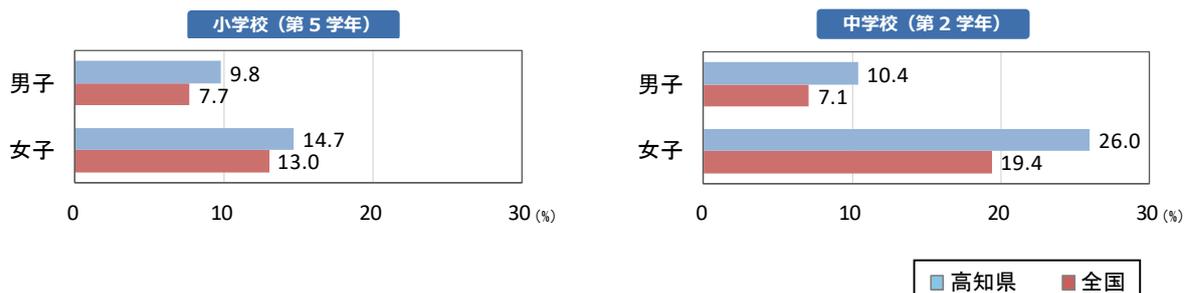
■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H20～R1年度）

◇体力合計点（8種目の実技の総合点）の推移

※平成23年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施
※数値はT得点（全国平均=50）



◇1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒の割合（R1年度）



- ・小・中学校の体力・運動能力については、平成20年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は改善傾向にあります。
- ・平成27年度の小学校は全国平均を上回ったことから、第2期計画では全国上位を目標としていましたが、計画の期間（H28～R1年度）においては、小・中学校、男女ともにほぼ全国水準に達したものの、継続的に全国平均を上回るまでには至っていません。
- ・小・中学校ともに1週間の総運動時間数が全国と比べて少ないなど、運動習慣が十分に定着していない状況がみられます。特に、中学校女子は全国平均との差が大きくなっています。

(3) 5つの取組の方向性に基づく主な施策の分析・評価

主な施策の検証結果の概要を、取組の方向性ごとに以下にまとめます。

①	<h4>チーム学校の構築</h4>
概要	<p>学校の組織力を高めながら、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実等を図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進</p>
これまでの主な取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校の組織マネジメント力の強化 <ul style="list-style-type: none"> →各学校の学校経営計画に基づく組織マネジメントに対するアドバイザーの訪問指導等により、検証・改善のサイクルへの理解が進み、学力向上などの成果につながった学校が増加 <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営アドバイザーによる全小・中学校への訪問指導・助言：各校年2回以上 ・学校支援チームによる高等学校への訪問指導・助言（H30～）：35校 年4回以上（管理職対象） ■ 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> →「教科のタテ持ち」や「教科間連携」を導入した中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善の取組が充実。小学校には令和元年度より「メンター制」を導入 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校：学校規模に応じたOJTの仕組み（「教科のタテ持ち」、「教科間連携」等）を全校に導入（R1） ・小学校：経験豊富な教員が助言者として若年教員を指導しながらチームで学び合う「メンター制」を導入（指定校25校）（R1） ■ 高等学校における基礎学力の定着に向けた組織的な取組の充実 <ul style="list-style-type: none"> →学校支援チームによる訪問指導の実施等により、公開授業や研究協議の機会が増加し、授業改善に対する教員の意識が向上 <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援チームによる訪問指導・助言（H30～）：29校 延べ593回訪問（R1） ・学習支援員の配置（進学に重点を置く5校除く、市立含む）：30校 延べ78名（R1） ■ 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> →校内支援会の実施率やSC等の外部専門家の活用率等も増加しており、支援を要する児童生徒への組織的かつ計画的な支援が充実 <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援会 月1回以上実施率：小85.3% 中87.9% 高72.2%（R2.2月） ・校内支援会における専門家の活用率：小100.0% 中99.1% 高100.0%（R2.2月） ■ 体育授業の改善・健康教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> →副読本や指導教材の活用による授業改善や教員の指導力向上に向けた研修会の充実、指導主事による課題校への訪問等の取組により各学校における体育・健康教育の取組が充実 <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育副読本の活用率：小100% 中100% 高100%（R1） ■ 特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> →小・中・高等学校において「個別の指導計画」等を活用した組織的・継続的な支援が充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の指導計画」の作成率：小81.4% 中69.1% 高60.3%（R1）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな時代に必要となる教育の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの充実や、そのためのOJTの充実、教員の働き方改革の推進など、各学校におけるチーム学校としての組織マネジメント力の一層の向上が必要 ・少しでもリスクがあると思われる児童生徒の情報が校内支援会に上がり、早期支援の実施につながる仕組みの充実が必要 ・障害の状態の多様化が見られる中、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上、より早期からの指導・支援の体制づくりが必要

②	厳しい環境にある子どもたちへの支援
概要	<p>就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援し、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を徹底</p>

これまでの主な取組と成果	<p>■ 保護者の子育て力向上のための支援の充実</p> <p>→ ほぼ全ての園で基本的な生活習慣の定着に向けた取組が行われており、「早寝早起き朝ご飯」を意識して取り組む保護者が増えたと感じている園が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣の重要性に関する保護者の理解促進に向けた取組 保育所・幼稚園等における保護者対象の学習会の開催率：99.3% (R1) 生活リズムカレンダー等を活用した園の取組の実施率：99.7% (R1) <p>■ 保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実</p> <p>→ 保育所・幼稚園等で保育者や地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを進める多機能型保育支援事業実施園では、民生委員等地域と連携した活動が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機能型保育支援事業実施箇所数：H28 2 か所 → R1 13 か所 各園で段階を踏んで事業内容の充実を図れるよう、補助要件を3段階に分けて設定 (R1) <p>■ 放課後等における学習の場の充実</p> <p>→ ほぼ全ての小・中学校区で放課後等の学習支援が実施されるようになり、学力に課題のある児童生徒への個別の支援が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等学習支援員の配置：小学校 114 校 208 名、中学校 71 校 165 名 (R2.2 月末) ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室における学習支援実施率：98.1% (H30) <p>■ 専門人材、専門機関との連携強化</p> <p>→ 心の教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザー等を配置したことにより、さまざまな問題に対し適切に対応し、解決まで寄り添うための機能が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心の教育センターへの高度な専門性を持つ SC・SSW の配置：H28 5 名 → H29～R1 7 名 ・ 心の教育センターの相談支援受理件数（来所・出張・巡回相談）：H27 269 件 → R1 393 件 (R2.2 月末) <p>→ 不登校対策チームの派遣により、各学校における取組状況や課題を迅速かつ適切に把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校出現率の高い学校への訪問、支援（各学校2回以上）：22 校 (R1) <p>■ 欠食がみられる子どもへの支援</p> <p>→ 食事提供活動を行う団体・学校は、徐々にではあるが増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のボランティア等による食事提供活動への支援 食事提供活動を行うボランティアの募集・決定、食材及び食育資料の提供など 食事提供活動の実施状況：H29 3 団体、4 校 → R1 8 団体、10 校
--------------	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と連携した活動の充実に向け、多機能型保育支援事業の実施園を拡大していくことが必要 ・ 不登校児童生徒をはじめ、支援が十分届いていない児童生徒や保護者への支援機能の強化が必要
----	---

③	地域との連携・協働
概要	家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進や活動の充実など、学校と「 地域との連携・協働 」を積極的に推進

これまでの主な取組と成果	<p>■ 地域との連携・協働の推進</p> <p>→地域学校協働本部やコミュニティ・スクール、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部設置校数：小 168 校、中 98 校、義務 2 校 (R1) ・コミュニティ・スクール導入校数：60 校 (R1) ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率（小学校）：96.3% (R1) <p>■ 地域全体で子どもを見守る体制づくり</p> <p>→地域学校協働本部の活動への民生・児童委員の参画率が増加するとともに、子どもの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の設置数も着実に増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合：98.4% (R1) ・高知県版地域学校協働本部（H29～）の設置数：126 校（小 88 校、中 38 校）(R1)
--------------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい環境にある子どもたちの見守り体制のさらなる強化が必要 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援の充実が必要
----	---

④	就学前教育の充実
概要	専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「 就学前教育の充実 」に向けた取組を推進

これまでの主な取組と成果	<p>■ 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立</p> <p>→平成 28 年に「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を策定し、その活用について管理職研修や各園への訪問支援等を通じて周知・啓発を行ってきたことにより、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法に関する保育者の理解が促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合：62.6% (R1.12 月) <p>■ 保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化</p> <p>→キャリアアップ研修の実施等により研修受講者が増加傾向にあり、職責に応じた専門性や実践力の向上に向けた保育者の意識が向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージ研修の受講園の割合：基礎研修 55.6%、主任・教頭研修 67.0%、所長・園長研修 65.0% (R1) <p>■ 保幼小の円滑な接続の推進</p> <p>→ほとんどの小学校区において、保幼小の円滑な接続を図るためのカリキュラムの作成が完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続期カリキュラムの作成率：保育所・幼稚園等 94.0%、小学校 100% (R2.1 月)
--------------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・指針・要領に沿った指導方法の確立に向けて、各園における組織的・計画的な保育の実践及び改善の取組の継続が必要 ・保幼小の円滑な接続に向け、地域の実態に応じた接続期カリキュラム等の実践・改善が必要 ・親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んだが、日常的・継続的な実践は不十分
----	--

⑤	生涯学び続ける環境づくり
概要	<p>社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするため、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備</p>

これまでの主な取組と成果	<p>■新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実</p> <p>→オーテピア高知図書館は、県民の「知りたい、学びたい」に応える知の拠点として、多くの方が利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーテピア開館後の状況（R2.2月末 累計）：来館者数 1,754,463 人、個人貸出数 1,734,313 冊 <p>■南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進</p> <p>→県立学校施設の構造体の耐震化については、平成 30 年度で全て完了。平成 28 年度から取り組んでいるブロック塀の改修は令和元年度に完了予定。体育館（避難所）の非構造部材の耐震対策は、令和元年度から工事が本格化し概ね計画どおり進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の耐震対策 <ul style="list-style-type: none"> ブロック塀の改修：対象 36 校 H28～R1：36 校完了 体育館の天井落下防止及びガラス飛散防止対策：対象 40 校 H28～H30：5 校完了 <p>■県立学校の振興の推進（中山間地域の小規模校の学習環境の充実）</p> <p>→中山間地域の小規模高等学校において遠隔教育システムの活用が進んできており、実施した補習等は受講した生徒からも好評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校間をつないだ遠隔教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 教育課程に位置付けた教科・科目の授業や補習、県内外の学校との生徒交流、教員研修での活用（7 校） ・教育センターを配信拠点とした遠隔教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の小規模高等学校における遠隔教育システムの活用：全 10 校で活用（R1） 各校のニーズに応じて進学補習講座等を実施 <p>■教育の情報化の推進</p> <p>→県立学校及び市町村（小・中学校）に統合型校務支援システムを導入し、教員の働き方改革の推進に加え、小・中・高の校種間でのデータ連携など児童生徒の個別指導に活用できる基盤システムを構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムの導入状況 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校：H29 全校導入完了 市町村（小・中学校）：R1 26 市町村に導入（R2 全市町村に導入予定）
--------------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたって学び続ける環境づくりに向け、県民の多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、情報提供機能の強化が必要 ・ヘルメットの着用など、自転車の安全利用に対する子どもたちの意識のさらなる向上が必要 ・校務支援システムの多様な機能の活用による校内の業務改革や、蓄積される学力データの学習指導への活用など、効果的な活用を徹底していくことが必要
----	--

2 社会の状況

(1) 人口減少、少子化、高齢化の進行

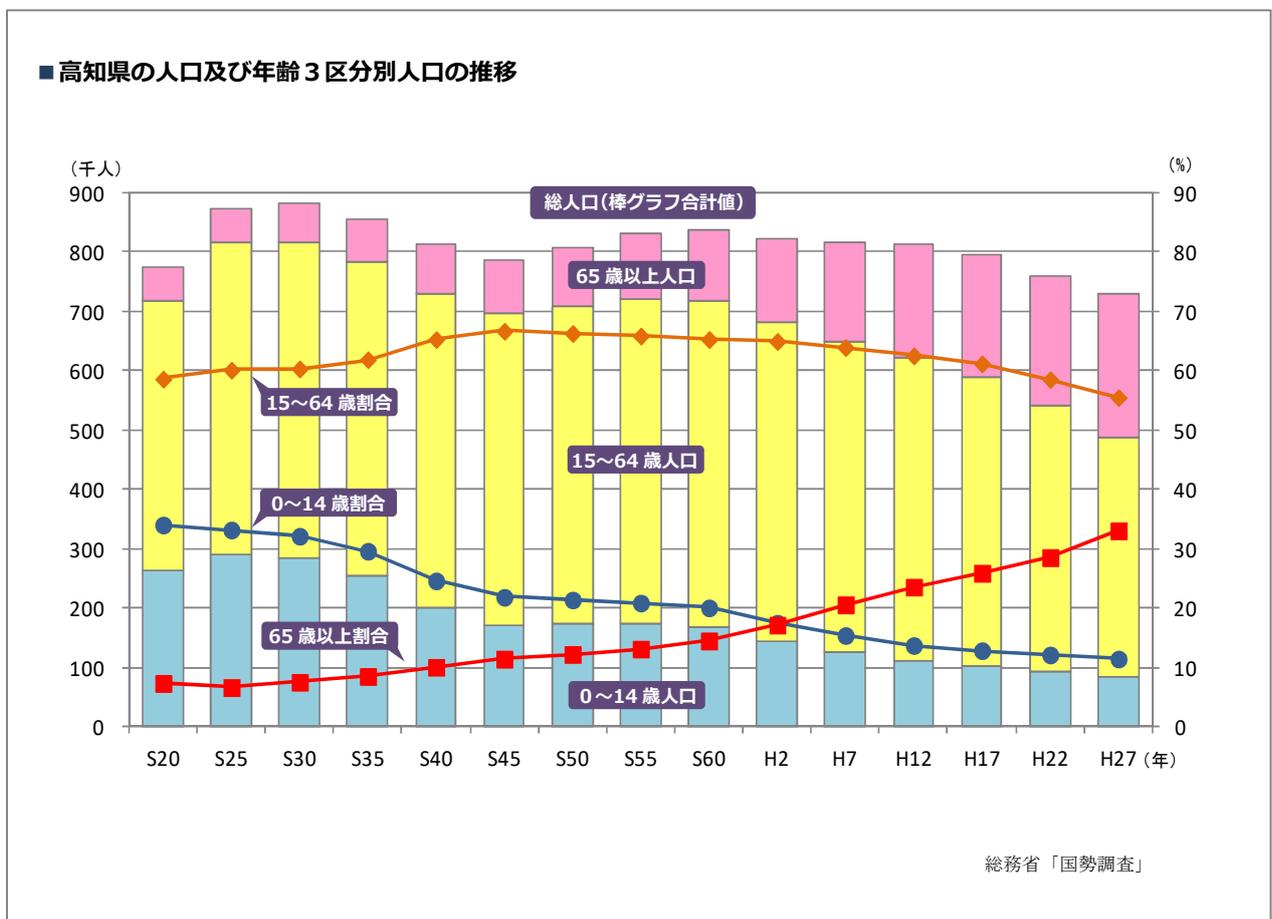
本県の人口は、昭和31年の88万3千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出等の影響により減少をはじめ、昭和45年に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少等の影響により昭和61年に再び減少に転じ、平成27年には約72万8千人となっています。

本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したことと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成13年から14年連続で続いており、特に、15～24歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約10年先行して高齢化が進んでいます。

「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、さらなる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。



(2) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

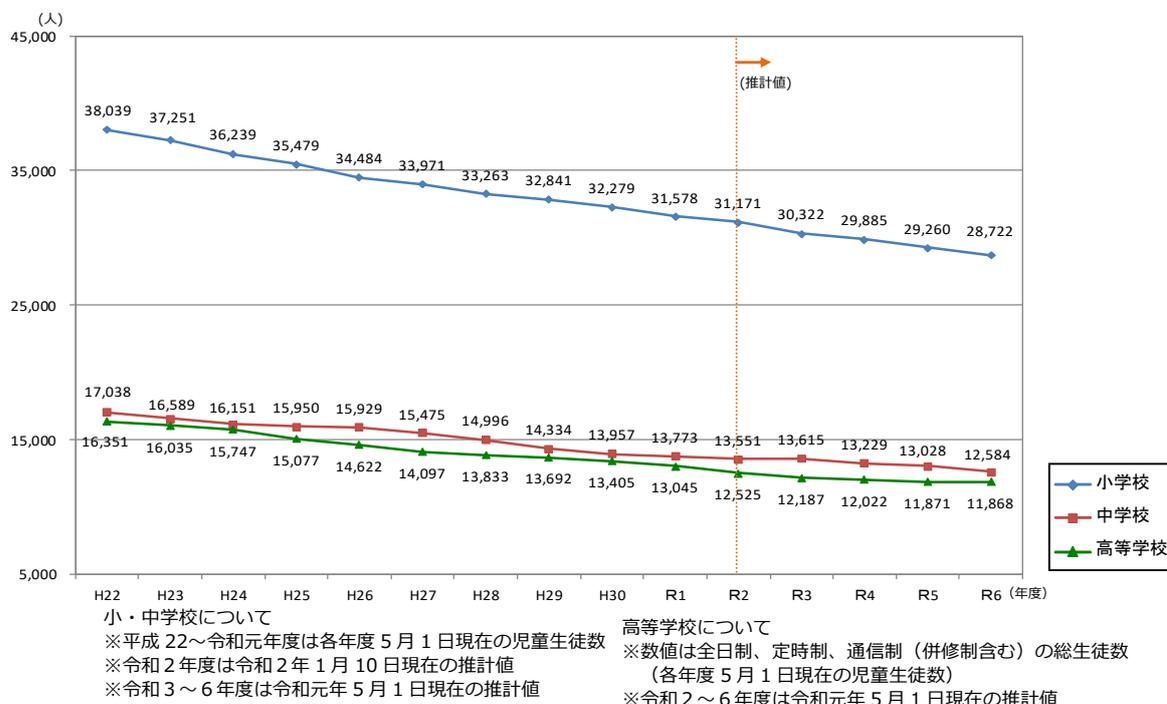
少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成 22 年に 71,428 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、令和元年 5 月現在、58,396 人まで減少しています。更に令和 6 年には約 53,200 人まで減少することが予測されています。

児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校の数は、平成 22 年から令和元年までの 10 年間で 48 校減少しています。

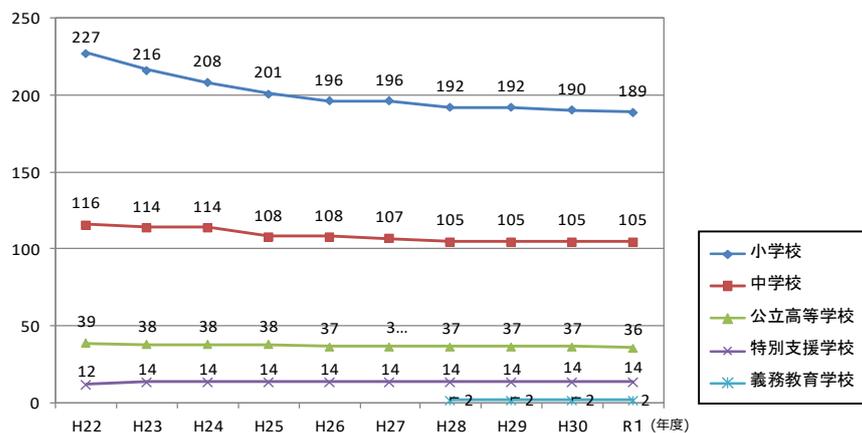
県立学校については、平成 26 年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、前期実施計画（平成 26～30 年度）においては、高知国際中学校・高等学校、須崎総合高等学校の開校、後期実施計画（平成 31～35 年度）においては高等学校 2 校の統合や中山間地域の学校の振興策を推進しています。

児童生徒数が更に減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

■公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移



■公立小・中・高・特別支援学校数の推移 ※休校数は除く



県小中学校課・高等学校課調査

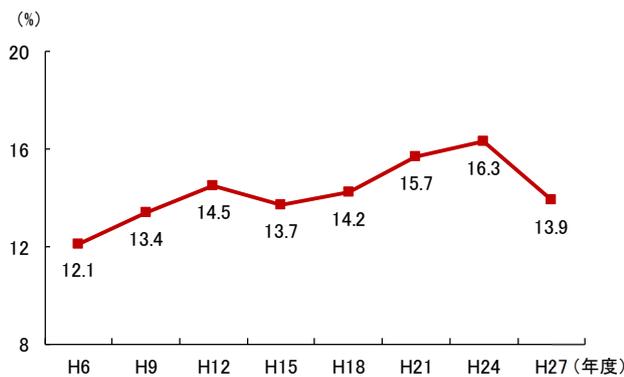
(3) 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

厚生労働省の調査によれば、平成 27 年の日本の子どもの貧困率は 13.9%であり、約 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合は更に高いことが推測されます。(※ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約 4 倍と厳しい状況にあります。)

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着やいじめ、不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

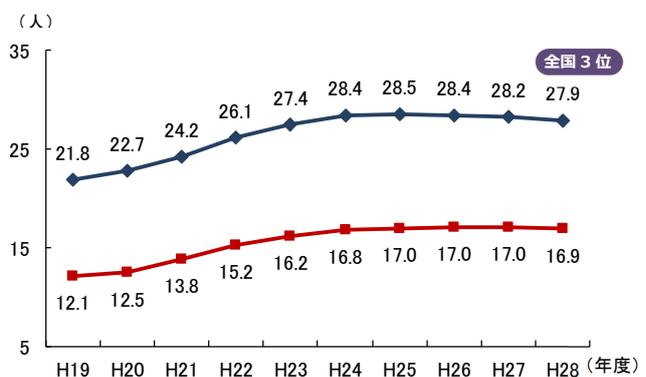
県では、こうした厳しい環境にある子どもたちへの支援を喫緊の課題と捉え、「第 2 期高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、保護者への生活・就労面での支援や子どもの学びの場・居場所の確保など、子どもの発達や成長の段階に応じた支援策を推進しています。

■子どもの貧困率※の推移（全国平均）



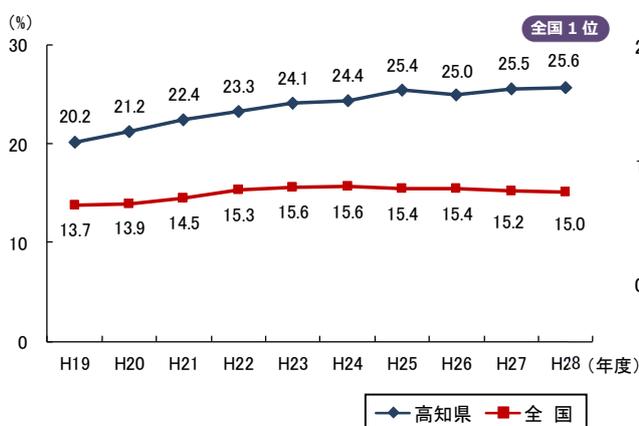
※17 歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない 17 歳以下の子供の割合
厚生労働省「国民生活基礎調査」

■生活保護被保護実人員（人口千人当たり）の推移



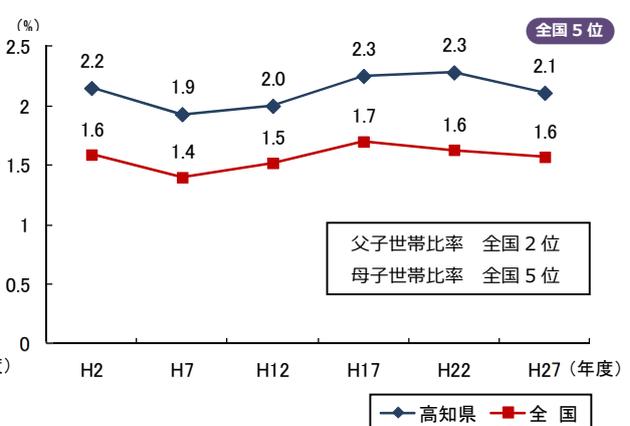
総務省「社会生活統計指標」

■就学援助率※の推移



※就学援助率 = 要保護・準要保護児童生徒数合計 / 公立小中学校児童生徒総数
文部科学省「就学援助実施状況調査」

■ひとり親世帯比率※の推移



※ひとり親世帯比率 = ひとり親世帯数 / 総世帯数

総務省「国勢調査」

(4) デジタル技術の進展と超スマート社会の到来

I o Tやロボット、ビッグデータ、A I等をはじめとする技術革新の進展により、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうした先進技術の活用により、新たな価値を創出し、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる「超スマート社会 (Society 5.0)」の到来が予想されています。

この超スマート社会においては、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測されており、近い将来、多くの職種がA I等に代替される可能性があるという指摘もあります。

本県においても、最先端のデジタル技術を活用し、県内のあらゆる分野の課題解決、開発されたシステムの地産外消、I T・コンテンツ関連企業の集積を図る「高知版 Society5.0」の実現に向けて取組を推進しています。

こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、I C Tを主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められます。

I o T : Internet of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることにより実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする要素技術の総称

ビッグデータ : インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ

A I : 人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータ等の人工的なシステムにより行えるようにしたもの

超スマート社会 (Society 5.0) : 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会

(5) 参考 : 主な国の教育改革の動き

○第3期教育振興基本計画

平成30年6月に、国における第3期の教育振興基本計画が閣議決定されました。

本計画は、第2期教育振興基本計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、人生100年時代、超スマート社会 (Society5.0) の到来など、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものであり、文部科学省は、本計画に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間で、教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化することを政策の中心に据えて、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など5つの基本的な方針に沿ってさまざまな施策を推進しています。

○平成29・30年改訂 学習指導要領

令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面実施、また、令和4年度から高等学校で年次進行の実施となる改訂学習指導要領では、基本理念として、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、各学校で、子どもたちに必要な資質・能力等を教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。

育成を目指す資質・能力は「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理され、その育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善や、学校全体として教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することなどが求められています。

教育内容の主な改善事項としては、「言語能力の確実な育成」、「理数教育の充実」、「伝統や文化に関する教育の充実」のほか、小学校における外国語活動・外国語の導入など「外国語教育の充実」や、道徳の特別教科化（小・中学校）等による「道徳教育の充実」などが示されています。また、その他の重要事項として、プログラミング教育を含む情報教育や、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育の充実についても明示されています。

○超スマート社会（Society 5.0）への対応

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）において、超スマート社会（Society 5.0）の実現を目指すことが宣言されたことを受けて、文部科学省は、平成29年11月に、「Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会」及び「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」を設置し、これからの時代に必要となる資質・能力、学校や学びの在り方、今後の教育の方向性等について検討を重ね、平成30年6月に、それらの検討結果をまとめ、取り組むべき政策の方向性を示した報告書「Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」を公表しました。

○技術の進展に応じた教育の革新及び新時代に対応した高等学校改革（教育再生実行会議）

政府の教育再生実行会議（平成25年1月設置）は、超スマート社会（Society 5.0）の到来など、変化の激しい社会に対応し活躍できる人材を育成するため、新たな時代を見据えた教育再生を早急に進めることが必要であるとの観点から、「技術の進展に応じた教育の革新」及び「新時代に対応した高等学校改革」の2つをテーマに、平成30年8月よりワーキング・グループを設けて検討を重ね、令和元年5月に、それまでの検討結果を第十一次提言として取りまとめ、首相に提出しました。

提言項目のうち、「新たな学びの基盤となる環境整備」に関しては、令和元年度補正予算において、新たな時代を担う人材の教育や、一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備することを目的に、児童生徒向けの一人一台端末と、学校における高速大容量のネットワーク環境を一体的に整備するための経費が盛り込まれました。

○学校における働き方改革

文部科学省が行った平成28年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月80時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の3割、中学校で6割存在していることが明らかになりました。平成29年6月に、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問されたことを受けて、さまざまな議論を進め、平成31年1月に答申を行いました。また、同月、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し公表しました。その後、令和元年12月には、上限に関するガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されました。

○幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月閣議決定）、「幼児教育・高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成 30 年 12 月関係閣僚合意）等を踏まえ、幼児教育の重要性に鑑み、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することを目指して、令和元年 5 月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年 10 月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まりました。この制度により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスの子どもたちの利用料が無料となっています。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保

平成 28 年 12 月に、不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間等に授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されました。

この法律に基づき、文部科学省は、「不登校児童に対する効果的な支援の推進」や「夜間中学の設置の促進」など、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を平成 29 年 4 月に策定するとともに、令和元年 7 月には、それまでの取組の現状・課題及び対応の方向性をまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表するなど、各自治体における施策の一層の推進に向けた取組を進めています。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念 ～目指すべき人間像～

第1期大綱では、下記の2つを基本理念として掲げ、その実現に向けて施策を推進してきました。この基本理念、目指すべき人間像は、先述した超スマート社会（Society5.0）の到来等が予測されている今後の社会においても変わらないものであり、一層重要であると考えられることから、第2期大綱においても継承することとします。

(1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

グローバル化や情報化、少子・高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むことが必要です。

<知・徳・体の育成すべき力>

- 知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲
- 徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性
- 体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣

こうした知・徳・体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、市町村教育委員会、県教育委員会等が、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身につけさせていかなければなりません。

このため、1つ目の基本理念を「**学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち**」の育成とします。

(2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

我が国では、先の見えない変化の激しい時代の中で、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められています。

このため、「**郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材**」の育成を2つ目の基本理念とします。

2 基本目標

基本理念の実現に向けた第4章の「基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組」に基づく取組の基本目標として下記の目標を設定するとともに、その達成に向けた取組の進捗や施策の成果・課題を把握するため、それぞれの目標に測定指標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

(1) 知の分野の目標

子どもたちが社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる、基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲を育む

<測定指標>

①小・中学校

●全国学力・学習状況調査において、

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

※H31 (R元) 年度全国学力・学習状況調査結果 (数値は全国平均正答率との差)

小学校：国語 +0.2 算数 +1.7 中学校：国語 -2.0 数学 -1.7

- ・小・中学校ともに、全ての評価の観点で正答率を全国平均以上とする

※H31 (R元) 年度全国学力・学習状況調査結果

評価の観点		小学校	中学校
国語	国語への関心・意欲・態度	60.4 (+2.8)	74.9 (-1.6)
	話す・聞く能力	73.2 (+0.9)	69.1 (-1.1)
	書く能力	55.6 (+1.1)	81.5 (-1.1)
	読む能力	82.3 (+0.6)	70.2 (-2.0)
	言語についての知識・理解・技能	52.5 (-1.0)	63.4 (-4.3)
算数・数学	数学的な考え方 (小)	63.1 (+0.9)	51.1 (+0.1)
	数学的な見方や考え方 (中)		
	数量や図形についての技能 (小)	76.3 (+2.7)	58.5 (-5.4)
	数学的な技能 (中)		
	数量や図形についての知識・理解 (小)	72.5 (+2.4)	69.1 (-2.2)
	数量や図形などについての知識・理解 (中)		

() は全国平均正答率との差

②高等学校

- 高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を10%以下とする

※R元年度学力定着把握検査結果 (高校3年生4月)：24.2%

(県立高等学校のうち進学に重点を置く学校を除いた30校の平均)

- 高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下とする

※H30年度卒業生に占める進路未定者の割合：5.5%

(2) 徳の分野の目標

社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育む

<測定指標>

- 児童生徒質問紙調査における道徳性等（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など）に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる

※H31（R元）年度全国学力・学習状況調査結果

「自分には、よいところがあると思う」： 小学校 82.7%（+1.5）中学校 73.6%（-0.5）

「将来の夢や目標を持っている」： 小学校 84.4%（+0.6）中学校 74.3%（+3.8）

「学校のきまり（規則）を守っている」： 小学校 90.7%（-1.6）中学校 96.3%（+0.1）

各質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合（（ ）は全国平均との差）

- 生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均まで改善させる

※H30 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

・千人あたり不登校児童生徒数：小中 20.9人(全国 16.9人)、高校 17.1人(全国 16.3人)

・中途退学率：1.7%(全国 1.4%)

※不登校については、不登校児童生徒が抜かりなく学校内外の関係機関等（医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSW など）による個に応じた必要な支援を受けられるよう、「横断的取組1 不登校への総合的な対応」の指標を設定（P.86）

(3) 体の分野の目標

生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を身につけさせる

<測定指標>

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、

・小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る

※R元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(数値はT得点(全国平均=50))

小学校：男子 49.3 女子 50.0

中学校：男子 49.9 女子 48.8

・総合評価でDE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値から3ポイント以上減少させる

※総合評価：体力テスト合計得点の良い方からABCDEの5段階で評定した体力の総合評価

※過去4年間の平均値：H28～R元年度における高知県のDE群の割合の平均値

小学校：男子 32% 女子 24%

中学校：男子 29% 女子 14%

第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組

1 概要

第3章の基本理念や基本目標の実現に向けて、これまでの取組の分析結果や社会の動向等を踏まえたうえで、第3期計画において重点的に進めていく必要がある取組について、6つの基本方針に整理するとともに、喫緊の課題の解決に向けて横断的に推進する取組を、2つの横断的取組として再構成し位置付けました。今後、これらの基本方針、横断的取組に沿って施策を推進します。

基本方針 I

チーム学校の推進

- I-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化
- I-2 チーム学校の推進による教育の質の向上

基本方針 II

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

- II-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実
- II-2 特別支援教育の充実

基本方針 III

デジタル社会に向けた教育の推進

- III-1 先端技術の活用による学びの個別最適化
- III-2 創造性を育む教育の充実

基本方針 IV

地域との連携・協働

- IV-1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興
- IV-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

基本方針 V

就学前教育の充実

- V-1 就学前の教育・保育の質の向上
- V-2 親育ち支援の充実

基本方針 VI

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

- VI-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり
- VI-2 文化財の保存・活用
- VI-3 児童生徒等の安全の確保

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

2 各基本方針、横断的取組の概要

基本方針

I

チーム学校の推進

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

このため、第2期計画では、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進してきました。

その結果、多くの学校において、学校経営計画に基づく校長を中心とした組織マネジメントの実践力が高まるとともに、教員同士の学び合いの仕組みによる授業改善や外部の専門家を活用した組織的な生徒指導等の取組が充実してきています。

一方、各学校において、これからの時代に必要となる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革、増加する若手教員の育成等に取り組むうえで、チーム学校の取組はますます重要になってきます。

このため、全ての学校において、組織的に課題に対応し、協働的に学び合い、教育の質を高めるための取組が自律的・継続的に実施されるよう、チーム学校の取組を更に推進します。

基本方針

II

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、いじめや不登校、虐待や非行といった困難な状況に直面しています。

県では、こうした厳しい環境にある子どもへの支援の徹底を図るため、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を推進してきました。

これまでの取組により、放課後等の学習機会の充実や、地域全体で子どもを見守る体制の整

備等に一定の成果が見られますが、生徒指導上の諸課題等の状況をみると、依然として多くの子どもが多様な課題を抱えており、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱えている子どもも少なくありません。

このため、全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、今後も引き続き厳しい環境にある子どもへの支援の充実を図ります。

また、特別支援教育については、近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒数の増加や、障害の状態の多様化が見られる中、教職員の専門性の向上や、より早期からの指導・支援の体制づくりが求められます。

このため、発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

基本方針 Ⅲ

デジタル社会に向けた教育の推進

技術革新が急速に進む中で、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が進んでいます。教育分野においても、AIやビッグデータ等の新しい技術の活用が進んできており、これまでの学校教育の在り方も大きく変化していくことが予想されます。

現在の一斉一律を前提とした授業の中では、理解が十分でなく授業についていけない児童生徒や内容が平易すぎると感じている児童生徒への対応、個々の児童生徒の興味・関心に沿った授業の実施といった点で課題があります。

また、中山間地域の小規模の高等学校等においては、就職から難関大学への進学まで、生徒の進路希望や興味・関心に応じた多様な指導に課題が見られる場合もあります。

こうした課題に対応し、児童生徒一人一人の進捗や能力、興味・関心に応じた学びの実現を図るため、ICTの活用による習熟度に応じた個別学習や遠隔教育システムによる授業配信など、先端技術を最大限に活用することで新しい教育方法の開発を図るとともに、その普及に向けた取組を推進します。

また、「超スマート社会（Society 5.0）」の到来等により、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測される中、本県においても、「高知版 Society5.0」の実現に向けて、最先端のデジタル技術の活用により各分野の課題解決を図るとともに、新たな産業創出や地場産業の高度化を推進していく取組が進んでいます。教育においても、デジタル社会に対応できる素養を育むことや、AI技術等を活用し新たな価値創造をもたらす人材を育成していくことが求められています。

このため、全ての児童生徒が、新しい時代に対応するための基盤となる情報活用力や思考力等を身につけることができるよう、各学校におけるプログラミング教育や理数系科目の教育の充実を図るとともに、AIやビッグデータ等を活用して新たな価値の創造や社会課題の解決を図る人材の育成に向けた高大連携の取組など、デジタル社会に対応する人材の育成を図ります。

地域社会とのさまざまな関わりを通じて、子どもたちにこれからの時代に必要な力や地域への愛着・誇りを育むとともに、地域コミュニティの核として魅力のある学校づくりを進めるためには、学校と地域との連携・協働の体制の構築が不可欠です。

特に、中山間地域をはじめ、多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、地元の人々や企業と連携して地域の課題解決に取り組む学習を推進するなど、学校と地域との連携・協働により、その地域ならではの教育を展開していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

また、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもを見守り育てていく体制の整備も必要です。近年の家庭環境の多様化に伴い、子どもと向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいることや、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、地域が家庭や子どもを見守り支える機能が低下していることが指摘されています。他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員だけでは対応には限界があります。

こうした状況を踏まえ、県では、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進等の取組を積極的に進めており、多くの学校で体制の整備が進んできましたが、厳しい環境にある子どもの見守り機能の強化など、取組の一層の充実が求められます。

このため、中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興や、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制の充実に向けて、「地域との連携・協働」を更に推進します。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

このため、第2期計画では、県内のどこにいても質の高い教育・保育を受けることができる環境の実現を目指し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の普及や園における組織マネジメント力の強化、保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上、保幼小の円滑な接続の推進などに取り組んできました。

こうした取組により、各園における教育・保育の質は着実に向上してきていますが、特別な支援を要する子どもへの対応や、子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援等の充実が求められる中、各園において、個々の保育者はもとより、園としての組織的な対応力を一層高めていく必要があります。加えて、就学前と小学校との教育内容の違いに子どもが十分適応できないことなどを原因として授業が成立しないとといった状況も依然として見られます。

このため、全ての保育所・幼稚園等において、専門的で高度な知見に基づく質の高い教育・保育の実践や小学校との連携、日常的な親育ち支援が充実することを目指し、今後も引き続き、就学前教育の充実を図ります。

基本方針
VI

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱まってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

これまでの取組により、オーテピア高知図書館の開館をはじめ、生涯学び続けるための環境の整備は一定進んできていますが、全ての県民が、急速な技術革新に伴う社会の変化や、平均寿命の伸長等によるライフサイクルの変化に対応するための知識や技能を身につけることができるよう、学びの機会の一層の充実が必要です。

このため、誰もが生涯を通じて学び、学んだ成果を地域等において発揮できるとともに、地域や世代間で学びを共有できる場が充実し、こうした場を通じて新たな学びが生まれる社会の実現に向けて、生涯学習・社会教育の推進、多様なニーズに対応した教育機会の提供など生涯学び続ける環境づくりを更に推進します。

また、今後高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。あわせて、台風・大雨や土砂災害等の気象災害の発生に加え、猛暑による熱中症や登下校時の交通事故の増加など、学校を取り巻く環境が変化しています。

さまざまな自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、全ての学校等において子どもの発達段階や地域の特性に応じた防災を中心とした安全教育や安全確保のための取組の充実を図るとともに、学校施設等の耐震化の促進など、安全・安心な教育基盤の確保のための取組を引き続き推進します。

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

県ではこれまで、不登校の未然防止を図るため、児童生徒の自尊感情を育む開発的な生徒指導や、児童生徒にとって安心安全な居場所づくり、児童生徒が主体的に取り組む活動を通じた仲間づくりなどを推進してきました。

また、厳しい環境にある児童生徒への支援の充実を図るため、スクールカウンセラーの全公立学校への配置やスクールソーシャルワーカーの全市町村への配置を行うとともに、登校することができない児童生徒への訪問支援を行うアウトリーチ型のスクールカウンセラーを、県内の全11市の教育支援センターに配置するなど、支援体制の充実を進めてきました。更に不登校をはじめ厳しい環境にある児童生徒に対して、的確なアセスメントに基づいて組織的に支援ができるよう、スクールカウンセラー等の専門人材を活用した校内支援会を全ての学校で実施しています。

しかしながら、本県の不登校の出現率は全国平均より高く、近年不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。また、不登校児童生徒の背景や要因も複雑化、多様化してきており、学校だけでは対応できない状況も見られ、県、市町村、医療、福祉等の関係機関が連携した総合的な取組を更に推進していく必要があります。

今後、不登校の未然防止に向けて、児童生徒が「今日も学校生活が楽しかった」「明日も学校に来たい」と実感できる、魅力ある学校づくりを更に推進するとともに、早期発見・早期対応のための学校の体制を強化します。また、不登校児童生徒への抜かりのない適切な支援ができるよう、市町村と連携して教育支援センターの機能強化を推進します。更に、心の教育センターによる取組をこれまで以上に強化し、学校、教育支援センター、心の教育センターの三層構造での重層的な支援を推進します。

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

「子どものために」という強い使命感や責任感から、学習指導のみならず、児童生徒に関わるあらゆる業務に献身的に対応する中で、年々学校や教員の役割が増大してきました。また、大量退職に伴う若年教員の採用、学習指導要領改訂に伴う総授業時数や部活動の指導時間の増加により、教員の長時間勤務が常態化しています。

文部科学省が行った平成28年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月80時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の3割、中学校で6割存在していることが明らかになりました。平成31年1月には、中央教育審議会におけるさまざまな議論を踏まえ、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申が示され、また、正規の勤務時間以外の時間において上限の目安時間を「月45時間、年間360時間」とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」も示されました。その後、令和元年12月には、上限に関するガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されるなど、こうした国の動向にあわせ、本県においても働き方改革に関するさまざまな取組を一層推進していく必要があります。

本県における令和元年6月の80時間以上の超過勤務者（校務支援員配置の小学校20校608人、中学校10校297人が対象）は、小学校で約18.9%、中学校で約36.4%と全国平均よりも少ないものの同様の傾向にあります。

こうした現状に対して、教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導などの子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校等と連携し、学校における働き方改革の取組を推進します。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた施策の体系図

基本理念

子どもの成長

6つの基本方針

6つの基本方針の実現に向けた施策群

学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

知・徳・体の調和のとれた生きる力

知の分野

学びに向かう力
思考力・判断力・表現力
知識・技能

徳の分野

他者と協働する力
自己肯定感・規範意識

体の分野

基本的な生活習慣
健やかな体力

I チーム学校の推進

II 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に 応じた教育の充実

III デジタル社会に向けた 教育の推進

IV 地域との連携・協働

V 就学前教育の充実

VI 生涯学び続ける環境づくりと 安全・安心な教育基盤の確保

I-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

I-2 チーム学校の推進による教育の質の向上

II-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

II-2 特別支援教育の充実

III-1 先端技術の活用による学びの個別最適化

III-2 創造性を育む教育の充実

IV-1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

IV-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

V-1 就学前の教育・保育の質の向上

V-2 親育ち支援の充実

VI-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

VI-2 文化財の保存・活用

VI-3 児童生徒等の安全の確保

6つの基本方針に関わる横断的な取組

1 不登校への総合的な対応

2 学校における働き方改革の推進

第5章 基本方針ごとの施策

基本方針Ⅰ-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

全ての学校において、校長のリーダーシップのもとで教育目標の実現や課題の解決を図るための組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。そのうえで、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指して教員同士が主体的に学び合い指導力を高め合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用しながら、組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」としての体制を更に強化します。

対策Ⅰ-1(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【現状・課題】

- ・学校経営計画に基づき組織的に取り組むことへの意識は高まってきたものの、PDCAサイクルによる取組の進捗管理や検証・改善の内容の質には、まだ課題が見られます。

【対策のポイント】

- ・各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的・効率的に行われるよう、学校組織の在り方検討委員会の報告（令和2年1月）も踏まえ、管理職等を対象とした研修の充実を図るとともに、各学校への訪問指導等により、学校経営計画に基づく実践を支援します。

【主な取組】

- ①管理職の組織マネジメント力の向上に向けて、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした体系的な研修プログラムのさらなる充実を図ります。また、中堅教諭が研修プログラムの一部を受講できる機会を増やすことなどにより、マネジメント力を有するミドルリーダーを計画的に育成します。

＜具体的な事業＞ 管理職等育成プログラム

- ②全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、PDCAサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組みます。こうした取組を支援するため、小・中学校に対しては各教育事務所の学校経営アドバイザーが、また、県立学校に対しては「学校支援チーム」が学校を訪問し、学校経営や授業改善に関して管理職への具体的な指導・助言を行います。

＜具体的な事業＞ 学力向上のための学校経営力向上支援事業

マネジメント力強化事業(学校経営計画の充実)

- ③各市町村教育委員会における学校事務の共同実施組織の拡大により、事務による教員の支援機能を一層強化するとともに、共同実施組織の事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理手法等を学べる機会を増やします。また、県内全ての公立学校事務職員が、その専門性を生かして積極的に学校経営に参画できるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 学校事務体制の強化

④学校における働き方改革に向けた組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知と併せて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗管理を行うことにより、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定などの取組を更に促進します。

また、個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るため、小・中学校における少人数学級編制の拡充など、効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行います。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

⑤学校現場の負担軽減のため、県教育委員会の調査や照会、事業、研修等について精選を行い、削減や簡素化を図るとともに、各学校における行事や業務の見直しに向けた取組に対し、先進的な事例の情報提供などにより支援を行います。

＜具体的な事業＞ 業務の効率化・削減

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合）	・小：29.5% ・中：25.7%	全国平均 ・小：37.3% ・中：33.9%	・小：40%以上 ・中：40%以上 かつ全国平均以上
学校経営計画の年度末評価結果がB（目標を概ね達成）以上の高等学校の割合	66% ※H30年度		100%

対策Ⅰ-1-(2)

教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築

【現状・課題】

- ・複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する「教科のタテ持ち」や、小規模校における教科の枠を越えて教員同士が学び合う「教科間連携」を導入してきた中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善や授業力向上のための取組が進んでいます。
- ・小学校では、組織的・協働的な学校づくりに向けた取組が各学校に任されており、組織的なOJT機能が弱い学校が見られます。
- ・県立学校では、主幹教諭の配置により円滑な組織運営につながっていますが、人材育成の面では十分な成果が得られていません。

【対策のポイント】

- ・全ての学校において、学校種や学校規模に応じたOJTの仕組みを構築することにより、教員の資質・指導力の向上や授業改善等に向けた各学校の組織的・協働的な取組を推進します。

【主な取組】

①小・中学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、経験豊富な教員がメンター（助言者）として若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を拡充します。

また、全ての中学校において、学校規模や教員の配置に応じて「教科のタテ持ち」や「教科間連携」、あるいは、その両方を組み合わせた取組を実施し、教員同士の学び合いによる組織的・協働的な授業改善等の取組を推進します。

＜具体的な事業＞ 組織力向上推進事業

②高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、若年教員の指導に携わる仕組みを構築します。

＜具体的な事業＞ 主幹教諭の配置拡充

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合）	・小：34.2% ・中：41.3%	全国平均 ・小：47.9% ・中：42.0%	・小：50%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上
主幹教諭等を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合	—		100%

対策Ⅰ-1-(3) 地域との連携・協働の推進

【現状・課題】

- ・地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合は増加しており、地域の大人と子どもたちとの交流が地域の活性化につながる事例も見られます。
- ・子どもたちに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校だけでの対応には限界があり、地域ぐるみで子どもを見守り育てていく体制の一層の充実が求められます。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもを見守り育てる取組を進めます。

【主な取組】

①地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。

＜具体的な事業＞ コミュニティ・スクール推進事業

②学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(3)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
コミュニティ・スクールを導入している小・中学校の割合	・小：19.1% ・中：24.0%		・小：100% ・中：100%
地域学校協働本部の実施率（小・中学校）【後掲】	92.4%		100%
保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（よく参加していると回答した割合）	・小：59.1% ・中：34.9%	全国平均 ・小：64.6% ・中：38.2%	・小：70%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上

【対策Ⅰ-1-(4)】

外部・専門人材の活用の拡充

【現状・課題】

・学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、学校外の専門人材を活用しながらチーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

【対策のポイント】

・学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

①相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置

し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。【後掲】

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

②小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立など、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。【後掲】

＜具体的な事業＞ 放課後等における学習支援事業

③高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 学習支援員事業

④各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員の派遣や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。【後掲】

＜具体的な事業＞ 運動部活動指導員配置事業
文化部活動指導員・支援員の活用

⑤学校に教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員を配置し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。

＜具体的な事業＞ 校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)配置事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(4)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
校内支援会において専門家の見立てを基に支援方法等が決定されている学校の割合【後掲】	—		・小:100% ・中:100% ・高:100%
放課後等における学習支援の実施校率【後掲】	・小・中:98.6% ・高:96.7% ※高は30校対象		・小・中:100% ・高:100%

対策Ⅰ-1-(4)の指標(つづき)	現状	参考値	R5年度末の目標数値
運動部活動指導員を配置した部活動において運動部活動指導員が単独で指導した部活動時間の割合 ※高知県運動部活動ガイドラインで示した部活動時間が上限(11h/週。高等学校において校長が認めた場合は16h/週)	・中:27.5% ・高:29.9%		・中:50%以上 ・高:50%以上
校務支援員配置校における教員の時間外在校等時間の削減率(配置の前年度から令和5年度までの期間の対前年度比)の平均が3%以上の学校の割合	校務支援員配置校の教員の時間外在校等時間の平均時間:48時間35分 R1:30校(6~11月)		・小:100.0% ・中:100.0%

対策Ⅰ-1-(5) 質の高い教員の確保・育成

【現状・課題】

- ・教員の大量退職・大量採用時代を迎える中で、近年の民間企業等の採用状況が好転していることなどにより、全国的に教員採用候補者選考審査における採用倍率が低下傾向にあり、受審者の確保が困難な状況があります。
- ・経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっている状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。

【対策のポイント】

- ・教員採用候補者選考審査の実施方法や広報の工夫、資質・指導力の向上に向けた採用前後の研修の充実など、質の高い教員の確保・育成のための取組を推進します。

【主な取組】

- ①本県が求める資質や能力を有する教員の確保に向け、教員採用候補者選考審査の受審者を増やすため、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県外での説明会等の開催など、積極的に広報活動を行います。

＜具体的な事業＞ 大量採用時代を見据えた教員の確保

- ②早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施するとともに、臨時的任用教員等を対象とした研修の機会の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 採用候補者への啓発(採用前研修)

- ③若年教員の実践的指導力を育成するため、初任者から採用3年目までの若年前期に集中して研修を実施します。また、学校組織の一員としての自覚を促し、組織運営に参加できるよう、学校組織マネジメントに関する研修内容の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 若年教員育成プログラム

④中堅教員の実践的指導力及びチームマネジメント力の向上を図るため、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりや、効果的なOJTの手法等に関する研修の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 中堅教諭等資質向上研修

⑤学校の力をもう一段高めるため、高知大学教職大学院や国が実施する中央研修等に現職教員を計画的に派遣することにより、本県の教育課題の解決に向けた取組を先導できる中核教員の育成を図ります。

＜具体的な事業＞ 大学等との連携の強化(高知大学教職大学院との連携)
学校の力を高める中核人材育成事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(5)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
高知県公立学校教員採用候補者選考審査における採用予定数の充足率(採用数/採用予定数)及び採用倍率(受審者数/採用数)	[充足率] ・小:106% ・中:112% [採用倍率] ・小: 7.7 倍 ・中:10.3 倍		[充足率] ・小:100%以上 ・中:100%以上 [採用倍率] ・小:3.0 倍以上 ・中:3.0 倍以上
「高知県教員育成指標」で求められる資質・能力を身につけるための「自己の達成規準」の達成状況	・自己評価:3.1 ・校長評価:3.2 ※3年経験者研修		・自己評価:3.1 以上 ・校長評価:3.1 以上 ※4段階評価

基本方針Ⅰ-2 チーム学校の推進による教育の質の向上

児童生徒に知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むために、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、自ら課題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に物事の本質を探究する授業づくりを組織的に推進します。

また、全ての教育活動を通じて、道徳教育やキャリア教育、児童生徒の良さを引き出す生徒指導や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組をチーム学校として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成、社会性の育成等を図り、生徒指導上の諸課題の予防・解決に努めます。

対策Ⅰ-2-(1) 教員の教科等指導力の向上〈小・中学校〉

【現状・課題】

- ・組織的に授業改善に取り組む学校は増えてきているものの、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現には至っていません。

【対策のポイント】

- ・教員主導の授業から児童生徒が能動的に授業に臨む授業へと改善を図り、主体的・対話的で深い学びを実現するため、教員が「いつでも・どこでも・だれでも」学べる機会を数多く設けることにより、学校全体で組織的に教科指導力の向上を図る取組を推進します。

【主な取組】

- ①小・中学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの充実を図るため、参加者が主体的・協働的に国語や算数・数学をはじめとする各教科と道徳、複式授業における授業づくりのプロセスを学ぶことができる「授業づくり講座」を拡充し、教員が自ら学び続け、ともに高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進します。

〈具体的な事業〉 「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト事業

- ②児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、拠点となる学校にリーダー教員や専科教員を配置し、言語活動を中心とした授業モデルを発信していくことで教員の指導力を向上させるとともに、教員の英語力を高める研修の実施や県が作成した英語教育用教材の活用促進等により、授業改善を推進します。

〈具体的な事業〉 英語教育強化プロジェクト事業

- ③教員の理科の指導力の向上を図るため、各地域において授業改善等の取組を推進する中核教員を大学との連携により養成・育成するとともに、実践交流や研修の機会を設けることにより、その活動を支援します。

〈具体的な事業〉 理科教育推進プロジェクト

④県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市の「学力向上推進室」に県から指導主事等を派遣するとともに、県と市の教育委員会が定期的に情報共有や協議する場を設け、高知市内の小・中学校に対する訪問指導体制の充実・強化を図ります。

＜具体的な事業＞ 学力向上に向けた高知市との連携

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合（「よく行った」と回答した学校の割合）	・小：22.3% ・中：18.3%	全国平均 ・小：22.2% ・中：20.8%	・小：50%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと回答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合）	・小：37.7% ・中：32.3%	全国平均 ・小：33.0% ・中：29.3%	・小：50%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思うと回答した児童生徒の割合（「そう思う」と回答した割合）	・小：32.9% ・中：32.0%	全国平均 ・小：30.3% ・中：28.3%	・小：50%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上

対策Ⅰ-2-(2)

基礎学力定着に向けた取組の充実＜高等学校＞

【現状・課題】

- ・第1期大綱に基づくこれまでの取組により、各学校における組織的な授業改善等の取組が進み、基礎学力の定着に課題のある生徒の割合の減少につながっているものの、義務教育段階の学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数います。

【対策のポイント】

- ・生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るため、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、学校支援チームによる学校訪問等の活動を強化し、授業改善を図っていきます。

【主な取組】

①各学校において、全国的に導入される「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進します。併せて、学校支援チームによる各学校への訪問・支援を強化し、教科会の充実等により組織的な授業改善の取組が更に広がるよう教員の意識改革を促進します。

＜具体的な事業＞ 学力向上推進事業

②高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。

＜具体的な事業＞ 学習支援員事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
授業において「学習のねらいが示され」「生徒が自ら考え、発表したり、振り返る場面が設定されている」など、授業改善が図られている教員の割合	—		70%以上

対策Ⅰ-2-(3)

多様な学力・進路希望に対応した指導の充実＜高等学校＞

【現状・課題】

- ・高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中、就職や進学を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が求められます。

【対策のポイント】

- ・生徒の学習意欲を高め、進路実現に向けた学力の向上を図るとともに、進学や就職を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

【主な取組】

①希望する職業に必要なとなる専門的な知識・技能や豊かな人間性を生徒に身につけさせることで、生徒の将来の進路実現の可能性を広げるために、講師の派遣や適切な教材の提供などを通して資格取得を支援します。

＜具体的な事業＞ 21 ハイスクールプラン

②大学進学を希望する生徒への指導の充実に向けて、指導力に定評のある県外の教員や学習塾の講師を招へいし、模範授業の見学や研究協議等を行う研修の実施などにより、教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図ります。

＜具体的な事業＞ 教科指導力向上事業

③就職を希望する生徒への支援の充実を図るため、卒業生の就職状況の情報収集や分析を行うとともに、就職アドバイザーを配置し、求人開拓や就職に関する個別支援を行います。

＜具体的な事業＞ 就職支援対策事業

- ④グローバルに活躍できる人材を育成するため、推進校における探究型学習及び英語教育に関するグローバル教育プログラムの開発・実践や、国際的な視野を持って思考力・判断力・表現力等を育成する国際基準の教育プログラムである国際バカロレアの取組を、高知国際中学校・高等学校において推進します。

＜具体的な事業＞ グローバル教育推進事業

- ⑤本県の産業教育の充実を図るため、高知県産業教育審議会との連携のもと、今後の産業教育の方向性や目標を明示し、各校における取組の充実につなげるとともに、産業教育に携わる教職員の資質・指導力の向上を図るため、新技術について教科の枠を超えて研修を実施するなど、研修内容の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 産業教育指導力向上事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(3)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
公立高校卒業生に占める国公立大学進学者の割合	12.6% ※H30年度卒		15%以上
公立高校卒業生の就職内定率(全・定・通)	99.0%		99%以上

対策Ⅰ-2-(4)

規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実

【現状・課題】

- ・道徳科の授業の質的転換を図るための研修と地域ぐるみでの道徳教育の推進に両輪で取り組んできたことにより、児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）が高まっています。
- ・暴力行為や小・中学校の不登校、中途退学が全国平均を上回る状況にあります。生徒指導上の諸課題の改善には、児童生徒が人権感覚を身につけたり、共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えたりすることにより、規範意識や自尊感情を育むことが必要です。

【対策のポイント】

- ・各学校において、全ての教育活動を通じて、道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成を図ります。

【主な取組】

- ①児童生徒に道徳性を育むため、全ての小・中学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図るとともに、参観日等における道徳授業の公開や副読本の家庭での活用など、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進します。

＜具体的な事業＞ 道徳教育実践充実プラン

- ②一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」に基づき、人権教育主任のマネジメント力や教職員の人権感覚の向上を図るための研修の充実や、指定校における実践の成果の普及などの取組を推進することにより、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 人権教育推進事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(4)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「よくしている」と回答した割合）	・小：46.0% ・中：39.2%	全国平均 ・小：42.1% ・中：34.0%	・小：60%以上 ・中：60%以上 かつ全国平均以上
個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を年間計画に位置づけ、実施している学校の割合	—		・小：100% ・中：100% ・高：100%

対策Ⅰ-2-(5)

目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実

【現状・課題】

- ・児童生徒が学習に主体的に取り組む態度を養うためには、児童生徒自身が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面や、知的好奇心・探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが必要です。
- ・社会生活を営むうえで基礎となる能力や態度が十分身につかないまま高等学校を卒業する生徒が一定数います。

【対策のポイント】

- ・児童生徒の目的意識の醸成や社会性の育成に向けて、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、探究的な学習活動のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

- ①社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の成長や変容を自己評価できる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図ります。

＜具体的な事業＞ キャリア教育強化プラン

- ②高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ キャリアアップ事業

③社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 主体的・探究的な学びの充実(主権者教育、地域協働学習)

④社会で人と人との関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ ソーシャルスキルアップ事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(5)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している学校の割合	・小:98.4% ・中:94.4% ・高:11.4%		100%
公立高校卒業後、就職した生徒の就職後1年目の離職率	13.8%		10%以下
3年生4月の進路希望未定の生徒の割合	5.2%		3%以下

対策Ⅰ-2-(6) 生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化

【現状・課題】

- ・各学校においては、生徒指導上の諸課題への対応を図る校内支援会等が組織的に行われるようになってきましたが、未然防止の観点で組織的・計画的に取組を進めていくことについては弱さがみられます。
- ・児童生徒の言動等の変化に教職員が気づけないことや、気づいていても組織で共有できずに対応が遅れてしまうことなどにより、問題が深刻化する場合があります。

【対策のポイント】

- ・小・中・高等学校の連携による情報共有の強化や、開発的な生徒指導の推進など、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、初期の段階での児童生徒の情報共有や校内支援会を中心とした組織的な対応の充実等により、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図ります。
- ・いじめの事案に対し、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、チーム学校として迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

【主な取組】

- ①小・中学校の指定校において、開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。

＜具体的な事業＞ 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ②管理職や関係教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的に開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織的な対応を行うことを徹底します。

＜具体的な事業＞ 校内支援会サポート事業

- ③生徒指導が未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。

＜具体的な事業＞ 生徒指導主事会（担当者会）

- ④児童生徒の状況に応じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）や養護教諭等が連携し、入学生の情報を共有することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。

＜具体的な事業＞ 生徒指導主事会（担当者会）

- ⑤各小・中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者（特に不登校の出現率の高い学校には不登校担当教員を配置）を位置付け、担当者を中心とした早期発見・早期対応の取組が行われるよう、学校の体制を強化します。また、県教育委員会の「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、具体的な指導・助言を行います。

＜具体的な事業＞ 不登校担当教員配置校サポート

- ⑥各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校内のいじめ対策組織を中心とした、いじめ防止、早期発見、早期対応の取組の徹底を図ります。また、県民総ぐるみでいじめ防止等の取組を推進するために作成した『「高知家」いじめ予防等プログラム』の活用により、学校や保護者、地域、関係機関が連携した取組の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ いじめ防止対策等総合推進事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(6)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
開発的な生徒指導(生徒指導の3機能)を進めることにより、「学校に行くのは楽しい」(小・中学校)、「学校生活は充実している」(高等学校)と肯定的に回答した児童生徒の割合	・小:85.8% ・中:79.5% ・高:86.8%		・小:90%以上 ・中:85%以上 ・高:90%以上
「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合	—		・教職員対象:100% ・保護者・地域対象:80%以上
校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合	—		・小:100% ・中:100% ・高:100%
不登校担当教員(者)が、児童生徒の出欠状況等早期支援につながる情報を毎日管理職に報告している学校の割合	—		・小:100% ・中:100%

対策Ⅰ-2-(7) 健康・体力の向上

【現状・課題】

- ・小・中学校の体力・運動能力は全国水準を維持しているものの、全国平均を継続的に上回るまでには至っておらず、運動習慣も十分に定着しているとは言えません。
- ・朝食欠食や睡眠不足、運動不足など、望ましい生活習慣の未定着から、肥満や痩身など、健康面に課題がある児童生徒の増加が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・小・中学校では、質の高い体育・保健体育授業の実現に向けて、教員の授業力向上を図るとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。
- ・高等学校では、スポーツへの興味・関心を高める取組等を推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる生徒を育てます。
- ・チーム学校として健康教育の充実に取り組む体制づくりを進めるとともに、健康教育に関する研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

①児童生徒の体力向上を図るために、運動への意欲を喚起させる運動遊び事業の実施や外部指導者の派遣、体育主任研修会における学校での取組の情報共有、こうちの子ども健康・体力支援委員会での事業検証等を通して、運動習慣の定着に向けた取組を進めます。

＜具体的な事業＞ こうちの子ども健康・体力向上支援事業

②体育・保健体育授業の質を向上させるために、体育授業の中核となる教員の育成や小学校体育専科教員の配置、外部指導者の派遣、指導力向上に関する研修会の実施、指導主事等による指定校や要請校への訪問指導等を通して、授業改善の取組を推進します。

＜具体的な事業＞ 体育授業の質的向上対策

③健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に考え、健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、がん教育や性教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 健康教育充実事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(7)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ＜小・中学校＞	・小男：9.8% ・小女：14.7% ・中男：10.4% ・中女：26.0%	全国平均 ・小男：7.7% ・小女：13.0% ・中男：7.1% ・中女：19.4%	全国平均以下
週1日(30分以上)、運動・スポーツをする生徒の割合(学校の体育の授業を除く)＜高等学校＞	52.3%		全国平均以上 (全国の18・19歳のスポーツ実施率)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	・小男：80.4% ・小女：81.2% ・中男：79.6% ・中女：73.1% ・高男：75.6% ・高女：79.4%	全国平均 ・小男：82.2% ・小女：82.3% ・中男：81.6% ・中女：78.2% ※高等学校は全国調査なし	・小・中：全国平均以上 ・高：85%以上
肥満傾向児の出現率	・小男：13.5% ・小女：10.4% ・中男：10.2% ・中女：9.9%	全国平均 ・小男：11.1% ・小女：8.2% ・中男：8.6% ・中女：6.7%	全国平均以下

対策Ⅰ-2-(8) 部活動の充実と運営の適正化

【現状・課題】

- ・生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていない部活動が見られます。
- ・生徒の減少が進む中山間地域の学校では、部活動の種類が限定されることや単独で大会に出場できない部があることが課題となっています。
- ・生徒にとって望ましい部活動環境の構築と、学校における働き方改革の観点から、部活動の運営の適正化を図る必要があります。

【対策のポイント】

- ・指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へい等により、部活動のさらなる充実を図ります。
- ・「高知県運動（文化）部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動（文化）部活動の方針」に基づく、部活動の運営の適正化を一層推進するとともに、新しい部活動の在り方を検討するなど、環境整備に取り組みます。

【主な取組】

①高等学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、県立高等学校に競技用具の購入や強化事業にかかる経費の支援を行います。

＜具体的な事業＞ 県立学校運動部活動活性化事業

②運動部活動の運営の適正化のため、「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図ります。

また、顧問教員等の指導者には、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、体育主任研修会や県外の優秀な講師を招へいた研修会を開催します。

＜具体的な事業＞ 運動部活動の運営の適正化

③各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減するために、高知県スポーツ指導者バンクの活用や地域スポーツハブ等との連携により、単独での部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員の配置を更に拡充します。

＜具体的な事業＞ 運動部活動指導員配置事業

④文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい文化部活動の推進を図ります。

また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の文化部活動にかかる負担を軽減するために、単独での指導や引率ができる文化部活動指導員の中学校への配置や、専門的な指導力を有した文化部活動支援員の高等学校への派遣を行います。

＜具体的な事業＞ 文化部活動指導員・支援員の活用

【対策の指標】

対策Ⅰ-2-(8)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
「高知県運動部活動ガイドライン」に明記した週休日及び練習時間を遵守している中学校の割合	—		100%
「県立学校に係る運動部活動の活動方針」に明記した週休日及び練習時間を遵守している高等学校の割合	—		100%

基本方針Ⅱ-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたち一人一人に応じた支援の充実を図るため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、地域や専門機関等との連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの切れ目のない支援を推進します。

対策Ⅱ-1-(1) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実

【現状・課題】

- ・家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。
- ・核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りや細やかな支援の充実が求められています。

【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等と家庭、地域等との連携による、多様な課題を抱える保護者の子育て力の向上に向けた支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ①地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など、さまざまな交流事業が展開されることを支援します。

＜具体的な事業＞ 多機能型保育支援事業

- ②配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。

＜具体的な事業＞ 保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)

- ③厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。

＜具体的な事業＞ 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

- ④厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援します。

＜具体的な事業＞ スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

【対策の指標】

対策Ⅱ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
子育て支援体制の拡充に取り組む園の数・割合	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放又は子育て相談の実施率: 82.5% ・多機能型保育支援事業の実施箇所数: 13 箇所 		<ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放又は子育て相談の実施率: 100% ・多機能型保育支援事業の実施箇所数: 40 箇所
保育所等における家庭支援の計画・記録の作成率	89.6%		100%

対策Ⅱ-1-(2)

放課後等における学習の場の充実

【現状・課題】

- ・学力が未定着である子どもの中には、家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられていない子どもも多くいます。

【対策のポイント】

- ・小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、地域の方々の参画を得て、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、放課後等の学びの場の充実に努めます。

【主な取組】

- ①小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立など、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。

＜具体的な事業＞ 放課後等における学習支援事業

- ②高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。【再掲】

＜具体的な事業＞ 学習支援員事業

- ③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実に努めるため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どものための利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

＜具体的な事業＞ 新・放課後子ども総合プラン推進事業

【対策の指標】

対策Ⅱ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
放課後等における学習支援の実施校率	・小・中:98.6% ・高:96.7% ※高は31校対象		・小・中:100% ・高:100%

対策Ⅱ-1-(3)	相談支援体制の充実・強化
------------------	---------------------

【現状・課題】

- 子どもたちに関わる課題が複雑化・多様化する中で、生徒指導上の諸課題などの解決を図っていくためには、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等の相談に広く対応できる体制の整備が必要です。

【対策のポイント】

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重点配置や専門性の向上、心の教育センターの機能や相談支援体制の強化により、子どもや保護者のニーズに対応した重層的な支援を実現します。

【主な取組】

- ①相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

- ②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行います。

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修

- ③県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちや保護者の相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ＆トータルな支援を行います。

＜具体的な事業＞ 心の教育センター相談支援事業

④児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりに向けて、心の教育センターの日曜日の開所や県東部・西部地域でのサテライト機能の整備など、相談支援体制を強化します。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等による指導・助言など、学校や教育支援センター等における相談支援の質的向上に向けた支援の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 心の教育センター相談支援事業

⑤不登校児童生徒に対して、学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立するとともに、児童生徒の多様な学びの場として、市町村が設置する教育支援センターの機能強化を図り、個に応じた指導・支援の充実を図ります。また、教育支援センターの未設置の町村への設置や広域の受け入れが可能となるよう、心の教育センターが訪問し、働きかけや支援に当たります。

＜具体的な事業＞ 教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究

【対策の指標】

対策Ⅱ-1-(3)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
心の教育センターによる教育支援センターでの支援会・ケース検討会等の実施率 ※教育支援センター22ヶ所(R1)	40.9%		100%
校内支援会において専門家の見立てを基に支援方法等が決定されている学校の割合【再掲】	—		・小:100% ・中:100% ・高:100%

対策Ⅱ-1-(4) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけでの対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

①地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業

②放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

＜具体的な事業＞ 新・放課後子ども総合プラン推進事業

③地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲】

＜具体的な事業＞ コミュニティ・スクール推進事業

④朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできるなどの実践力を育むために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進します。

＜具体的な事業＞ 食育推進支援事業

【対策の指標】

対策Ⅱ-1-(4)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合	43.4%		100%

対策Ⅱ-1-(5) 経済的負担の軽減

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。
- ・令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、その対象は満3歳以上の子どもと満3歳未満の住民税非課税世帯の子どもであり、満3歳未満児を養育する保育利用世帯の多くは経済的な負担を感じています。

【対策のポイント】

- ・高等学校における就学のための経済的支援や、多子世帯を対象とした保育料の軽減等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

- ①高等学校において、経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金の支給により、授業料の軽減を図るとともに、低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。
また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与を更に進めます。

＜具体的な事業＞ 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業

- ②18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

＜具体的な事業＞ 多子世帯保育料軽減事業

- ③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援します。
また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

＜具体的な事業＞ 新・放課後子ども総合プラン推進事業

基本方針Ⅱ-2 特別支援教育の充実

発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築を推進し、通級の学級、通級による指導（障害に応じた特別な指導）、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」における学びの質を高めるなど、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

対策Ⅱ-2-(1) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

【現状・課題】

- ・発達障害等特別な支援が必要な子どもの増加や障害の状態の多様化がみられる中、個々の状況に応じた適切な指導・支援の充実が求められます。
- ・連続性のある「多様な学びの場」における学びの充実に向けて、特別支援学級担任や通級による指導担当教員は、障害に応じた特別な指導を実施する教員として、より高い専門性が求められています。

【対策のポイント】

- ・「多様な学びの場」を担う教員をはじめ、全ての保育者、教員の専門性の向上を図るとともに、保育所・幼稚園等、学校における組織的な指導・支援の体制の充実・強化を図ります。

【主な取組】

- ①保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施します。

＜具体的な事業＞ 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上＜保育者しっ皆研修＞

- ②小・中学校において、発達障害等のある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、教育事務所の特別支援教育地域コーディネーター等による訪問支援等により、校内の支援体制や個別の指導・支援の内容、校種間の引き継ぎ等について指導・助言を行うとともに、特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性の向上に向けて、連絡協議会や研修会を実施します。

＜具体的な事業＞ 小・中学校における切れ目のない支援体制の構築推進

- ③高等学校において、通級による指導を中心に発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るため、教職大学院と連携した研究の実施、実践事例の収集、指導担当教員間のネットワークの構築などの取組を推進します。

＜具体的な事業＞ 高等学校における特別支援教育の推進

④発達障害等の特別な支援が必要な児童生徒への指導・支援を充実させるため、全ての教職員の専門性の向上に向けた研修を行います。

＜具体的な事業＞ 特別支援教育セミナー

【対策の指標】

対策Ⅱ-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
ユニバーサルデザインについて、県が示す5つの重点事項(※)を全ての教室で実践している学校の割合 ※県が作成する「すべての子どもが『分かる』『できる』授業づくりガイドブック」の内容にもとづいて示される、例えば「授業のめあてを提示する」といった具体的取組	—	ユニバーサルデザインの研究計画等への位置づけ ・小:95.8% ・中:94.4% ・高:49.0%	・小:100% ・中:100% ・高:100%
「個別の指導計画」が作成され、校内支援会や職員会議における情報共有のもと、組織的な指導・支援が実施されている幼児児童生徒の割合	—	個別の指導計画の作成 ・保幼:54.9% ・小:81.4% ・中:69.1% ・高:60.3%	・保幼:100% ・小:100% ・中:100% ・高:100%
発達障害の診断・判断のある幼児児童生徒に占める「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎが行われた児童生徒の割合	・保幼→小:92.0% ・小→中:88.5% ・中→高:34.7%		・保幼→小:100% ・小→中:100% ・中→高:80%以上

対策Ⅱ-2-(2)

特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

【現状・課題】

- ・障害の重度・重複化等により、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の教育的なニーズが多様化しています。
- ・近年、県立知的障害特別支援学校の生徒の一般企業への就職率は全国平均を超えています。が、個々の生徒の進路希望の実現に向けた取組の一層の充実が必要です。
- ・県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、施設等の大規模化及び狭あい化が課題となっています。

【対策のポイント】

- ・特別支援学校において、教員の専門性の向上及び組織的な指導・支援の充実を図るとともに、地域の小・中・高等学校の取組を支援するセンター的機能の向上を図ります。
- ・障害のある子どもが自分の地域での生活基盤を形成できるよう、居住地域の小・中学校における学習機会の充実を図ります。
- ・「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」からの提言(R元.12月)を基に、関係市町村とも連携し、施設整備等の具体化を図ります。

【主な取組】

①特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した指導・支援の充実に取り組みます。また、W

EB会議システムを活用して各特別支援学校間をつなぎ、教員同士が専門性を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。

＜具体的な事業＞ 学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業

②特別支援学校教員の幅広い専門性の向上に向けて、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許状の保有率向上につなげます。また、特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士や言語聴覚士など、外部の専門家を配置・派遣します。

＜具体的な事業＞ 特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業

③障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し合うため、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校等に副次的な籍（副籍）を置き、特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流や特別支援学校のある地域との交流及び共同学習、居住地校交流等を推進します。

＜具体的な事業＞ 特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業

④児童生徒の社会的・職業的自立に向け、現場実習先及び進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援など、障害や特性に応じた進路指導を充実させます。また、目標に向かって学習する意欲の向上や、望ましい職業観を育むため、外部専門家を活用した授業改善や、特別支援学校技能検定を実施します。

＜具体的な事業＞ キャリア教育・就労支援推進事業

⑤病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、「高知県立特別支援学校再編振興計画(第二次)」に基づき、病弱特別支援学校の移転開校を含めた再編、高等部の職業コースの開設、通級による指導の充実、訪問教育の充実等の取組を推進し、病弱教育を一層充実させます。

＜具体的な事業＞ 病弱特別支援学校の再編振興に向けた取組の推進

⑥知的障害特別支援学校において児童生徒数が増加し、施設等が大規模化及び狭あい化している状況などについて、関係市町村とも連携を図りながら、将来を見据えた改善・解消の方策を具体化し、安全・安心な教育環境の実現に取り組みます。

＜具体的な事業＞ 知的障害特別支援学校の狭あい化等への対応

【対策の指標】

対策Ⅱ-2-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)	45.3% ※R1.5.1 現在		100%
特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率	51.3% ※R1.5.1 現在		90%以上

基本方針Ⅲ-1 先端技術の活用による学びの個別最適化

急速に発展するICTやAI等の先端技術を有効に活用し、学習機会の地域間格差の解消や、児童生徒一人一人の興味・関心に応じた学びを実現するため、ICTを活用した双方向型の授業の配信やAIによる個別最適化学習等の新たな教育手法の開発・普及を図るとともに、その基盤となる学校のICT環境の整備を推進します。

対策Ⅲ-1-(1) ICTやAI等の先端技術の活用

【現状・課題】

- ・中山間地域等の小規模高等学校では総じて教員数が少なく、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程の編成や学習指導が困難な場合があります。
- ・現在の学校教育は、理解が十分でない児童生徒と、学習内容を平易と感じる児童生徒が混在する中での一斉授業が原則であり、個々の習熟度に応じた最適な学習指導が難しい状況が見られます。

【対策のポイント】

- ・遠隔教育システムによる授業配信や、ICTの活用による習熟度に応じた個別学習など、先端技術を活用した新たな教育方法の開発と普及・展開を図ります。

【主な取組】

- ①全ての小規模高等学校において生徒が希望する進路を実現するため、教育センターを配信拠点とした遠隔教育システムを活用し、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった科目を教育センターから各学校に同時双方向型の授業として配信するとともに、進学補習や資格試験のための講座など、生徒の多様な進路希望に対応した補習等の配信を行います。

＜具体的な事業＞ 遠隔教育推進事業

- ②特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した指導・支援の充実に取り組みます。また、WEB会議システムを活用して各特別支援学校間をつなぎ、教員同士が専門性を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。【再掲】

＜具体的な事業＞ 学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業

- ③生徒一人一人のつまずきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、複数の高等学校を拠点として、動画やAI型ドリル教材等のエドテックを活用した新たな指導方法の研究を行い、その成果を県内全域に展開していきます。

※エドテック (Edtech) : Education (教育) と Technology (技術) を組み合わせた造語

＜具体的な事業＞ ICT活用による個別学習プログラムの研究

【対策の指標】

対策Ⅲ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
小規模高等学校における遠隔教育システム活用校数	10校		14校
授業等においてICTを効果的に活用していると回答した教員の割合	—		70%以上

対策Ⅲ-1-(2)	学校のICT環境の整備
-----------	-------------

【現状・課題】

- ・ICTやAI等を活用した学習指導を推進するためには、児童生徒が自在に使用できるPC端末に加え、さまざまなインターネット教材等に一斉接続できる安定した情報通信基盤が必要ですが、各学校の整備状況には差が見られます。
- ・ICTを活用して教職員の業務の効率化等を図るため、県立高等学校に続き市町村立小・中学校にも統合型校務支援システムの導入を進めていますが、特別支援学校においても速やかに導入を図る必要があります。

【対策のポイント】

- ・これからの時代の学びや業務の削減・効率化に欠かせないICT機器や各種システムを、児童生徒や教員が自在に活用できる教育環境の実現に向けて、学校のICT環境の整備を迅速かつ計画的に進めます。

【主な取組】

- ① ICTの教育への活用を推進するために、国が示すロードマップに沿って、県立学校における児童生徒の学習用タブレット端末等の整備を迅速かつ計画的に進めます。また、市町村立小中学校における1人1台端末の整備に関しては、財政負担の軽減に向けて、広域的な調達を支援します。

＜具体的な事業＞ 県立学校のICT環境整備(GIGAスクール構想の実現)

- ② 児童生徒が一人一人の進度に応じて動画やAI教材等を活用できる次世代型の教育に対応するため、各教室に高速大容量の双方向通信を可能とする無線LANネットワーク環境を整備するなど、県立学校の情報通信環境の拡充を図ります。

＜具体的な事業＞ 県立学校のICT環境整備(GIGAスクール構想の実現)

- ③ 教職員の成績処理や指導要録作成等の業務の効率化に加え、全校種間や学校間の情報共有と引き継ぎの徹底、児童生徒の学習指導や生徒指導にも活用するため、特別支援学校も含めた全ての公立学校に、県内統一した統合型校務支援システムの導入を推進します。

＜具体的な事業＞ 校務支援システムの導入・活用促進

【対策の指標】

対策Ⅲ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
県立学校における GIGA スクールネットワークの整備率 ※GIGA スクールネットワークの水準(10Gbps 以上で接続可能な LAN ケーブル等)	—		100%
小・中学校における1人1台タブレット PC の整備率	—		100%
統合型校務支援システムを日常的に活用している教員の割合 (県立・市町村立)	—		100%

基本方針Ⅲ-2 創造性を育む教育の充実

超スマート社会（Society5.0）の到来を見据え、全ての児童生徒が、新たな時代の基盤となるデジタル技術を理解し情報活用力や論理的な思考力を身につけることができるよう、プログラミング教育や理数系科目等の教育内容を充実します。

また、A I等の高度なデジタル技術を活用し、社会においてさまざまな課題の解決や新たな価値の創造などに力を発揮できる人材の育成に向けて、高等学校と大学との連携や教員のICT活用力の向上を図る取組を推進します。

対策Ⅲ-2-(1) プログラミング教育の推進

【現状・課題】

- ・小学校におけるプログラミング教育（令和2年度から必修）の具体的な指導については、授業の実践事例が少ないことなどから、各学校における取組状況や教材の準備に差が見られます。

【対策のポイント】

- ・速やかな実践につながる具体的な研修や情報教育の推進を担う中核教員の育成などにより、全ての小学校における効果的なプログラミング教育の普及及び定着を図ります。

【主な取組】

- ①各小学校においてプログラミング教育の推進役を担う全ての情報教育担当教員を対象に、タブレットを活用した模擬授業や教材を使ったPC操作体験等を通じて具体的な指導方法の理解を深める研修を実施し、全ての小学校での速やかな実践を推進します。また、全校の実践事例を収集し、校務支援システムにおいて情報発信を行うことにより、教員がさまざまな教科にプログラミング教育を展開できる環境を整えます。

＜具体的な事業＞ プログラミング教育における授業力向上

- ②小学校におけるICTを活用した授業やプログラミング教育の推進及び充実を図るために、民間の養成プログラムを活用し、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員を計画的に養成します。

＜具体的な事業＞ プログラミング教育における授業力向上

- ③教材が未整備の学校においても効果的な授業実践や校内研修を実施できる環境を確保するため、県内4カ所の教科研究センターに貸出用のロボット教材等を整備します。また、企業や大学等と協働して開催するICT活用フォーラムにおいて、最先端の教材の活用方法や指導方法について体験的に学び、教員のICT活用指導力を高める環境を提供します。

＜具体的な事業＞ プログラミング教育の体制整備

【対策の指標】

対策Ⅲ-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
「高知県 ICT 活用ハンドブック」に掲げた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した学校の割合	—		100%

対策Ⅲ-2-(2) AI 人材育成のための教育の推進

【現状・課題】

- ・超スマート社会（Society 5.0）の支え手として、AI等の先端技術を活用し社会におけるさまざまな課題の解決や新たな価値の創造に活躍できる人材の育成が求められています。

【対策のポイント】

- ・デジタル社会で活躍できる人材の育成に向けて、大学等と連携した高度で専門的な学習内容の研究に取り組むとともに、新しい社会に対応しうる情報活用力や課題解決力を生徒に身につけさせるための学習の充実や、教員の指導力向上を目指します。

【主な取組】

- ①高度なデジタル技術を活用し、AIやデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向け、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を学べる高度な学習内容等の研究を進めます。

＜具体的な事業＞ 高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実

- ②社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。【再掲】

＜具体的な事業＞ 主体的・探究的な学びの充実(主権者教育、地域協働学習)

- ③教員が日常的にICTを活用した教科指導を実践できる力を育成するため、年次研修において、ICTを効果的に活用した授業実践に関する研修を実施します。また、これらの研修を担う教育センターの設備を整備するとともに、県教育委員会指導主事のICT活用指導力を図る研修会を定期的を開催します。

＜具体的な事業＞ 教員のICT活用指導力の向上

- ④ ICTを効果的に活用している他県の先進自治体に教員を派遣するとともに、国が実施する情報化指導者養成研修に指導主事等を派遣し、学校現場におけるICTの活用に関する専門性の向上や、組織的なICT教育の取組を推進します。

<具体的な事業> 学校の力を高める中核人材育成事業

【対策の指標】

対策Ⅲ-2-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
高大連携によるデジタル社会に対応した教育システムの構築			R4年度より本格実施

基本方針Ⅳ-1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、その地域ならではの教育を展開していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

このため、中山間地域における次世代の特色ある学校づくりや地域の特色を生かした高等学校の魅力化の取組など、行政・学校・地域の連携・協働により、各地域の教育の振興に向けた取組を推進します。

対策Ⅳ-1-(1) 中山間地域における多様な教育機会の確保

【現状・課題】

- ・中山間地域では、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を余儀なくされている地域が増えてきています。
- ・中山間地域等の小規模の高等学校では、生徒数が少ないために教科・科目の選択肢の確保や社会性を育む集団活動などの面で課題がみられます。

【対策のポイント】

- ・中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、高等学校の魅力と特色ある学校づくりを推進します。

【主な取組】

- ①中山間地域の教育振興を図るために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して次世代の特色ある学校づくり（義務教育学校等）を目指す市町村教育委員会を支援することにより、学校と地域との連携・協働によるチーム学校としての教育活動を充実させ、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

＜具体的な事業＞ 中山間地域における特色ある学校づくり推進事業

- ②中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、探究型学習や課題研究など地元市町村や企業と連携した学習内容の充実や、優秀な指導者の招へい等による部活動の充実・強化を図るとともに、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。また、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 高等学校の魅力化・情報発信の推進

- ③全ての小規模高等学校において生徒が希望する進路を実現するため、教育センターを配信拠点とした遠隔教育システムを活用し、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった科目を教育センターから各学校に同時双方向型の授業として配信するとともに、進学補習や資格試験のための講座など、生徒の多様な進路希望に対応した補習等の配信を行います。【再掲】

＜具体的な事業＞ 遠隔教育推進事業

【対策の指標】

対策Ⅳ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
中山間地域の高等学校のうち、令和元年度と比較して入学者数が増加した学校数	—		10 校中 10 校
小規模高等学校における遠隔教育システム活用校数【再掲】	10 校		14 校

対策Ⅳ-1-(2)	県立高等学校再編振興計画の着実な推進
------------------	---------------------------

【現状・課題】

- ・高等学校教育等の内容の維持・向上に向けて、多様な教育活動ができる適正規模の学校の維持や魅力ある学校づくりが求められます。

【対策のポイント】

- ・県立高等学校再編振興計画に基づき高等学校の統合、高台移転や学校の魅力化の取組等を着実に推進します。

【主な取組】

①県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき、中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、探究型学習や課題研究など地元市町村や企業と連携した学習内容の充実や、優秀な指導者の招へい等による部活動の充実・強化、ICTの活用による学習環境の整備を図るとともに、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。また、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。

- ＜具体的な事業＞ 高等学校の魅力化・情報発信の推進
遠隔教育推進事業
県立学校の ICT 環境整備(GIGAスクール構想の実現)

②安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を着実に推進します。

- ＜具体的な事業＞ 施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）

③高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合完了に向けた取組など、引き続き対応が必要な県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」の取組を着実に推進します。

- ＜具体的な事業＞ 県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組

【対策の指標】

対策Ⅳ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
中山間地域の高等学校のうち、令和元年度と比較して入学者数が増加した学校数【再掲】	—		10 校中 10 校
県立学校における GIGA スクールネットワークの整備率【再掲】 ※GIGA スクールネットワークの水準(10Gbps 以上で接続可能な LAN ケーブル等)	—		100%

対策Ⅳ-1-(3)

県と市町村教育委員会との連携・協働の推進

【現状・課題】

- ・県内の広域的な課題などについて特に責任を負う県教育委員会と、各市町村内の公立小・中学校等の教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任を負う市町村教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていく必要があります。
- ・各市町村で教育課題の状況が異なる中、人的及び財政的な制約により、単独での課題への対応が困難な市町村も見られます。

【対策のポイント】

- ・県教育委員会と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、本県教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

【主な取組】

- ①県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や全ての市町村教育委員会で構成されている高知県市町村教育委員会連合会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。

＜具体的な事業＞ 市町村教育委員会との連携・協働

- ②第2期大綱及び第3期計画に掲げる基本目標や基本方針等を踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県教育委員会と市町村教育委員会が協議したうえで教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

＜具体的な事業＞ 教育版「地域アクションプラン」推進事業

【対策の指標】

対策Ⅳ-1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
教育版「地域アクションプラン」推進事業における各市町村による事業検証結果において目標を達成できた割合	98.6% ※H30 年度		100%

基本方針Ⅳ-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きていく力を身につけていくため、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる仕組みを構築します。

また、保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、子どもが育つ基盤である家庭の教育力の向上に向けた支援に取り組みます。

対策Ⅳ-2-(1) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいますが、地域の教育力の低下に伴い、支え合いの仕組みが弱くなっています。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけの対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

①学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業

②地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業

③放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。

＜具体的な事業＞ 新・放課後子ども総合プラン推進事業

④地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲】

＜具体的な事業＞ コミュニティ・スクール推進事業

【対策の指標】

対策Ⅳ-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
地域学校協働本部の実施率(小・中学校)	92.4%		100%
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率(小学校)	96.3%		100%
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合【再掲】	43.4%		100%
コミュニティ・スクールを導入している小・中学校の割合【再掲】	・小: 19.1% ・中: 24.0%		・小: 100% ・中: 100%

対策Ⅳ-2-(2) 家庭教育への支援の充実

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいます。
- ・保護者の不規則な生活習慣による子どもたちへの影響が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、家庭教育力の向上に向けた取組を支援します。

【主な取組】

①教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対応していくため、各地区においてPTAの研修会等を開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげていきます。また、保幼小中高の連携した活動が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、関係者の取組を支援します。

＜具体的な事業＞ PTA 活動振興事業

②保護者等を対象とした子育て講座など市町村が行う家庭教育支援の取組を支援します。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣します。

＜具体的な事業＞ 家庭教育支援基盤形成事業

③保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、より多くの保護者に良好な親子関係についての理解を広げるため、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 親育ち支援啓発事業

④子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。【後掲】

＜具体的な事業＞ 基本的な生活習慣向上事業

【対策の指標】

対策Ⅳ-2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小:77.8% ・中:73.3%	全国平均 ・小:80.5% ・中:76.0%	全国平均以上
「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合 「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合 (している・どちらかといえばしていると回答した割合)	[寝ている] ・小:81.1% ・中:79.6% [起きている] ・小:90.3% ・中:92.8%	全国平均 [寝ている] ・小:81.4% ・中:78.0% [起きている] ・小:90.6% ・中:92.8%	[寝ている] ・小:85%以上 ・中:85%以上 かつ全国平均以上 [起きている] ・小:95%以上 ・中:95%以上 かつ全国平均以上

基本方針Ⅴ-1 就学前の教育・保育の質の向上

保育所・幼稚園等において、園評価の適切な実施などを通じて、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内のどこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めることにより、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

対策Ⅴ-1-(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底

【現状・課題】

- ・保育所・幼稚園等において、園内研修等の機会や園評価の適切な実施が十分でなく、保育所保育指針・幼稚園教育要領等(H29～)を踏まえた教育・保育の実践につなげていない園があります。

【対策のポイント】

- ・各保育所・幼稚園等における質の高い教育・保育の実現に向けた組織的な取組を推進するため、訪問指導や研修等を通じて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」の活用促進や園内研修の充実を図ります。
- ・県の保育者育成指標と国が示す「保育士等キャリアアップ研修」を連動させた研修の充実等により、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上を図ります。

【主な取組】

- ①保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえて、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援や教育センターでの基本研修等の場において、活用方法の周知・徹底を図ります。

また、幼保支援アドバイザーや指導主事の直接訪問等により、ガイドラインを全ての園において活用し、保育実践に生かされるよう取り組みます。

＜具体的な事業＞ 園内研修支援事業

- ②管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」を活用した研修の実施や、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。

＜具体的な事業＞ 園評価支援事業

- ③保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、基本研修やキャリアアップ研修を教育センターを中心として実施し、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組みます。

＜具体的な事業＞ 基本研修

- ④返還免除制度のある保育士修学資金等を貸し付け、保育士資格取得を目指す学生等を支援することにより、保育士確保に努めます。

＜具体的な事業＞ 保育士等人材確保事業

- ⑤保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施します。【再掲】

＜具体的な事業＞ 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上＜保育者しつ皆研修＞

【対策の指標】

対策Ⅴ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合	62.6%		100%
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用保育者研修: 55.6% ・主任・教頭研修: 67.0% ・所長・園長研修: 65.0% 		<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用保育者研修: 80%以上 ・主任・教頭等研修: 80%以上 ・所長・園長研修: 80%以上

対策Ⅴ-1-(2) 保幼小の円滑な連携・接続の推進

【現状・課題】

- ・ほとんどの小学校区で、保幼小の円滑な接続に向けた接続期カリキュラムの作成が進んだ一方で、子どもの経験や育ちをつなぐ組織的・計画的な保幼小の連携・接続が十分に行われていません。

【対策のポイント】

- ・市町村教育委員会、保育所・幼稚園等や小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、各地域における保幼小接続期カリキュラム等の実践・改善の取組を促進します。

【主な取組】

- ①「高知県保幼小接続期実践プラン」を基に各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実践・改善されるよう支援します。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に普及します。

＜具体的な事業＞ 保幼小連携・接続推進支援事業

② 厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。【再掲】

＜具体的な事業＞ 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

③ 厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援します。【再掲】

＜具体的な事業＞ スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

【対策の指標】

対策Ⅴ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率(それぞれ年3回以上実施)	[連絡会] ・保・幼等:72.0% ・小:65.3% [交流活動] ・保・幼等:76.2% ・小:77.7%		[連絡会] ・保・幼等:100% ・小:100% [交流活動] ・保・幼等:100% ・小:100%

基本方針Ⅴ-2 親育ち支援の充実

乳幼児期におけるよりよい親子関係の構築を図るため、保育所・幼稚園等において、親の子育て力を高めるための「親育ち支援」が日常的・継続的に行われるよう、園全体で親育ち支援に取り組む体制づくりを進めます。また、子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保護者を対象とした学習会等の開催や基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

対策Ⅴ-2-(1) 保育者の親育ち支援力の強化

【現状・課題】

- ・保育所・幼稚園等において、親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んでいますが、日常的・継続的な実践までには至っていない状況にあります。

【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村の課題に応じて親育ち支援を推進する中核となる保育者（親育ち支援地域リーダー）や、園内の親育ち支援を推進する担当者（親育ち支援担当者）を中心に組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

【主な取組】

- ①保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。

＜具体的な事業＞ 親育ち支援啓発事業

- ②親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域で学べる仕組みづくりを支援します。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進します。

＜具体的な事業＞ 親育ち支援保育者スキルアップ事業

【対策の指標】

対策Ⅴ-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
親育ち支援における園内の研修計画作成率	53.9%		100%
親育ち支援担当者の配置率	87.5%		100%

対策Ⅴ-2-(2)

保護者の子育て力向上のための支援の充実

【現状・課題】

- ・核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的な生活習慣の未定着につながっている場合が多くあります。

【対策のポイント】

- ・良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させます。
- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【主な取組】

①保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、より多くの保護者に良好な親子関係についての理解を広げるため、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。

＜具体的な事業＞ 親育ち支援啓発事業

②子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

＜具体的な事業＞ 基本的な生活習慣向上事業

【対策の指標】

対策Ⅴ-2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
夜 10 時までに寝る幼児の割合(3歳児)	81.9%	全国平均 68.5%(H22) ※2 才児	95%以上
親育ち支援担当者の配置率【再掲】	87.5%		100%

基本方針Ⅵ-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

県民の誰もが生涯にわたって学ぶことができ、その学びの成果がさまざまな場面で発揮できることは、地域や社会に好影響をもたらします。

このため、生涯学習・社会教育の取組を「学ぶ」「生かす」「ひろがる」「支える」それぞれの視点から強化し、生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくりを進めます。

対策Ⅵ-1-(1) 知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進

【現状・課題】

- ・社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきています。
- ・県内では、県や市町村のほか民間や大学も含め、多様な講座や教室が開催されていますが、こうした学びの場の情報提供が十分ではありません。
- ・地域の課題解決に生かせる学びや、さまざまな理由で適時に学ぶことができなかった方の学び直しなど、県民の多様な学びのニーズに応える必要があります。

【対策のポイント】

- ・生涯にわたって学び、その成果を地域社会に生かすことができる「知の循環型社会」を目指して、多様な学びの機会の提供、学びを地域に還元できる仕組みの充実、学びを共有できる場の充実、知の循環を支える基盤の充実といったそれぞれの取組を進めます。

【主な取組】

- ①社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援します。

＜具体的な事業＞ 社会教育振興事業

- ②子どもの生きる力を育成するために、小学校や青少年教育団体等が、青少年教育施設や地域施設を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援します。

＜具体的な事業＞ 自然体験活動の推進

- ③青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供します。

＜具体的な事業＞ 青少年教育施設振興事業

- ④高知市が設置する「高知みらい科学館」の運営支援を通じて、県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興を進めます。

＜具体的な事業＞ 高知みらい科学館運営事業

⑤県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、市町村や関係機関等と連携した啓発イベント等を開催するなど、高知県教育の日「志・とさ学びの日」を広く周知・啓発するための取組を推進します。

＜具体的な事業＞ 志・とさ学びの日推進事業

⑥地域の方々の経験や学びを社会に還元する場として、また、子どもたちの学びを、参画する大人の新たな学びにつなげる場として、放課後子ども教室や地域学校協働本部における地域学校協働活動を推進します。また、県民一人一人がニーズや希望に応じて学び、その成果が発揮できるよう、市町村や民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談機能を強化します。

＜具体的な事業＞ 生涯学習活性化推進事業

【対策の指標】

対策Ⅵ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
社会教育主事を配置している市町村数	13 市町村		26 市町村
保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（よく参加していると回答した割合）【再掲】	・小：59.1% ・中：34.9%	全国平均 ・小：64.6% ・中：38.2%	・小：70%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上
県立青少年教育施設の利用者数（青少年）	159,547 人 ※H30 年度		172,000 人以上
生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数	—		55,000 件/年

対策Ⅵ-1-(2)

オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

【現状・課題】

- ・オーテピア高知図書館が地域を支える情報拠点として、県民の資料要求に応え、暮らしや仕事の中でのさまざまな課題の解決に役立つことができるよう、サービスの提供体制のさらなる充実が求められています。
- ・県民がそれぞれの地域で読書をし、役立つ情報が得られるよう、県内全域の読書・情報環境の一層の充実が必要です。

【対策のポイント】

- ・オーテピア高知図書館において、社会状況の変化等にも対応できる新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供や、司書の専門性や能力を高めることにより、課題解決支援サービスの充実に取り組みます。
- ・県内全域の読書・情報環境の充実に向け、高知県図書館振興計画（平成 30 年 7 月策定）に基づく取組を進めます。
- ・子どもたちに小さい頃から図書に親しむ習慣を身につけてもらうため、第三次高知県子ども読書活動推進計画（平成 29 年 2 月策定）に基づく取組を進めます。

【主な取組】

- ① 県民の知的ニーズに応え、課題解決ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供、研修等の充実による司書の専門性の向上、関係機関と連携したサービスの提供等に取り組むとともに、県民に広く周知するための効果的な広報活動を行います。
- また、県民に身近な市町村立図書館等の充実に向けて、図書への協力貸出しや職員を対象とした研修の実施などにより、市町村立図書館等の運営や人材育成を支援します。

＜具体的な事業＞ 図書館活動事業

- ② 県内全域の図書館等の振興に向け、市町村に図書館の有用性を周知するとともに、子どもたちに小さい頃から読書に親しむ習慣を身につけてもらうため、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組めます。

＜具体的な事業＞ 読書活動推進事業

【対策の指標】

対策Ⅵ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
県民一人当たりの図書貸出冊数	4.4 冊 ※H30 年度	全国平均:5.4 冊 ※H29 年度	4.9 冊以上
県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数	22,245 冊 ※H30 年度		35,000 冊以上
オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数	30,041 件 ※H30 年度		30,000 件以上
児童・生徒が家や図書館で普段(月～金)全く読書をしていない割合	・小:16.1% ・中:31.0%	全国平均 ・小:18.7% ・中:34.8%	全国平均を3ポイント以上下回る

対策Ⅵ-1-(3)	多様なニーズに対応した教育機会の提供
------------------	---------------------------

【現状・課題】

- ・進路未定のまま中学校を卒業した方や高等学校を中途退学した方、さまざまな理由により義務教育を受けられなかった方、本国で義務教育を受けていない外国籍の方など、必要な時期に十分に学ぶことができなかった方がいます。
- ・高等学校中途退学等により社会的に自立することに困難な事情を抱えている若者がいます。

【対策のポイント】

- ・社会的自立に困難を抱える若者に対する修学・就労に向けたきめ細かな支援や、公立中学校夜間学級の設置等により、県民の多様なニーズに応じた学びの場を提供します。

【主な取組】

①さまざまな背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、本県における中学校夜間学級の設置・開校に向けた教育環境の整備を行います。また、開校後は、教育環境の充実と教育活動の活性化を図るなど、円滑な学校運営を推進します。

＜具体的な事業＞ 中学校夜間学級設置促進等推進事業

②進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学した方や、ニートやひきこもり傾向にある若者に対し、「若者サポートステーション」を核にして、修学や就労に向けた支援を行います。

＜具体的な事業＞ 若者の学びなおしと自立支援事業

③社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応するため、聴講生制度の拡充など、定時制高等学校における学びの機会の確保と拡充を図ります。

＜具体的な事業＞ 定時制教育の充実

【対策の指標】

対策Ⅵ-1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
若者サポートステーション利用者の進路決定率(単年度)	32.7% ※R1.10月		40%以上

基本方針VI-2 文化財の保存・活用

文化財の適切な保存と調査研究を進めることにより、文化財の価値の維持と向上に努め、後世に伝えていきます。また、その活用を図ることにより、県民が文化財についての理解を深めたり、地域の歴史を身近に感じたりする機会を充実させるとともに、地域の活性化にもつなげていきます。

対策VI-2-(1) 計画的な文化財の保存・活用の促進

【現状・課題】

- ・文化財の価値を後世に伝えるための対応が十分ではありません。
- ・過疎化、少子・高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっています。
- ・文化財の保存と継承を図るため、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が増してきています。

【対策のポイント】

- ・文化財の保存と活用の取組を進めていく共通の基盤となる高知県文化財保存活用大綱を策定するとともに、市町村に対し、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組む体制が整うよう、アクションプランである文化財保存活用地域計画の策定を促します。
- ・上記の大綱・計画に基づき、県内の文化財の保存と活用を推進します。

【主な取組】

- ①地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むため、高知県文化財保存活用大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けた取組を支援します。
また、文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。

＜具体的な事業＞ 文化財の保存と活用の推進

- ②高知城の重要文化財建造物の保存のため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、火災や南海トラフ地震等の災害に備えるための取組を進めます。

＜具体的な事業＞ 高知城の保存管理と整備の推進

- ③埋蔵文化財を通して文化の振興や地域への愛着を高めるため、埋蔵文化財の発掘調査を円滑に実施し出土遺物を埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに、市町村と連携し地域の歴史や文化を知る機会を設けるなど、埋蔵文化財の保護と活用を推進します。

＜具体的な事業＞ 埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進

【対策の指標】

対策VI-2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末 の目標数値
高知城の入場者数	349,677 人 (うち「チームラボ高知城光の祭」入館者 69,031 人 小・中・高校生 35,158 人) ※H30 年度		280,000 人以上 (うち小・中・高校生 36,000 人以上)

基本方針Ⅵ-3 児童生徒等の安全の確保

さまざまな自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、学校等における防災を中心とした安全教育と安全管理の充実を図るとともに、南海トラフ地震等に備えた施設等の整備を進めます。

また、老朽化が進行する学校施設等について、安全・安心で快適な教育環境を整備し長く使い続けるために、効率的な維持管理と予防保全的な改修工事等による施設整備を推進します。

対策Ⅵ-3-(1) 防災を中心とした安全教育・安全管理の充実

【現状・課題】

- ・南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風や大雨等による気象災害が激甚化しており、本県でも被害が懸念されています。
- ・全国で子どもの尊い命が奪われる交通事故・事件等が発生しており、本県においても毎年、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者事案が発生しています。

【対策のポイント】

- ・学校における安全教育として、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、積極的に安全な社会づくりに参加し貢献できるような安全に関する資質・能力を育成します。
- ・学校における安全管理として、安全で安心な学校環境の整備や、子どもたちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させます。

【主な取組】

- ①子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進します。

＜具体的な事業＞ 防災教育推進事業

- ②登下校時の安全確保に向けて、子どもたち自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関等と連携した学校安全の取組の強化・充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 登下校の安全対策の促進

- ③子どもたちの発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成30年10月19日条例第52号）に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を促進するなど登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図ります。

＜具体的な事業＞ 自転車ヘルメット着用推進事業

【対策の指標】

対策Ⅵ-3-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
発達の段階に応じて設定した、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能(別途設定する)を身につけ、それを確認できる授業や訓練が実施されている学校の割合	—		・小:100% ・中:100% ・高:100% ・特:100%
スクールガード(学校安全ボランティア)や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全対策について家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができている小学校の割合	—		100%

対策Ⅵ-3-(2)

南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進

【現状・課題】

- ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、台風や大雨、土砂災害等の気象災害も頻発する中、施設への被害を最小限に止め、子どもたちの安全・安心を確保する必要があります。
- ・地域の避難所に指定されている学校施設等について、発災後も避難所として機能を維持できるように、非構造部材等の耐震対策が必要となっています。

【対策のポイント】

- ・学校施設等の耐震化や防災機能の強化を推進します。

【主な取組】

- ①市町村立小・中学校等における耐震対策や防災機能の強化等の促進により、災害に強い学校施設等の整備を推進します。県立学校では、発災時に地域の避難所になる学校体育館の天井材の落下防止や窓ガラス飛散防止等の非構造部材等の耐震化を進めます。

＜具体的な事業＞ 学校施設の安全対策の促進

- ②南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への財政的支援を行います。

＜具体的な事業＞ 保育所・幼稚園等の施設整備の促進

- ③安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を着実に推進します。【再掲】

＜具体的な事業＞ 施設整備事業(県立高等学校再編振興計画)

【対策の指標】

対策Ⅵ-3-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
学校施設等の耐震化率	<ul style="list-style-type: none"> ・保・幼等: 95.7% ・公立小・中: 98.4% ・公立高・特: 100% 	全国平均 <ul style="list-style-type: none"> ・保・幼等: 88.4% ・公立小・中: 99.2% ・公立高・特: 98.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ・保・幼等: 100% ・公立小・中: 100% ・公立高・特: 100%
県立学校体育館の非構造部材等の耐震化率	40.0% (16校/対象40校) ※R2.3月に確定		100%

対策Ⅵ-3-(3)

長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進

【現状・課題】

- ・築年数が40年を超える学校施設や青少年教育施設が数多くあり、早期の老朽化対策が課題となっています。
- ・従来の改築による整備方針では、次々と建て替え時期を迎え、多額の費用負担が短期間に集中することから、財政負担の平準化を図るために計画的な整備が必要です。

【対策のポイント】

- ・「高知県立学校施設長寿命化計画」（平成29年12月策定）に基づき、県立学校施設の長寿命化改修を実施します。
- ・県立青少年教育施設・設備の計画的な改修・修繕を進めます。

【主な取組】

①児童生徒等にとって安全、安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」に基づき、築40年を経過している学校施設の改修等に取り組みます。

＜具体的な事業＞ 学校施設の長寿命化改修による整備の推進

②青少年教育施設利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、利用者の意見を踏まえながら、優先度の高いものから計画的に施設・設備の改修や修繕を進めます。

＜具体的な事業＞ 青少年教育施設の整備

【対策の指標】

対策Ⅵ-3-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
学校施設の長寿命化改修の実施	・調査: 4棟		<ul style="list-style-type: none"> ・調査: 33棟 ・設計: 33棟 ・工事: 16棟

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

不登校の未然防止を図るため、児童生徒が学校が楽しいと実感できるような魅力ある学校づくりを推進するとともに、初期対応のための組織強化や校内支援会のさらなる充実を図り、校内の支援体制を強化します。

また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援が抜かりなく行われるよう、学校と専門機関等との連携・協働体制を構築しながら、重層的な相談支援体制を強化します。

取組 1-1) 不登校の未然防止と初期対応

【現状・課題】

- ・児童生徒理解に基づいた学級経営、授業づくりを、組織的・協働的に進めていく必要があります。
- ・教員の不登校に対する認識や不登校対応の知識、経験が十分でない場合があります。
- ・学校における初動体制の仕組みや不登校支援に必要な情報収集など、系統立った対処方法が十分に確立されていない場合があります。

【取組のポイント】

- ・学校全体で組織的に学習指導と生徒指導の一体化を図り、教員の教科等指導力や児童生徒理解・不登校対応力を向上させることにより、不登校を生じさせない学級・学校づくりを進めます。
- ・学校における早期の情報共有による支援体制を構築することにより、兆しの見えた初期の段階でのチーム支援の強化を進めます。
- ・個に応じた指導支援が切れ目なく引き継がれるよう、校内の支援体制のさらなる充実・強化を図ります。

【主な取組】

- ①未然防止の取組や校内支援会の実施など、不登校に対する組織的な取組を学校経営計画に位置付け、PDCAサイクルを回し、学校全体で組織的に取り組みます。また、若年教員の研修や「メンター制」、「教科のタテ持ち」等の教員同士が学び合う仕組みにより、教員の教科指導力や生徒指導力を高めていきます。

＜具体的な事業＞ 組織力向上推進事業

- ②児童生徒に社会の中で多様な人々と互いに尊重し合う社会性や他者への思いやりや規範意識などの道徳性を育むため、教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育を進めます。

＜具体的な事業＞ 道徳教育実践充実プラン
人権教育推進事業

- ③小・中学校の指定校において、開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。

＜具体的な事業＞ 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ④生徒指導が未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。

＜具体的な事業＞ 生徒指導主事会(担当者会)

- ⑤『「高知家」いじめ予防等プログラム』における児童生徒対象の「自己肯定感育成プログラム」や「人間関係づくりプログラム」の組織的・計画的な実施や、ソーシャルスキルトレーニングなど社会で必要なコミュニケーション能力や社会性を育む取組を通して、児童生徒の自尊感情や人間関係を築く力を育てます。

＜具体的な事業＞ いじめ防止対策等総合推進事業

ソーシャルスキルアップ事業

青少年教育施設振興事業

- ⑥児童生徒が目的意識を持って学校生活を送ることができるよう、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、地域と学校が協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。

＜具体的な事業＞ キャリア教育強化プラン

キャリアアップ事業

地域協働学習の推進

- ⑦各小・中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者(特に不登校の出現率の高い学校には不登校担当教員を配置)を位置付け、担当者を中心とした早期発見・早期対応の取組が行われるよう、学校の体制を強化します。また、県教育委員会の「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、具体的な指導・助言を行います。

＜具体的な事業＞ 不登校担当教員配置校サポート

校務支援システムの導入・活用促進

- ⑧学校等の相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置や就学前の子どもや保護者に対する助言や指導等を保育者と連携して行う取組を支援します。

＜具体的な事業＞ スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

- ⑨管理職や関係教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的に開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織的な対応を行うことを徹底します。

＜具体的な事業＞ 校内支援会サポート事業

- ⑩スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットホームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行います。また、校内支援会を運営する教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる合同研修会を実施し、相談支援の連携強化を図ります。

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修

- ⑪不登校の未然防止には、就学前の早い段階から関係機関と連携した支援が重要であるため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。

＜具体的な事業＞ 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

- ⑫発達障害等特別な支援が必要な幼児児童生徒に対し就学前から高等学校卒業に至るまで適切な指導・支援が行われるよう保育者や教員の体系的な研修を充実するとともに、外部専門家や地域の人材の力を活用した組織的・協働的な取組を行い、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進

特別支援教育セミナー

高等学校における特別支援教育の推進

特別な支援を要する子どもへの対応力の向上<保育者しっ皆研修>

- ⑬保育所・幼稚園等において、子どもとの関わり方や基本的生活習慣の定着等、子育てに関する啓発や子育て相談活動の充実を図るとともに、保護者との関わり方や支援の仕方について保育者の理解を深め、親育ち支援力の向上を図ります。

＜具体的な事業＞ 親育ち支援啓発事業

親育ち支援保育者スキルアップ事業

基本的生活習慣向上事業

- ⑭地域による子どもたちの見守り機能を強化した「高知県版地域学校協働本部」の推進や保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入促進を図ることにより、地域と連携した特色ある教育活動を充実し、安心して教育が受けられる魅力ある学校づくりを進めます。

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業

コミュニティ・スクール推進事業

取組 1-(2) 社会的自立に向けた支援の充実

【現状・課題】

- ・学校において外部の専門人材を効果的に活用した組織的な支援体制を強化していくことが必要です。
- ・不登校児童生徒やその保護者が気軽に安心して相談できる環境が十分に整っていない状況にあります。
- ・学校以外の関係機関等において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた個別支援を更に充実させる必要があります。
- ・ひきこもり傾向にある児童生徒やその保護者等に対して、積極的に専門的な支援をするための学校外の体制強化を図る必要があります。

【取組のポイント】

- ・不登校児童生徒やその保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、教育、心理、福祉等のそれぞれの専門的な視点からの多角的に見立てる仕組みを推進し、組織的な支援体制を強化します。

【主な取組】

- ①相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

- ②児童生徒の状況に応じた適時適切な支援が行われるよう、各学校において専門人材を活用した効果的な校内支援会を実施するとともに、必要に応じて心の教育センターや福祉、医療等の関係機関と連携して児童生徒の支援を行う仕組みづくりを推進します。

＜具体的な事業＞ 校内支援会サポート事業

- ③児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりに向けて、心の教育センターの日曜日の開所や県東部・西部地域でのサテライト機能の整備など、相談支援体制を強化します。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等による指導・助言など、学校や教育支援センター等における相談支援の質的向上に向けた支援の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 心の教育センター相談支援事業

- ④個々の児童生徒の状況に応じて、ICTを活用した学習指導や進路指導など、適時適切な支援の充実を図ります。また、教育支援センターの新設や市町村間相互の広域の受け入れを推

進するとともに、放課後や夜間等の多様な学びの場や体験活動の機会の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究
青少年教育施設振興事業

⑤家庭の経済状況を背景として休みがちになる児童生徒も一定数いることから、経済的な理由で就学が困難な家庭を対象とした経済的支援や教育費の負担軽減を図ります。

＜具体的な事業＞ 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業

⑥進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学し、社会的自立に困難を抱える方々に対し、「若者サポートステーション」を核にして、修学や就労に向けた支援を行います。

＜具体的な事業＞ 若者の学びなおしと自立支援事業

【取組の指標】

横断的取組1の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
1,000人あたりの新規不登校児童生徒数	・小:5.0人 ・中:22.1人 ・高:11.5人	全国平均 ・小:2.8人 ・中:20.9人 ・高:5.6人	・小:2.0人以下 ・中:20.0人以下 ・高:5.0人以下
90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等(医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSWなど)の相談や支援を受けている児童生徒の割合	—		・小:100% ・中:100% ・高:100% ※R2年度末

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等の子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校等と連携し、学校における働き方改革の取組を推進します。

取組 2-(1) 学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革

【現状・課題】

- ・統合型校務支援システムの導入により勤務時間を管理する環境は整いましたが、システムが十分活用されておらず勤務時間管理が徹底されていない学校があります。
- ・教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識して限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要です。

【取組のポイント】

- ・各教育委員会において策定する「学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」に基づき、管理職のマネジメント実践により、勤務時間管理の徹底のほか、在校等時間を意識したメリハリのある働き方を進めます。
- ・限られた時間を有効に活用し、より効果的で効率的な教育活動を行うことができるよう、管理職や教職員を対象とした研修の実施や好事例の紹介などにより、教職員一人一人の働き方に関する意識改革の取組を推進します。

【主な取組】

①学校現場における統合型校務支援システムを活用した勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定等の取組を更に促進します。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革
校務支援システムの導入・活用促進

②管理職のマネジメント力を高めるための研修や管理職と取組推進役となる職員との合同研修の実施など、教職員一人一人の働き方に関する意識改革を進めます。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

③各市町村教育委員会及び各学校が行う取組の進捗状況を確認し、取組の検証を行うとともに、他県や推進校等での先進的な事例の収集・情報提供を行います。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

④学校組織体制の改善・強化のため、小・中学校における少人数学級編制の拡充など、効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行います。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

- ⑤学校事務に関する企画・調整を一元的に行う共同学校事務室による共同実施体制を強化するため、設置の拡充を図るとともに、学校全体の組織マネジメント力の強化や教員の業務負担の軽減につなげるため、事務職員の学校経営への参画の拡大を進めます。

＜具体的な事業＞ 学校事務体制の強化

取組 2-(2)

業務の効率化・削減

【現状・課題】

- ・部活動ガイドラインに沿った取組の実施や研修等の見直しなど、教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組の実施によって一定の成果は見られるものの、長時間勤務の抜本的な改善には至っていません。

【取組のポイント】

- ・教職員の専門性が求められる業務の精選やICTの活用により、業務の効率化に取り組みます。
- ・これまで学校が担ってきた業務を整理し、学校が担うべき業務とスクールカウンセラーなど専門性をもった外部人材や、事務職員等と連携・分担すべき業務、保護者・地域等の協力により分担すべき業務など、役割分担の明確化・適正化を進めます。

【主な取組】

- ①各学校において、統合型校務支援システムの効果的な活用を促進することにより、指導要録や学習評価等の電子化や教材等の情報共有など、校務に係る業務の効率化・削減を図ります。

＜具体的な事業＞ 校務支援システムの導入・活用促進

- ②各学校において、長時間勤務の要因であり、負担感が大きいとされる部活動について、県や市町村の部活動ガイドライン等に沿った休養日や活動時間等の適正な計画を立てるとともに、着実に実施することを徹底します。

＜具体的な事業＞ 運動部活動の運営の適正化

文化部活動指導員・支援員の活用

- ③学校現場の負担軽減を図るため、県教育委員会の調査や照会、事業等について精選を行い、削減や簡素化に取り組みます。

＜具体的な事業＞ 業務の効率化・削減

- ④教員が学校で児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行うとともに、遠隔教育システムの活用による教職員研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組みます。

＜具体的な事業＞ 業務の効率化・削減

- ⑤各学校において、学校行事や業務の精選、効率化、縮減に向けた取組が推進されるよう、他県や推進校での先進的な事例の収集・情報提供などによる支援を行います。

＜具体的な事業＞ 業務の効率化・削減

取組 2-(3)

専門スタッフ・外部人材の活用

【現状・課題】

- ・必ずしも教員が担わなくてもよい業務に、専門スタッフ・外部人材を活用することで、教員の負担感の軽減や個々の児童生徒への指導・支援の充実につながっています。

【取組のポイント】

- ・教職員の負担感の軽減や長時間勤務の縮減に向けて、専門スタッフ・外部人材の配置拡充を進めます。

【主な取組】

- ①教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげるため、教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員の配置拡充を図ります。

＜具体的な事業＞ 校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)配置事業

- ②教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置拡充を図ります。

＜具体的な事業＞ 運動部活動指導員配置事業

文化部活動指導員・支援員の活用

- ③子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築するため、心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を進めます。

＜具体的な事業＞ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

- ④各学校が放課後や長期休業期間に実施する補充学習を支援するため、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を進めます。

＜具体的な事業＞ 放課後等における学習支援事業

学習支援員事業

⑤保護者や地域の方等が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもを見守り育てる体制が構築されることにより、教員が教育活動により一層力を注ぐことが可能となることが期待されることから、地域学校協働本部等の設置拡大を図ります。

＜具体的な事業＞ 地域学校協働活動推進事業
 コミュニティ・スクール推進事業

【取組の指標】

横断的取組 2 の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
時間外在校等時間の上限時間である月 45 時間以内、年 360 時間以内を遵守できた教員の割合 (ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合は、月 100 時間未満、年 720 時間以内)	時間外在校等時間が月 45 時間以内の教員の割合 ・小:55.2% ・中:40.7% (R 元.6～10 月校務支援員配置校(30 校)調査)	時間外在校等時間が月 45 時間以内の教員の割合 ・小:17.2% ・中:11.1% (H28 年度教員勤務実態調査)	・小:100% ・中:100% ・高:100% ・特:100%

第 6 章 事業実施計画

1 事業一覧

基本方針 I

チーム学校の推進

I-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

対 策		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	1		管理職等育成プログラム	教セ
		2		学力向上のための学校経営力向上支援事業	小中
		3		マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	高等
		4		学校事務体制の強化	教福・教セ
		5		学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福
		6		業務の効率化・削減	教福
(2)	教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築	7		組織力向上推進事業	小中
		8		主幹教諭の配置拡充	高等
(3)	地域との連携・協働の推進	9	新	コミュニティ・スクール推進事業	小中
		後		地域学校協働活動推進事業	生涯
(4)	外部・専門人材の活用の拡充	後		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
		後		放課後等における学習支援事業	小中
		後		学習支援員事業	高等
		後		運動部活動指導員配置事業	保体
		後		文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
		10		校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福
(5)	質の高い教員の確保・育成	11		大量採用時代を見据えた教員の確保	教福
		12		採用候補者への啓発（採用前研修）	教セ
		13		若年教員育成プログラム	教セ
		14		中堅教諭等資質向上研修	教セ
		15		大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	教政
		16		学校の力を高める中核人材育成事業	教政

I-2 チーム学校の推進による教育の質の向上

対 策		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	教員の教科等指導力の向上 <小・中学校>	17	拡	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト事業	小中
		18		英語教育強化プロジェクト事業	小中
		19		理科教育推進プロジェクト	小中
		20		学力向上に向けた高知市との連携	小中
(2)	基礎学力定着に向けた取組の 充実<高等学校>	21		学力向上推進事業	高等
		22		学習支援員事業	高等
(3)	多様な学力・進路希望に対応した 指導の充実<高等学校>	23		21ハイスクールプラン	高等
		24		教科指導力向上事業	高等
		25		就職支援対策事業	高等
		26		グローバル教育推進事業	振興
		27		産業教育指導力向上事業	高等
(4)	規範意識や自尊感情など豊かな 心を育む取組の充実	28		道徳教育実践充実プラン	小中
		29		人権教育推進事業	人権
(5)	目的意識の醸成や社会性の育成 に向けた取組の充実	30		キャリア教育強化プラン	小中・高等
		31		キャリアアップ事業	高等
		32		主体的・探究的な学びの充実（主権者教育、地域協働学習）	高等
		33		ソーシャルスキルアップ事業	高等

(I-2 つづき)

対 策		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(6)	生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化	34		高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権
		35		校内支援会サポート事業	人権・心セ
		36		生徒指導主事会（担当者会）	人権
		37	新	不登校担当教員配置校サポート	人権
		38		いじめ防止対策等総合推進事業	人権
(7)	健康・体力の向上	39		こうち子ども健康・体力向上支援事業	保体
		40		体育授業の質的向上対策	保体
		41		健康教育充実事業	保体
(8)	部活動の充実と運営の適正化	42		県立学校運動部活動活性化事業	保体
		43		運動部活動の運営の適正化	保体
		44		運動部活動指導員配置事業	保体
		45		文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中

基本方針
II

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

II-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

対 策		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	46		多機能型保育支援事業	幼保
		47		保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	幼保
		48		特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
		49		スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>	幼保
(2)	放課後等における学習の場の充実	50		放課後等における学習支援事業	小中
		再		学習支援員事業	高等
		後		新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
(3)	相談支援体制の充実・強化	51	拡	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
		52	新	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ
		53		心の教育センター相談支援事業	心セ
		54	新	教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究	人権
(4)	地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	後		地域学校協働活動推進事業	生涯
		後		新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
		再	新	コミュニティ・スクール推進事業	小中
		55		食育推進支援事業	保体
(5)	経済的負担の軽減	56		高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業	高等
		57		多子世帯保育料軽減事業	幼保
		後		新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯

II-2 特別支援教育の充実

対 策		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	58	新	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上<保育者しつ皆研修>	幼保・教セ
		59	組新	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	特支
		60	新	高等学校における特別支援教育の推進	特支
		61		特別支援教育セミナー	教セ
(2)	特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実	62		学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業	特支
		63		特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	特支
		64		特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	特支
		65		キャリア教育・就労支援推進事業	特支
		66		病弱特別支援学校の再編振興に向けた取組の推進	特支
		67		知的障害特別支援学校の狭あい化等への対応	特支

基本方針
Ⅲ

デジタル社会に向けた教育の推進

Ⅲ-1 先端技術の活用による学びの個別最適化

対 策		No,	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	ICTやA I等の先端技術の活用	68	拡	遠隔教育推進事業	教セ
		再		学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業	特支
		69	新	ICT活用による個別学習プログラムの研究	高等
(2)	学校のICT環境の整備	70	新	県立学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	教政・高等
		71	拡	校務支援システムの導入・活用促進	教政

Ⅲ-2 創造性を育む教育の充実

対 策		No,	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	プログラミング教育の推進	72	拡	プログラミング教育における授業力向上	教政・小中
		73	新	プログラミング教育の体制整備	教政・教セ
(2)	A I人材育成のための教育の推進	74	新	高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	高等
		再		主体的・探究的な学びの充実（主権者教育、地域協働学習）	高等
		75	拡	教員のICT活用指導力の向上	教セ
		再		学校の力を高める中核人材育成事業	教政

基本方針
Ⅳ

地域との連携・協働

Ⅳ-1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

対 策		No,	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	中山間地域における多様な教育機会の確保	76		中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	小中
		後	拡	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興
		再	拡	遠隔教育推進事業	教セ
(2)	県立高等学校再編振興計画の着実な推進	77	拡	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興
		再	拡	遠隔教育推進事業	教セ
		再	新	県立学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	教政・高等
		78		施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	振興
		79		県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	振興
(3)	県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	80		市町村教育委員会との連携・協働	教政
		81		教育版「地域アクションプラン」推進事業	教政

Ⅳ-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

対 策		No,	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	82		地域学校協働活動推進事業	生涯
		83		新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
		再	新	コミュニティ・スクール推進事業	小中
(2)	家庭教育への支援の充実	84		PTA活動振興事業	生涯
		85		家庭教育支援基盤形成事業	生涯
		後		親育ち支援啓発事業	幼保
		後		基本的生活習慣向上事業	幼保

V-1 就学前の教育・保育の質の向上

対 策		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底	86		園内研修支援事業	幼保
		87		園評価支援事業	幼保
		88		基本研修	幼保・教セ
		89		保育士等人材確保事業	幼保
		再		特別な支援を要する子どもへの対応力の向上〈保育者しつ皆研修〉	幼保・教セ
(2)	保幼小の円滑な連携・接続の推進	90		保幼小連携・接続推進支援事業	幼保
		再		特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業〈就学前〉	幼保

V-2 親育ち支援の充実

対 策		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	保育者の親育ち支援力の強化	91		親育ち支援啓発事業	幼保
		92		親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保
(2)	保護者の子育て力向上のための支援の充実	再		親育ち支援啓発事業	幼保
		93		基本的な生活習慣向上事業	幼保

VI-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

対 策		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進	94		社会教育振興事業	生涯
		95	拡	自然体験活動の推進	生涯
		96		青少年教育施設振興事業	生涯
		97		高知みらい科学館運営事業	生涯
		98		志・とさ学びの日推進事業	教政
		99	拡	生涯学習活性化推進事業	生涯
(2)	オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	100		図書館活動事業	生涯
		101	拡	読書活動推進事業	生涯
(3)	多様なニーズに対応した教育機会の提供	102		中学校夜間学級設置促進等推進事業	高等・小中
		103	拡	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯
		104		定時制教育の充実	高等

VI-2 文化財の保存・活用

対 策		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	計画的な文化財の保存・活用の促進	105		文化財の保存と活用の推進	文化
		106		高知城の保存管理と整備の促進	文化
		107		埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進	文化

VI-3 児童生徒等の安全の確保

対 策		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	防災を中心とした安全教育・安全管理の充実	108		防災教育推進事業	学安
		109	新	登下校の安全対策の促進	学安
		110		自転車ヘルメット着用推進事業	学安
(2)	南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進	111		学校施設の安全対策の促進	学安
		112		保育所・幼稚園等の施設整備の促進	幼保
		再		施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	振興
(3)	長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進	113		学校施設の長寿命化改修による整備の推進	学安
		114		青少年教育施設の整備	生涯

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

取 組		No.	新規等	事 業 名 称	担当課
(1)	不登校の未然防止と初期対応	再		組織力向上推進事業	小中
		再		道徳教育実践充実プラン	小中
		再		人権教育推進事業	人権
		再		高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権
		再		生徒指導主事会（担当者会）	人権
		再		いじめ防止対策等総合推進事業	人権
		再		ソーシャルスキルアップ事業	高等
		再		青少年教育施設振興事業	生涯
		再		キャリア教育強化プラン	小中・高等
		再		キャリアアップ事業	高等
		再		地域協働学習の推進	高等
		再		不登校担当教員配置校サポート	人権
		再		校務支援システムの導入・活用促進	教政
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>	幼保
		再		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
		再		校内支援会サポート事業	人権・心セ
		再		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ
		再		特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
		再		小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	特支
		再		特別支援教育セミナー	教セ
		再		高等学校における特別支援教育の推進	特支
		再		特別な支援を要する子どもへの対応力の向上<保育者しっ皆研修>	幼保・教セ
		再		親育ち支援啓発事業	幼保
		再		親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保
		再		基本的な生活習慣向上事業	幼保
		再		地域学校協働活動推進事業	生涯
再	新	コミュニティ・スクール推進事業	小中		
(2)	社会的自立に向けた支援の充実	再		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
		再		校内支援会サポート事業	人権・心セ
		再		心の教育センター相談支援事業	心セ
		再		教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究	人権
		再		青少年教育施設振興事業	生涯
		再		高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業	高等
		再		若者の学びなおしと自立支援事業	生涯

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

取組		No.	新規等	事業名称	担当課
(1)	学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革	再		学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福
		再		校務支援システムの導入・活用促進	教政
		再		学校事務体制の強化	教福・教七
(2)	業務の効率化・削減	再		校務支援システムの導入・活用促進	教政
		再		運動部活動の運営の適正化	保体
		再		文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
		再		業務の効率化・削減	教福
(3)	専門スタッフ・外部人材の活用	再		校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福
		再		運動部活動指導員配置事業	保体
		再		文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
		再		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
		再		放課後等における学習支援事業	小中
		再		学習支援員事業	高等
		再		地域学校協働活動推進事業	生涯
		再	新	コミュニティ・スクール推進事業	小中

※「No.」「新規等」列の漢字表記について→後：後掲、再：再掲、新：R2年度新規、組新：R2年度組換新規、拡：R2年度拡充

<6つの基本方針>

延べ事業数	141
うち再掲・後掲	27
実事業数	114

<横断的取組の事業数（再掲）>

不登校への総合的な対応	34
学校における働き方改革の推進	15

2 事業実施計画

事業名称	管理職等育成プログラム	事業 No,	1
		担当課	教育センター

概要	管理職のマネジメント力を強化するため、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした管理職等育成プログラムを実施する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、管理職のリーダーシップが発揮され、学校組織マネジメントが実践されている。 ・新任用校長を対象としたアンケート『学校経営計画』に基づく学校運営』に係る項目：3.0 以上（4 件法）
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の組織力の向上や組織的な人材育成等に、管理職によるマネジメント力が十分発揮されていない。 ○組織マネジメントについての理解は深まっているが、実践に結びついていない場合がある。
------------	---

実施内容	内 容	予 定 (R2～5 年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ●指導教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、組織的な校内研究・研修の推進者としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新任用（3 日） ◆任用 2 年次（2 日） ・2 年次は、教頭研修の一部を選択して受講 ・OJT により職責を理解し、自校の校内研究・研修の活性化に役立つ研修を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●主幹教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、学校運営の充実を目指す推進者としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新任用（3 日） ◆任用 2 年次（2 日） ・2 年次は、教頭研修の一部を選択して受講 ・OJT により職責を理解し、自校の組織マネジメントの充実に役立つ研修を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●教頭研修 ・人間的魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新任用（4.5 日）〔希望研修 2.5 日〕 ◆任用 2 年次（3 日）〔希望研修 2 日〕 ・高知県教員育成指標に基づき、資質、マネジメント力、ガバナンス力の向上に資する研修を実施 ・若年教員からミドルリーダーまでの人材育成の内容を組み込む ・自校の課題への認識を深め、その課題を組織的かつ計画的に解決するための、校長の OJT による「課題解決研修」を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●副校長研修 ・教育課題を把握し、学校組織を活性化するため、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新任用（2 日） ・校長研修の一部を受講する。 ・若年教員から教頭までの人材育成の内容を組み込む
	<ul style="list-style-type: none"> ●校長研修 ・学校経営におけるトップリーダーとして、職責の理解を深めるとともに、教育課題を把握し、その解決に向けて学校組織の活性化や OJT を通じた人材育成を行う校長としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新任用（3 日） ・校長 OB 等による、トップリーダーとしての職責の理解と実践に資する研修を実施 ・若年教員から教頭までの人材育成の内容を組み込む

事業 名称	学力向上のための学校経営力向上支援事業	事業 No,	2
		担当課	小中学校課

概要	全小・中学校において、学力調査等で明らかとなった学力課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するため、中長期的な視点に立った学校経営計画に基づく学力向上に向けた PDCA サイクルを確立し、学校の組織力向上を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○各学校において学校経営計画に基づき、PDCA サイクルによる取組の検証・改善が行われている。</p> <p>・児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立している学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合）</p> <p>小学校 40%以上、中学校 40%以上 かつ全国平均以上 (R1：小学校 29.5% (37.3%)、中学校 25.7% (33.9%)) ※ () 内は全国平均</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○学校経営計画に基づき組織的に取り組むことへの意識は高まってきたものの、PDCA サイクルによる取組の進捗や検証・改善の内容の質には、まだ課題が見られる。</p> <p>○教員の大量退職に伴い、新規で登用される管理職が増加傾向にある中、管理職の学校経営を支援する手立てがこれまで以上に求められる。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●「学校経営計画」の進捗管理</p> <p>・学校経営計画にシンプルなビジョンや数値目標を設定するよう促すことなどを通して、各学校で策定している学校経営計画の充実を図る。</p>	<p>◆「学校経営計画」の策定・実践</p> <p>・全公立小・中学校</p> <p>5月：各学校で策定→県教委へ報告 9月：各学校で中間検証実施→県教委へ報告 3月：各学校で年度末検証実施→県教委へ報告</p> <p>・地区別校長会における「学校経営計画」の策定のポイント等の周知</p> <p>※計画の様式や進捗管理の方法等については、R2～5年度の期間で、適宜見直しを行う。</p>
	<p>●学校経営力向上のための支援</p> <p>・全ての学校において、校長のリーダーシップのもとで教育目標の実現や課題の解決に向けた組織マネジメントが効果的・効率的に推進されるよう、学校経営アドバイザーによる訪問指導・助言等による支援を行う。</p>	<p>◆学校経営アドバイザーの配置</p> <p>・退職校長等7名を教育事務所に配置 (東部2名、中部3名、西部2名)</p> <p>◆学校経営アドバイザーの学校訪問等による指導・助言</p> <p>・全小・中学校対象 年2回以上</p> <p>◆全国学力・学習状況調査結果等説明会の実施</p> <p>・8月：校長対象</p>

事業名称	マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	事業 No,	3
		担当課	高等学校課

概要	全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、P D C Aサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組む。この取組を支援するため、授業改善や学校経営に関する具体的な指導、助言を行う「学校支援チーム」による指導の充実・強化を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○校長のマネジメント力が向上し、全ての学校において、チーム学校としての組織的な取組の充実が図られている。</p> <p>・学校経営計画の自校評価結果がB以上*の学校の割合 100% (H30 : 66%)</p> <p>※ A : 目標を十分に達成 B : 目標を概ね達成 C : やや不十分 D : 不十分</p>
------------------------	---

目標達成に向けた課題	○各校において、マネジメントが効果的に機能しているかチェックし評価する機能に課題がある。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5年度)
実施内容	<p>●学校経営計画の進捗管理</p> <p>・全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、シンプルなビジョンや数値目標を設定するなど、学校経営計画の充実を図る。</p>	<p>◆学校経営計画の策定・実践</p> <p>・全県立学校</p> <p>4月：各学校で策定→県教委による確認</p> <p>10月：各学校で中間検証実施→県教委へ中間報告</p> <p>3月：各学校で年度末検証実施→県教委へ最終報告</p> <p>※計画の様式や進捗管理の方法等については、R2～5年度の期間で、適宜見直しを行う</p>
	<p>●訪問指導・助言等の充実・強化</p> <p>・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、学校経営アドバイザーや高等学校課の企画監、学校支援チームが各学校を訪問し、指導・助言を行う。</p>	<p>◆学校経営アドバイザー、高等学校課企画監、課長補佐 学校支援チームによる学校訪問</p> <p>・4月～2月 各学校3回 (学力向上)</p> <p>・5月～3月 // 4回 (カリキュラムマネジメント)</p>

事業名称	学校事務体制の強化	事業 No,	4
		担当課	教職員・福利課 教育センター

概要	学校事務に関する企画・調整を一元的に行うために、共同学校事務室の充実及び設置の促進を図る。また、学校事務職員が管理職のマネジメント体制を支え、円滑な学校運営に寄与することができるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○共同学校事務室の拡充が進むことで、事務処理の質の向上や効率化が図られるとともに、事務職員の学校経営への参画などにより働き方改革に向けた取組が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同学校事務室を設置した教育委員会数 20 教育委員会 (14 共同学校事務室) (R1 : 14 教育委員会 (11 共同学校事務室)) <p>○学校において、学校事務機能が高まり、管理職のマネジメント体制を支える仕組みが充実している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ステージⅡ 充実及び主事研修受講者アンケート結果の評価平均 : 3.8 以上 (4 件法)
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○小・中学校では学校事務職員の配置は基本的に各学校 1 名であり、事務処理機能の適正化・均質化、若手事務職員の育成など様々な課題があることから、教員の事務負担軽減への体制が十分整っていない。</p> <p>○事務職員の学校経営へのより一層の参画が必要である。</p>
------------	--

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●共同学校事務室の充実及び設置に向けた取組 ・市町村教育委員会と共同学校事務室の必要性等や成果などを情報共有し、共同学校事務室の充実と拡大につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆設置に向けた取組 ・市町村教育長会等で設置を要請 ・未設置市町村を訪問し、設置の必要性等の説明・設置に向けた支援 ・外部団体(公立学校事務研究会等)との連携した取組 →学校事務職員を対象とした研修等において、共同学校事務室の役割や必要性についての研修を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●共同学校事務室機能の向上及び学校事務職員の育成等の取組 ・チーム学校を構築するため、事務機能の強化を図るための情報交換等を行う。また、事務職員の学校経営への参画などの先進的な事例を学び合うことにより、共同学校事務室の設置に向けた取組につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆共同学校事務室の全事務長及び総括主任を対象とした協議会の実施 ・先進的な取組事例の発表、グループ協議等 (年 1 回) ◆業務の効率化・削減に関する実践研究の実施 ・実践報告会の実施 (年 1 回)
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校事務職員研修の充実 (教育センター) ・管理職のマネジメント体制を支えるための取組を学ぶなど、学校事務職員の資質・能力の向上のための研修のさらなる充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修の実施 (小中学校) ・ステージⅠ基礎 5 日間 (新規採用者) ・ステージⅡ充実 2 日間 (主査・主幹昇任者) ・ステージⅢ発展 1 日間 (採用 20 年目主幹) ・ステージⅣ指導 3 日間 (総括主任・事務長昇任者) (県立学校) ・新規採用研修 3 日間 ・主事研修 2 日間 ・主査研修 1 日間 ・主幹・主任研修 2 日間 ・新任用事務長研修 3 日間

事業名称	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	事業 No,	5
		担当課	教職員・福利課

概要	<p>学校における働き方改革に向けた組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知と併せて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗管理を行うことにより、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定等の取組を更に促進する。</p> <p>また、個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るため、効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行う。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○管理職のマネジメントの実践により、在校等時間を意識したメリハリのある働き方が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間管理の徹底が図られている県立学校及び市町村教育委員会の割合 100% ・学校閉校日や最終退校時刻、定時退校日等を設定した学校の割合 100%
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○統合型校務支援システムの導入により、勤務時間を管理する環境が整ってきたが、勤務時間管理の徹底が十分でない例が見られる。</p> <p>○「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとする」という強い使命感からの働き方や中学校及び高等学校における部活動指導などが長時間勤務を生む要因となっている。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●管理職のマネジメントの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定等の取組を更に促進する。 	<p>◆勤務時間管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムを活用し、勤務実態を把握 進捗管理を調査分析（年2回）、指導・支援（小中学校は市町村教育委員会を通じて） ◆取組の徹底及びフォローアップ ・進捗管理、調査、指導・支援 →学校閉校日、定時退校日等の設定（調査：年2回） →目標設定や人事評価を活用した取組 →学校経営計画で示した業務改善の取組 →部活動ガイドライン等に沿った取組
	<p>●意識改革のための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員一人一人の働き方に関する意識改革を図るため、管理職のマネジメント力向上のための研修や管理職と取組推進役となる職員との合同研修を実施する。 	<p>◆管理職を対象としたマネジメント研修（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校種の2年目教頭を対象 ◆管理職と推進役の教職員との合同研修（5～6月） ・研修結果を学校に持ち帰って実践、取組状況等を報告 ・実施（中央地区：2回、幡多地区：1回） ・1回あたり20校（各校2名）
	<p>●他県や推進校等の好事例の紹介による取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村教育委員会及び各学校が行う取組の進捗状況を確認し、取組の成果と課題の検証を行うとともに、他県や推進校等での好事例についての周知を図る。 	<p>◆好事例の収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育長会・校長会やホームページ等での紹介 ・働き方改革通信の発行（年6回程度）

事業名称	業務の効率化・削減	事業 No,	6
		担当課	教職員・福利課

概要	学校等への調査・照会、事業について削減や見直しを行うとともに、研修について精選により回数の削減等を図ることで、教員の負担軽減を図る。また、学校独自の行事について、地域や保護者の理解を得ながら、業務の明確化や適正化を図るとともに、学校徴収金の徴収・管理については、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知など支援を行う。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の精選がされたことなどにより、夏季等の長期休業中における休日を取得することができる。 ・夏季の長期休業中において 10 日以上休暇を取得した教職員の割合 100% ○学校徴収金の徴収・管理業務の移譲により、教員が授業改善のための時間や児童・生徒に向き合う時間を増やすことができている。 ・学校徴収金の徴収や管理業務の移譲に向けた取組を行った学校の割合 100%
------------------------	--

目標達成に向けた課題	○教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つ必要がある。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の事務負担軽減に資する取組の実施 ・県教育委員会の調査や照会、事業等について、精選を行うとともに、削減や簡素化に取り組むことで、学校現場の負担軽減を図る。 ・県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行うとともに、遠隔教育システムの活用による教職員研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆調査等の重複の排除と整理・統合・廃止 ・実施頻度・時期、対象、調査項目・様式等の精査 ◆研修の精選 ・プログラムの再構築による管理職等研修の削減 ・学校の OJT への移行によるしつ皆研修の削減 ・遠隔教職員研修の拡充 ◆事業等の見直し ・1 校あたりの指定事業数の調整及び削減 ・事業内容や成果報告書等の見直し
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の業務改善の取組への支援 ・学校徴収金の徴収・管理について、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知など支援を行う。 ・先進的な業務改善の取組等を参考にしながら、学校独自の行事や業務を見直すなど、業務の精選や効率化、縮減するための取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校徴収金の徴収・管理業務の移譲に向けた支援 ・取組状況の調査 ・学校給食費等の公会計化や徴収業務移譲への事例紹介 ◆学校行事（修学旅行、遠足、運動会等）の精選や見直しへの支援 ・先進的な業務改善の取組事例の収集、情報提供 → 渉外等の業務移管と地域ボランティアの活用

事業名称	組織力向上推進事業	事業 No,	7
		担当課	小中学校課

概要	小・中学校で急増する若年教員の育成や、中学校における課題である学力定着状況の解決に向けて、メンター制（小・中）及び教科のタテ持ち等の学び合いの仕組み（中）を取り入れ、組織的な人材育成及び授業改善や、授業力向上のための体制づくりについての研究を推進する。また、研修コーディネーターや主幹教諭等が中心となって、全教職員が主体的に学び合う仕組みを校内に構築し、日常的な OJT の活性化を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	○各学校において授業改善を中心とした教育活動が組織的に行われている。 ・学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小学校 50%以上、中学校 50%以上 かつ全国平均以上 (R1：小学校 34.2% (47.9%)、中学校 41.3% (42.0%)) ※（ ）内は全国平均
------------------------	--

目標達成に向けた課題	○日々の授業や生徒指導、学級経営が個々の教員に任されており、経験の浅い若年教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でない。 ○小学校は教科担任制でないため、組織的な授業改善がなされにくい。 ○中学校では、「教科のタテ持ち」や「教科間連携」等による組織力強化に取り組んだことにより、授業改善が組織的に進んでいるものの、学校により差が見られる。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	【メンター制を活用した OJT システムの充実】 ●研修コーディネーターによる支援 ・メンター長等を通じて各校のメンターチームへ指導するとともに、研修ノウハウの提供や各校の研修交流の企画・運営を行う。	◆研修コーディネーターの配置 ・R2：24 名（小学校 19 名、中学校 5 名）
	【メンター制を活用した OJT システムの充実】 ●拠点校による指定研究と県内への普及 ・各学校の特色に応じた組織や活動を研究し、その成果について普及に取り組む。	◆拠点校の指定 ・R2：小学校 19 校、中学校 5 校 ◆県教育委員会主催の会合における実践発表の実施 ・協議会や校長会、研究主任会等において適宜 ◆メンターチーム会の公開 ・各拠点校において年 1 回以上
	【中学校組織力向上のための取組】 ●拠点校及び推進校への支援と県内への普及 ・県教育委員会による訪問指導・助言等の充実や、拠点校における組織づくり講座で成果の普及に取り組む。	◆拠点校の指定 ・R2：「タテ持ち」型 6 校、「教科間連携」型 7 校 ◆県教育委員会における学校訪問 ・R2：拠点校 各学期 1 回 推進校（「タテ持ち」型のみ）年 1 回 ◆組織づくり講座の開催 ・拠点校：各学期 1 回公開 ◆研究協議会の実施 ・年 1 回 ・対象者：拠点校の校長
	【中学校組織力向上のための取組】 ●学校組織におけるミドルリーダーの育成 ・ライン機能の強化に向けて、主幹教諭のマネジメント力を高めるための支援を行う。	◆主幹教諭連絡会の実施 ・年 2 回

事業 名称	主幹教諭の配置拡充	事業 No,	8
		担当課	高等学校課

概要	高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力の更なる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置づけ、OJTを通して組織的に人材を育成する仕組みを構築する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進され、教員同士が学び合う組織体制が構築されている。 ・主幹教諭の配置校数：24校（R1：16校） ・主幹教諭を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合：100%（R2より調査）
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織間の連携が十分でなく、大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられている。 ○主幹教諭として職務の位置付けが不十分な場合、期待する効果を十分に発揮できない。 ○組織的に人材を育成する仕組みが不十分であり、教育同士が学び合う体制が十分にできていない。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●主幹教諭の配置拡充 ・各学校における組織的な人材育成の仕組みの構築に向けて、退職した経験豊かな管理職も活用しながら主幹教諭の配置を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主幹教諭の配置校数 ・各年度2校以上配置校を増やす予定 ※教頭複数配置ではない学校や教育課題の集中的解決を図る学校に優先的に配置
	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成の取組の進捗管理 ・主幹教諭配置校において、主幹教諭を総括育成担当者としてどのように活用しているかを確認・協議するとともに、明確な位置付けを図り、OJTによる人材育成の取組を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校訪問等による確認・協議 ・全県立配置校 年3回（6月、9月、12月）

事業 名称	コミュニティ・スクール推進事業	事業 No,	9
		担当課	小中学校課

概要	平成 29 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまで任意であった学校運営協議会の設置が努力義務となったことを受け、市町村に対し、所管の小・中学校への学校運営協議会の設置に関する効果的な支援を行うことで、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○全ての市町村において、管内の小中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している小・中学校の割合 100%（R1：小学校 19.1% 中学校 24.0%） ・保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（「よく参加している」と回答した割合） 小学校 70%以上、中学校 50%以上 かつ全国平均以上 （R1：小学校 59.1%（64.6%） 中学校 34.9%（38.2%） ※（ ）内は全国平均 ・今住んでいる地域の行事に参加しているという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校 40%以上 中学校 40%以上 かつ全国平均以上 （R1：小学校 31.5%（37.2%） 中学校 20.6%（21.0%） ※（ ）内は全国平均
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○本県のコミュニティ・スクール導入率は、地域学校協働本部を設置している学校の割合に対して低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の実施率：92.4% ・コミュニティ・スクール導入率：20.5%（20 市町村、60 校） <p>○各小中学校及び市町村において、コミュニティ・スクールに対する必要性や効果への認識が不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールの導入（拡充）の予定あり、または導入（拡充）に向けて検討中の市町村 小学校：7 市町村 中学校：5 市町村
--------------------	---

	内 容	予 定（R2～5 年度）
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクールの導入推進 ・コミュニティ・スクール未導入の市町村への情報発信・周知・先進的に運営している市町村の好事例を冊子にして配付することを通して、コミュニティ・スクールの導入を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆推進に向けての計画・実施 ・8月：研修会実施 ・対象：公立小・中学校管理職 ◆コミュニティ・スクール未導入の市町村へ訪問 ・好事例集配付 ◆地域研修会 ・東・中・西部 各1回

事業名称	校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	事業 No,	10
		担当課	教職員・福利課

概要	<p>教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備するため、教員の専門性を必要としない業務（学習プリント等の印刷など）に従事する校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の効果的な活用を推進するとともに、配置校の拡充を図る。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○配置校において、校務支援員の配置により働き方改革の取組が進み、教員の時間外在校等時間が削減される。</p> <p>・教員一人あたりの時間外在校等時間を前年度比3%以上削減できた学校の割合：100%</p> <p>※令和元年度の校務支援員の配置校において、教員一人あたりの在校等時間の月の平均時間が前年度の同時期と比べ、約5%削減された。(H30.6～11：90時間27分→R1.6～11：86時間20分の4時間7分減)</p>
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○配置によって削減できた時間を他の業務に充ててしまい、在校等時間の縮減につながっていない状況が見られることから、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行うことについて教職員の意識を高める必要がある。</p> <p>○適切な勤務時間管理により、勤務実態を把握し、進捗管理を徹底させていく必要がある。</p>
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●校務支援員の効果的な活用の推進</p> <p>・校務支援員が教員の専門性を必要としない業務（学習プリント等の印刷など）を代わって行うことにより、教員が本来業務に注力できる体制を整備する。</p> <p>・働き方改革の観点から、校務支援員の業務内容や教員の勤務時間の変化の状況などについて把握するとともに、成果指標を設定し、事業効果の検証を行う。</p>	<p>◆配置校の実践、進捗管理、調査・分析、指導等</p> <p>・教職員の月別勤務時間の把握と時間管理の徹底</p> <p>・これまでの取組を継続、発展させるとともに、配置効果を検証</p> <p>→配置校の教員を対象としたアンケート調査・分析（年2回）</p> <p>→市町村教育委員会との連携による訪問指導等</p>
	<p>●校務支援員配置校の拡大</p> <p>・各学校における在校等時間の上限の遵守に向けた業務改善等の取組を推進するため、校務支援員の配置校の拡大を図る。</p>	<p>◆校務支援員の小・中学校への配置</p> <p>・R2年度：40校</p>

事業名称	大量採用時代を見据えた教員の確保	事業 No,	11
		担当課	教職員・福利課

概要	大量退職大量採用時代にある中、本県が求める資質や能力を有する教員の確保に向け、教員採用候補者選考審査の受審者を増やすため、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県外での説明会等の開催など、広報活動を積極的に行う。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○教員採用候補者選考審査において、定年退職者等を踏まえて算出した採用予定数を確実に充足するとともに、人材の質を一定担保することが可能な採用倍率を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教諭 充足率 100%以上 (R1 : 106%) 採用倍率 3.0 倍以上 (R1 : 7.7 倍) ・中学校教諭 充足率 100%以上 (R1 : 112%) 採用倍率 3.0 倍以上 (R1 : 10.3 倍)
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○本県の教職員の定年退職者数は、令和3年度の約400人をピークに令和7年度までは、毎年300名を超えるペースで推移する見込みであり、人材確保が大きな課題となっている。</p> <p>○民間の好景気等を背景に、特に教員採用審査に採用とならなかったのち、講師を続けながら採用となることを目指す人材が減ってきており、全国的にも教員の確保が課題となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度実施の教員採用審査における小学校の受審者の倍率は過去最低(文科省調査結果)
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●受審者の拡大に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県が求める資質や能力を有する教員を確保するために、教員採用候補者選考審査の受審者の拡大を図る。 	<p>◆採用説明会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 3・4月：高知会場、東京会場、大阪会場 4月：県内、中四国、関西地区の大学 (R2:23 大学) <p>◆広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ番組での募集案内の放送 (3・4月) ・コンビニ等へのポスター掲示 ・教員採用月刊誌への募集案内の掲載
	<p>●審査方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の実施時期(日程)、受審資格要件、応募方法の簡素化など、対象者にとって受審しやすい審査方法の工夫を他県の動向を注視しながら継続して行う。 	<p>◆審査方法研究委員会における審査方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度実施の採用審査の結果及び次年度の他自治体の審査内容の分析 ・審査日程、審査内容の検討(全国一早い審査日の継続) ・受審資格及び加点要件の見直し
	<p>●実践力を有する教員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現職で3年、元職で5年の通算職務歴がある方を対象とした採用審査を実施し、実践力を有する教員の採用を行う。 	<p>◆現職教員特別選考審査(小学校教諭、小中学校養護教諭)の実施(9・1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知会場に加え、東京・大阪会場でも実施 ・高知新聞の求人欄への募集案内の掲載：5月 ・SNSによる募集案内の発信：4～11月
	<p>●任期付教員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として配置する教員の採用を行う。 	<p>◆任期付教員採用候補者選考審査の実施(6～8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校種(教員採用候補者選考審査の中で実施) ・本審査の実施について、採用説明会で周知(3・4月)

事業名称	採用候補者への啓発（採用前研修）	事業 No,	12
		担当課	教育センター

概要	早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施するとともに、臨時的任用教員等を対象とした研修を実施する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○採用候補者が、教育公務員としての自覚をもち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 ・採用候補者共通講座の受講者を対象としたアンケートの肯定的評価 平均 3.5 以上（4 件法） ○臨時的任用教員が、教育公務員としての自覚をもち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 ・臨時的任用教員研修の受講者アンケートの評価平均 3.5 以上（4 件法）
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○社会性やコミュニケーション力に課題が見られる者が増えている。 ○本県で初めて生活する初任者も増加しているため、教職に必要な内容のほか、生活等に関するアドバイス等、よりきめ細かな対応が必要である。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●採用候補者共通講座 ・採用候補者を対象に、教育公務員としての意識を醸成するとともに、教員に求められる資質や指導力について理解を深めるための講座を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講座の実施 ・年間 1 日（2 月予定） ・主な内容 教員としての心構え（服務）、社会人として、児童生徒理解、先輩に学ぶ、初任者研修の概要 ※研修内容については、適宜見直しを行う生活等の相談窓口の設置
	<ul style="list-style-type: none"> ●採用候補者課題講座 ・採用候補者を対象に、教育公務員としての意識の醸成を図るため、課題レポート及び自己研鑽のための教員研修や教材等を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆レポートのポートフォリオ化 ・課題レポートをポートフォリオとして蓄積させ、初任者研修等での振り返りに活用 （内容）採用候補者となった思い 教育に対する使命・情熱・決意 ◆教員研修・教材等の案内 ・初任者研修で活用する教材等の配付 ・NITS のオンライン講座 ・教科研究センター講座：3 回 ※採用候補者に文書で案内
	<ul style="list-style-type: none"> ◆臨時的任用教員研修 ・該当年度に期限付講師及び時間講師等になった者を対象に、服務等に対する理解促進及び授業・学級経営等における基礎的・基本的な実践力を育成する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修の実施 ・年間 2 日 ・主な内容 第 1 回：「教育公務員としての心構え」、 「教員に求められる資質・能力」等 第 2 回：「授業づくりの基礎・基本」等 ※研修内容については、適宜見直しを行う

事業 名称	若年教員育成プログラム	事業 No,	13
		担当課	教育センター

概要	若年教員の実践的指導力及びマネジメント力を育成するために、初任者から 7 年経験者までの研修を「高知県教員育成指標」に基づき体系化した、若年教員育成プログラムを実施する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○全ての若年教員が、各年次に応じた実践的な指導力とマネジメント力を身につけている。</p> <p>・「高知県教員育成指標」に基づく自己評価票の達成状況（3 年経験者） <自己評価> 3.1 以上 <校長評価> 3.1 以上 （4 段階評価） ※R 元：自己評価 3.1 校長評価 3.2</p>
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○若年教員に対する組織的な人材育成の意識は高まっているが、実践的な指導力とマネジメント力を向上させるためには、OJT と Off-JT のさらなる連携強化が必要である。</p> <p>○初めて本県で生活する初任者も増加しているため、生活等に関するアドバイス等、よりきめ細かな対応が必要である。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●初任者研修</p> <p>・授業づくりや児童生徒理解、マネジメントの基礎・基本を学ぶとともに、教員としての使命感を養い、幅広い知見を習得する研修を実施する。</p>	<p>◆校外研修 13 日、配置校研修 220 時間以上の実施</p> <p>・基礎研修、授業基礎研修、事務所研修、県立学校研修、チーム協働研修</p> <p>・全校種に対し、指導主事による訪問指導 年 1 回</p> <p>・NITS のオンライン講座（配置校研修）</p> <p>◆若年教員育成アドバイザーによる学校支援訪問</p> <p>・全小・中学校初任者（高知市除く）対象 年 3 回</p>
	<p>●2 年経験者研修</p> <p>・児童生徒理解に基づいた授業実践力や学級経営力を向上させるとともに、セルフマネジメント力の定着を図る研修を実施する。</p>	<p>◆校外研修 5 日</p> <p>・共通課題研修、授業実践研修、教育事務所研修、県立学校研修</p> <p>◆若年教員育成アドバイザーによる学校支援訪問</p> <p>・全小学校 2 年経験者（高知市除く）対象 年 1 回 ※他校種は指導主事による訪問指導 年 1 回</p>
	<p>●3 年経験者研修</p> <p>・集団としての力や児童生徒一人一人の能力を高める学級経営力及び学習評価を生かした学習指導力並びにチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。</p>	<p>◆校外研修 3 日</p> <p>・授業実践研修（学習評価に基づく授業改善）</p>
	<p>●7 年経験者研修</p> <p>・自己課題の解決に向けた実践的指導力及びチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。</p>	<p>◆校外研修 1 日</p> <p>・共通課題研修（次期ミドルリーダーを目指して）</p>

事業 名称	中堅教諭等資質向上研修	事業 No,	14
		担当課	教育センター

概要	県内の公立学校（高知市立学校を除く）の 9 年間の教職経験をもつ教諭等に対して、実践的指導力を高めるとともに、ミドルリーダーとして求められるチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○10 年以上の教職経験をもつ教諭等が、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員や同僚に対して適切な助言ができるようになる。</p> <p>・中堅教諭等資質向上研修の受講者アンケート評価平均（4 件法） 「学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて取り組むことができる」：3.0 以上 「必要に応じた若年教員への指導助言ができています」：3.0 以上</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	○中堅教諭の中には、ミドルリーダーとしての役割を十分に果たすことができなかつたり、若年教員等に対する育成・指導の意識が弱かつたりする者が見られる。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●共通課題研修</p> <p>・ミドルリーダーとしての意識を高め、チームマネジメント力や実践的指導力の向上を図る研修を実施する。</p>	<p>◆年間 4 日</p> <p>・講義・演習 「ミドルリーダーとしての在り方」 「学校組織マネジメント」「学級・ホームルーム経営」 「コーチング」「メンタルヘルス」等 ※研修内容については、適宜見直しを行う</p>
	<p>●教科指導研修</p> <p>・教科指導における課題解決に向けて、専門的な知識や技能を習得し、基礎学力の定着と学力向上（及び自立と社会参加）につながる授業の工夫改善を通して、実践的指導力の向上を図る研修を実施する。 ※（ ）内は特別支援学校に該当</p>	<p>◆年間 2 日</p> <p>・講義・演習 「学習指導要領の趣旨に基づいた授業づくり」 「カリキュラム・マネジメント」等</p> <p>・校種別教科別研究協議 「教科の特性に応じた学習指導の在り方」 「学習指導案の検討」等 ※研修内容については、適宜見直しを行う</p>
	<p>●チーム協働研修</p> <p>・初任者及び中堅教諭が、合同研修の中で協働して学ぶことを通して、実践的指導力を高めるとともに、協働性・同僚性を構築する研修を実施する。</p>	<p>◆年間 1 日</p> <p>・東部、中部、西部及び特別支援学校の 4 会場で実施 校種ごと、教科横断でチームを編成。初任者が模擬授業を行い、中堅教諭がメンターとして助言を行う。</p>
	<p>●選択研修</p> <p>・自己の能力開発を目指し、9 年間の教育実践を振り返り、明らかになった自己の課題及び必要な知識や技能について自ら認識して、主体的に選択する研修を実施する。</p>	<p>◆年間 3 日</p> <p>・自己課題に応じた研修を選択 学級経営や人権教育、特別支援教育等の「教職員等研修案内」に掲載されている研修や校長及び市町村教育委員会が認める研修が対象。</p>
	<p>●在籍校等研修</p> <p>・自己課題、自己テーマに応じた効果的な研修を在籍校等で実施する。</p>	<p>◆年間 20 日</p> <p>・教科指導に係る研修 ・研究授業及び研究協議 ・研究成果発表 等</p>

事業名称	大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	事業 No,	15
		担当課	教育政策課

概要	<p>教員の資質・指導力の向上を図るため、教員養成を行う県内大学との協議の機会を設け、連携した取組を推進する。</p> <p>また、高知大学教職大学院派遣教員の修学の充実を図るため、高知大学と連携し、派遣教員への指導・支援を行う。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○県教育委員会と高知大学教職大学院の連携が強化され、派遣教員の資質向上が図られるとともに、派遣教員の実践研究等を通して各学校の教育課題解決が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣教員の実践研究が、学校の課題解決に資するものになっていると回答した管理職の割合：100% 大学院での研究成果を校内研修の講師、指導助言者、発表者等として普及・活用した派遣修了者の割合：100%
------------------------	--

目標達成に向けた課題	○教職大学院への派遣においては、高知県の課題解決に資する研究が進められているが、より汎用性のある研究に深めていくため、県教育委員会と大学のさらなる連携が求められる。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●高知大学教職大学院に派遣する現職教員への支援 ・派遣教員の修学及び研究の進捗状況や、実習を効果的にサポートする体制を確保することにより、派遣研修の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各コースへの計画的な教員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年 10 名程度を計画的に派遣 R2: 学校運営コース (2 名)、教育実践コース (6 名)、特別支援教育コース (2 名) <u>合計 10 名</u> ◆高知大学教職大学院連携協議会・実習協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・各 4 回開催 ・第 2 回、第 4 回は、「土佐の皿鉢ゼミ」(院生の発表会)への参加として実施 ◆実習コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣教員の研究の進捗状況への助言・指導や円滑な実習に向けた支援等を行う専任の指導主事を配置 (1 名)
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知大学教職大学院派遣候補教員の事前研修 ・次年度派遣候補教員に対し、研究テーマの設定、研究計画書作成、修学の心構え等について指導を行い、大学院での研究活動の充実につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ヒアリング及び指導訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会及び学校長へのヒアリング ◆事前研修 <ul style="list-style-type: none"> ・指導訪問 (年間 3 回程度) ・「土佐の皿鉢ゼミ」への参加 (8 月、2 月) ・大学教員からの事前指導 (大学合格後)
	<ul style="list-style-type: none"> ●教師教育コンソーシアム高知 ・高知大学、高知工科大学、高知県立大学、高知学園短期大学、県教育委員会が連携して、高知県の教育課題に関する共同研究や情報共有等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営協議会 (年 1 回程度) ◆事業部会 (年 1 回程度) ◆共同研究事業部会 (適宜) <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査及び分析 ※共同研究テーマ「教員・保育士希望学生の職業選択における特性・属性のデータ分析」

事業名称	学校の力を高める中核人材育成事業	事業 No,	16
		担当課	教育政策課

概要	教育大綱や教育振興基本計画を効果的に推進するため、学力向上、生徒指導上の諸問題の改善、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、本県の教育が抱える様々な問題の解決に向けて取組の核となる教職員の育成の充実・強化を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○以下に関する知識・理論等を修得し、学校において組織の中核を担う人材が育成されている。</p> <p>①生徒指導、学級経営、学校組織マネジメント等に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>②いじめ・不登校、暴力行為等を減少させる学校体制を構築できる高い専門的知識・理論、実践方法</p> <p>③「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>④発達障害やその対応に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>⑤小学校における英語の授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>⑥デジタル化社会に対応するための情報教育に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>・帰任先において、修得した専門的知識等を普及するための研修会を開催した教員の割合：100%</p> <p>○先進的な取組や専門性の高い取組が実践されることで学力の向上につながっている。</p>
------------------------	---

目標達成に向けた課題	○派遣における研究等の成果を県内の各学校に普及させる手立てが十分に整っておらず、成果の活用・普及の機会を拡大していく必要がある。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●大学院への派遣 <重点ポイント推進事業></p> <p>・新学習指導要領への対応や本県の教育課題の解決のため、下記の人材を計画的に育成し、充実を図る。</p> <p>* 学校運営、学級経営・生徒指導、教科指導方法、道徳教育、特別支援教育等に関する理論と実践力を身に付け組織的な取組をリードできる中核教員</p> <p>* 児童生徒の心の問題・課題への対応について、専門的知識と技術に基づく指導・助言を行える中核教員</p> <p>* 小学校英語科について、専科知識を持ち授業手法等の指導・助言を行える中核教員</p>	<p>◆高知大学教職大学院</p> <p>・学校運営コース (R2 年度：新規 2 名、継続 2 名)</p> <p>・教育実践コース (R2 年度：新規 6 名、継続 4 名)</p> <p>・特別支援教育コース (R2 年度：新規 2 名、継続 4 名)</p> <p>◆鳴門教育大学大学院</p> <p>・ <修士課程> 心理臨床コース (R2 年度：新規 1 名、継続 2 名)</p> <p>・ <専門職学位課程 (教職大学院)> 言語・社会系教科実践高度化コース (R2 年度：新規 2 名、継続 1 名)</p> <p>◆その他大学 ※重点ポイント推進事業外</p> <p>・高知県立大学大学院 英語・領域教育コース (R2 年度：新規 1 名)</p>
	<p>●先進県への派遣</p> <p>・本県の教育課題をリードする都道府県の公立学校等での勤務により、幅広い知識・技能を身に付け、指導力の向上を図る。</p>	<p>◆福井県</p> <p>・教科のタテ持ち実践校への派遣</p> <p>◆大阪市</p> <p>・プログラミング等の情報教育の推進部署等への派遣</p>
	<p>●教職員支援機構が実施する研修への派遣</p> <p>・組織マネジメントなど学校経営に必要な知識又は喫緊の教育課題に対応する専門的な知識の習得を図る。</p>	<p>◆教職員支援機構が実施する研修</p> <p>・管理職等 7 名、中堅職員等ステージに応じた研修 12 名</p> <p>・学校事務職員研修 4 名、情報化指導者養成研修 3 名</p> <p>◆マネジメント研修高度化推進事業</p> <p>・教職員支援機構への派遣 (2 年間)</p> <p>・教職員支援機構と連携した「マネジメント研修」の実施 (年間 1 回程度)</p>

事業名称	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト事業	事業 No,	17
		担当課	小中学校課

概要	これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点により、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善や、カリキュラム・マネジメントを推進し、「社会に開かれた教育課程」を実現する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○義務教育9年間における教育課程の一層の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合（「よく行った」と回答した学校の割合） 小学校 50%以上、中学校 50%以上かつ全国平均以上 (R1：小学校 22.3% (22.2%)、中学校：18.3% (20.8%)) ・授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと解答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した児童生徒の割合） 小学校 50%以上、中学校 50%以上かつ全国平均以上 (R1：小学校 37.7% (33.0%)、中学校：32.3% (29.3%)) ・話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思うと回答した児童生徒の割合（「そう思う」と回答した児童生徒の割合） 小学校 50%以上、中学校 50%以上かつ全国平均以上 (R1：小学校 32.9% (30.3%)、中学校：32.0% (28.3%)) <p style="text-align: right;">※（ ）内は全国平均</p>
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○これから求められる資質・能力を育むための、教師主導ではなく、児童生徒が能動的に臨む授業（「主体的・対話的で深い学び」が実現した授業）が十分に実施されていない。</p> <p>○多くの学校において、授業づくりのポイントが焦点化された授業研究会が行われておらず、教科の本質に迫る議論に至っていない。</p> <p>○義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成が十分になされていない。</p>
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践研究事業 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することを通して、学習指導要領で求められている資質・能力の育成を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆指定校における実践研究 ・指定校4校（小2校、中2校）【H30～R2】 東部・中部・西部・高知市に各1校 教材研究会及び授業研究会を年間各3回実施 ◆授業づくり夏季セミナーの実施（8月） ・全公立小・中・義務教育学校教職員等を対象
	<ul style="list-style-type: none"> ●授業づくり講座 ・参加者が主体的・協働的に各教科等における授業づくりのプロセスを学ぶことができる講座を拡充することにより、教員が自ら学び続け、共に高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教材研究会及び授業研究会を実施 ・7種類の講座を実施 算数・数学、国語、道徳、英語、社会、理科、複式 ・拠点校43校（R2） 教材研究会及び授業研究会を年間各2回実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト会 ・学習指導要領を基に、各校での義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成・実施・評価・改善を支援するための指針（ガイドライン）を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県版教育課程編成・実施・評価・改善のガイドライン作成委員会（R2） ・県内小学校教員及び中学校教員の委員を対象 年間4回実施 ◆「高知の授業の未来を創る資質・能力ベースの授業づくりガイドライン ～変える・つなげる・高める～」の活用・普及（小学校R2～・中学校R3～） ・活用・普及の場：授業づくり講座

事業名称	英語教育強化プロジェクト事業	事業 No,	18
		担当課	小中学校課 教育センター

概要	<p>小学校外国語活動・外国語では、指定校による研究実践を通して質の高い指導体制の構築を目指し、また大学等と連携を図りながら教員の英語力を高める。</p> <p>中学校外国語では学習指導要領の全面实施に向け、喫緊の課題である英語での発信力強化を図るため、言語活動を中心とした授業づくりについてチームで授業研究に取り組むことで教員の指導力や英語力を向上させる。</p> <p>英語での言語活動を通して児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を高める。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○各小・中学校において、自校で授業研究を深め、言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業を行うことで、生徒の英語力、教員の指導力・英語力が向上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CEFR A2 以上の英語力を有する小学校教員及び CEFR B2 以上の英語力を有する中学校英語教員の割合 小学校 50%以上、中学校 50%以上 (H30 : CEFR B2 以上の英語力 小学校 0.5% 中学校 28.5%) ・CEFR A1 以上の英語力を有する中学校3年生の割合 中学校 50% (H30 : 中学校 33.9%)
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○コミュニケーションを図る資質・能力を育成する言語活動の設定が不十分なため、生徒の英語力や教員の指導力・英語力の向上が見られない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の英語力 CEFR B2 以上の英語力を有する中学校教員の割合 28.5% (H30 文科省調査) ・生徒の英語力 CEFR A1 以上の英語力を有する生徒の割合 33.9% (H30 文科省調査)
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●英語教育拠点校事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加配教員を配置し、近隣の小学校を巡回指導することで、県内小学校教員の指導力向上及び学校の指導体制の充実を図る。 	<p>◆地域全体の英語教育推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内小中学校を巡回し推進体制の整備及び学級担任(小)、英語担当教員(中)の指導力を向上 ・小小連携・小中連携・中中連携を推進 ◆県連絡協議会の開催(4月) ◆集合研修の開催(年3回)
	<p>●英語教育改善プラン推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の円滑な実施に向けて、小中高の英語担当教員の指導力向上を目的として作成した「英語教育推進プラン」に基づき、明確な目標を設定した上で、英語教育の改善・充実を図る。 	<p>◆研修協力校による実践研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外講師招聘 ◆県連絡協議会の開催(4月) ◆集合研修の開催(年3回) ◆国の認定リーダーによる公開授業実施(随時)
	<p>●オンライン・オフライン研修実証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン・オフラインを融合した研修プログラムにより、英語による指導力向上を図る。 	<p>◆オンライン・オフラインを融合した研修プログラム実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修(6月～12月) ・オフライン研修(8月・12月)
	<p>●英語教育用教材活用推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材の効果的な活用による英語力の定着を図る。 	<p>◆小学生用教材 印刷・配付(3月)</p> <p>◆中学生用教材 印刷・配付(3月)</p>

事業名称	理科教育推進プロジェクト	事業 No,	19
		担当課	小中学校課

概要	児童生徒の理科の知識・技能の習得を図り、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図る。また、生徒の科学への興味・関心等を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会を開催する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○小学校では児童が問題を科学的に解決する授業を、中学校では生徒が科学的に探究する授業を充実させることにより、児童生徒の理科に対する興味・関心や学習意欲を高めるとともに、思考力・判断力・表現力等を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査（R3年度）における、知識・技能及び思考・判断・表現の観点での正答率 知識・技能：小・中ともに全国平均以上 思考・判断・表現：小・中ともに全国平均以上 ・全国学力・学習状況調査（R3年度）における児童生徒質問紙での「理科の授業の内容がよくわかる」と感じる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答している児童生徒の割合） 小学校 60%以上、中学校 50%以上 かつ全国平均以上 (H30：小学校 56.8% (55.9%) 中学校 24.4% (26.6%)) ※（ ）内は全国平均 ・授業づくり講座（理科）参加者アンケートにおいて、以下の質問に「当てはまる」と回答した教員の割合 自ら考えた仮説をもとに観察、実験の計画を立てさせる 小学校 50%以上、中学校 50%以上 観察や実験の結果を整理し考察させる 小学校 50%以上、中学校 50%以上 観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えさせる 小学校 50%以上、中学校 50%以上
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○「理科の勉強が好き」「理科の授業の内容はよく分かる」と感じる児童生徒の割合は、中学校で大幅に減少する傾向にある。要因としては、授業の中で「理科の実験の計画・考察・振り返り」が十分に行われていないことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「理科の勉強が好き」 H30：小学校 53.1% 中学校 30.6% ・「理科の授業の内容はよく分かる」 H30：小学校 56.8% 中学校 24.4%
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●理科中核教員（C S T）養成・育成事業 ・児童生徒の理科の知識・技能の習得を図り、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し、活用するとともに、研修会を実施することで、授業の改善・充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆C S Tの養成 (R2) ・小学校 4名 中学校 1名 ◆シンポジウムの開催 (年1回) ◆活動報告会の実施 (年1回 高知大学主催) ◆授業づくり講座 (理科) への参加
	<ul style="list-style-type: none"> ●科学の甲子園ジュニア高知県大会 ・生徒の科学への興味・関心等を高めるために、理科・数学等の探究的な課題にチームで取り組む「科学の甲子園ジュニア高知県大会」を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆科学の甲子園ジュニア高知県大会 ・参加対象、参加単位：中学1, 2年生 1チーム6人 ・7月：予選 (県内5会場) ・8月：本選

事業 名称	学力向上に向けた高知市との連携	事業 No,	20
		担当課	小中学校課

概要	<p>県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市が平成 30 年度に設立した「学力向上推進室」に県から指導主事を派遣し、高知市のスーパーバイザー等とチームを編成して学校訪問を行うなど、県教育委員会と高知市教育委員会が連携した取組を進めている。</p> <p>高知市内の「タテ持ち」型の中学校や、小学校の継続的な訪問指導体制を強化するとともに、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場として、学力向上推進室運営委員会を定期的に設けることで、学力向上推進室の取組について、進捗状況を確認し、充実を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○高知市の各小・中学校において、教員の教科等指導力の向上が図られ、児童生徒の学力が向上している。</p> <p>・全国学力・学習状況調査の結果（国語、算数・数学）において、自校の正答率と全国平均正答率との比較を行い、その結果が上昇している、あるいは、維持している学校の割合が増えている。</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○授業改善に取り組む意欲は高まってきているが、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が、まだ十分とは言えない。</p> <p>○訪問指導の質・量ともに一層高め、全国学力・学習状況調査の結果等を基に意図的な訪問を仕組む必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●高知市学力向上推進室による学校支援</p> <p>・高知市学力向上推進室へ指導主事を派遣し、県・市がより一層連携して、高知市内の小・中学校に対する戦略的・効果的な訪問指導を行う。</p>	<p>◆指導主事等の配置 13 名【R2】</p> <p>・派遣 10 名、兼務 3 名</p> <p>◆指導主事、スーパーバイザー等による訪問指導</p> <p>・小学校（指定校訪問等）、中学校（教科会訪問等）</p>
	<p>●高知市学力向上推進室運営委員会による進捗管理</p> <p>・高知市学力向上推進室運営委員会による学力向上推進室の取組の進捗管理と評価を行い、指導主事の指導助言の在り方や必要な支援について検討、改善を図る。</p>	<p>◆高知市学力向上推進室運営委員会の実施</p> <p>・月 1 回程度実施予定（4 月～3 月）</p> <p>◆県教育次長及び小中学校課長、高知市教育次長及び学力向上推進室との合同学校訪問の実施（学力向上推進室運営委員会による学校訪問）</p> <p>・小学校及び中学校を各年間 2 回程度訪問</p>

事業名称	学力向上推進事業	事業 No,	21
		担当課	高等学校課

概要	各学校において、全国的に導入された「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。併せて、学校支援チームの定期的な学校訪問により、各学校における授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの強化を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○各学校において、「高校生のための学びの基礎診断」を活用した P D C A サイクルが構築されている。</p> <p>○生徒に学習習慣が身に付き、基礎学力が定着している。</p> <p>・県オリジナルアンケート（生徒対象）の下記項目における肯定的回答の割合 高校 2 年 1 月：90%以上</p> <p>①「学校の授業では、学習のねらいが示されている」 ②「学校の授業では、学んだ知識をもとに自ら考え、まとめたり発表したりする機会がある」 ③「学校の授業では、学習活動を自ら振り返る場面が設定されている」 (R 1 高校 2 年 9 月 ①70.9% ②70.7% ③64.3%)</p>
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○各学校において、生徒の現状分析に基づく基礎学力の定着・学力向上の取組は進みつつあるが、効果的な指導方法の確立や P D C A サイクルを意識した学校の組織的な指導体制についてはさらなる充実が必要である。</p> <p>○学習のねらいの提示や振り返りの場面設定について、不十分な授業がある。また、各教科における授業改善の取組が校内で十分に共有されていない傾向にある。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●「高校生のための学びの基礎診断」の実施</p> <p>・「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。</p>	<p>◆「高校生のための学びの基礎診断」の実施</p> <p>・平成 31 年度の入学生から学年進行で導入（記述式、英語 4 技能） 基礎力診断テスト、スタディーサポート、総合学力テスト、G T E C</p> <p>・基礎力診断テストの実施時期 [R 2] 1 年生：4 月、11 月 2 年生：6 月、1 月 3 年生：4 月</p>
	<p>●学校支援チームによる支援</p> <p>・基礎力診断テスト実施校（29 校）を「支援校」、「重点支援校」、「小規模校」に指定し、指導主事、授業改善アドバイザーが定期的に学校訪問を行い、授業参観・研究協議による支援を実施する。</p> <p>・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、企画監・学校経営アドバイザーが全ての学校（35 校）を訪問し、各校の取組に対する指導・助言等を実施する。</p> <p>・先進的な県外の事例や県内各校の授業改善の取組等を共有するため、研究協議会を実施する。</p>	<p>◆授業改善に係る学校訪問</p> <p>・国語・数学・英語については、5～6 月、9～12 月の期間に、各校を年間 5～8 回程度訪問</p> <p>・地歴公民については、同期間に各校を年間 3 回程度訪問</p> <p>◆学力向上プラン等を協議する学校訪問</p> <p>・学校支援チームによる学校訪問を各校年間 3 回実施（4 月、7 月、1 月）</p> <p>◆カリキュラム・マネジメントに係る学校訪問</p> <p>・5～3 月の期間に、各校を 4 回程度訪問</p> <p>◆研究協議会の実施</p> <p>・年間 2 回（8 月、2 月）の実施を予定</p>

事業 名称	学習支援員事業	事業 No,	22
		担当課	高等学校課

概要	個々の生徒の実態に応じたきめ細かな指導を充実させるため、学習支援員の配置を拡充し、放課後の補力補習等の充実を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○生徒に学習習慣が身につき、基礎学力が定着している。</p> <p>○学習支援員が必要とされる学校に適切に配置されている。</p> <p>・配置率 100% (配置を希望する学校)</p>
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○中山間地域の小規模校などで、地域内で学習支援員を確保することができず、必要とされる人数の配置や時間数の確保ができない場合がある。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	●学習支援員による基礎学力に定着に向けての支援 (放課後等の補力補習等)	<p>◆実施教科は、原則として国語、数学、英語のうち校長が必要と認める教科とする。</p> <p>・県教委が作成したつなぎ教材等を活用</p> <p>・1 単位時間を 50 分とし、1 日 1 教科につき原則 2 単位までとする。</p> <p>・3 教科合わせて 150 単位時間を上限とする。</p>
	●学習支援員の確保	<p>◆人事担当との連携</p> <p>・学習支援員となりうる「時間講師」を、各学校に配置する。</p> <p>◆大学等との連携</p> <p>・人材確保に向け、大学や地域等への働きかけを行う。</p>

事業 名称	21 ハイスクールプラン	事業 No,	23
		担当課	高等学校課

概要	地域の実情や生徒の実態に即した魅力ある学校づくりを推進するため、各校において、探究的な学習活動の充実を図るために地域と連携・協働した活動や、専門的な技能や豊かな人間性を身に付けさせ、将来の進路実現の可能性を広げる取組を支援する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○全ての県立学校において、魅力ある学校づくりに向けて、地域と連携して充実した取組が実践されている。</p> <p>・21 ハイスクールプランを活用している学校の割合 100% (R1 : 33 校)</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	○21 ハイスクールプランにおける各校の取組が、教職員が目標や課題を共有し、それぞれの目標や経営計画に沿った特色あるものとなっていない場合がある。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●魅力ある学校づくりの推進</p> <p>・地場産品を活用した食品開発、物づくりの推進 地域や企業、大学等と連携した体験学習等を各学校における取組を支援する。</p>	<p>◆各校において特色ある取組を実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動 (海外リサーチ・短期留学) ・地域課題解決学習 (商品開発) ・地域環境保全活動 ・部活動活性化対策 ・防災教育 ・コンテスト、展覧会への出場、出展
	<p>●資格取得の推進</p> <p>・産業教育等の専門性の高い資格の取得や英検などの受験対策講座の開講などに対して支援する。</p>	◆各校において、資格取得や受験対策講座等を実施
	<p>●21 ハイスクールプランの進捗管理</p> <p>・各学校における 21 ハイスクールプランの取組が、計画通りに実践できているか検証を行う。</p>	<p>◆21 ハイスクールプランの検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書の提出 (各学校→教委 2月) ・実施報告書の提出 (各学校→教委 3月) ・次年度事業計画書 (要望書) の提出 (各学校→教委 7月) ・取組状況の確認 (企画監・学校経営アドバイザーの学校訪問等)

事業名称	教科指導力向上事業	事業 No,	24
		担当課	高等学校課

概要	<p>新学習指導要領の趣旨を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、教科指導力向上研修等を通して、教員の指導力を向上させ、学校における学習指導、生徒支援体制を充実させることで、生徒の多様な学力や進路希望に応じた効果的な指導につなげる。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○教員の指導力が向上し、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語の授業における言語活動時間の割合 65%以上 (H30 年度 47.7%) ・公立高等学校卒業生の国公立大学現役進学者数 15%以上 (H30 年度卒業生 12.6%)
-----------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○英語による5領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り・発表]」「書くこと」）の統合的な言語活動や発信能力の育成強化を図るため、教員のさらなる指導力向上が求められている。</p> <p>○公立高等学校卒業生の国公立大学等への進学希望を実現させるため、教職員の指導力を更に高める必要がある。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●英語指導力向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形式で設定・公表し、その達成状況の把握や指導・評価の見直しを行うことで課題を明らかにし、課題の改善に向けて積極的・継続的に取り組む教員を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学習到達目標のCAN-DOリスト形式での設定・公表及び活用 ・生徒の到達状況を定期的に把握し、日々に授業や評価に反映 ◆言語活動と学習評価の充実 ・4技能を活用した言語活動の充実 ・観点別学習状況評価に基づく総合評価 ◆授業改善研修 ・アクションリサーチや授業公開を通じて協働できる教員集団の育成
	<p>●教科指導力向上研修Ⅰ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科指導に優れた力量のある県外教員（スーパーティーチャー）による研究授業及び教科指導法等についての研究協議会を実施することにより、県内教員の教科指導力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研究授業参観 ・高知県進学協議会主催の「大学進学チャレンジセミナー」の参加生徒（ブロック大学以上の難関大学への進学を希望する高校2年生）を対象に実施 ◆研究協議会での協議等 ・研究授業の授業者による講義（授業のねらいや方法について） ・教科指導法等に関する研究協議
	<p>●教科指導力向上研修Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図るため、県外講師等を招へいして授業研究を実施するとともに、学校の進路指導体制の充実を図る。 ・近隣校へ案内することで、協議の活性化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆希望校における研修会の実施 ・県外講師による研究授業及び研究協議（難関大学に向けての指導方法、学力中位層・下位層の生徒の学力向上に向けた指導方法、「主体的・対話的で深い学び」等の授業改善に向けた取組等）

事業名称	就職支援対策事業	事業 No,	25
		担当課	高等学校課

概要	生徒の就職支援のために、就職対策連絡協議会を運営し、就職状況の情報収集や分析を行い、よりよい支援策を検討する。また、就職アドバイザーを配置し、事業所訪問による求人開拓や生徒への個別指導による就職受験先のマッチングを図るとともに、離職率の改善に向けて、就職者の定着指導も併せて行う。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○進路未内定者に対するきめ細かな就職支援が全ての学校で行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職アドバイザー配置校の就職内定率：99%以上 ・県内企業就職者の1年目の離職率：10%以下
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○就職対策連絡協議会や就職アドバイザーの活動により、企業との連携も深まり、就職内定率は向上しているが、就職後の早期の離職率は15%を推移しており、離職状況の分析や、ミスマッチを防ぐための支援体制のさらなる充実を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職内定率：99.0% (H31 年度) 99.0% (H30 年度) ・就職アドバイザー配属校 就職内定率：99.0% (H31 年度) 98.7% (H30 年度) ・1年目の離職率：13.8% (H29 卒業生) 14.9% (H28 卒業生) ・各学校と就職アドバイザーがハローワークなど関係機関との連携を密にし、支援体制をつくる。 ・離職状況調査結果をもとに、離職の原因等を分析し、定着のための施策につなげる。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●就職対策連絡協議会の運営 ・高校生の就職対策について、各関係機関との連携を図り、一体となって協議・支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆就職対策連絡協議会の実施 ・年2回開催 6月：前年度の就職状況報告 2月：当年度の就職課題（離職含む）検証
	<ul style="list-style-type: none"> ●就職アドバイザーの配置 ・県内外に就職アドバイザーを配置し、企業への求人開拓、就職希望者への個別指導、就職者の定着指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆就職アドバイザーの配置 ・17校に8名配置
	<ul style="list-style-type: none"> ●教員・就職アドバイザーの事業所訪問 ・教員及び就職アドバイザーによる事業所訪問を計画的に実施し、継続的な求人要請、卒業生の職場定着指導を継続的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教員・就職アドバイザーの事業所訪問 5～7月：求人要請・卒業生の職場定着指導 9～12月：2次募集確認等 ・教員・アドバイザー事業所訪問 1500 事業所訪問
	<ul style="list-style-type: none"> ●離職状況調査の実施 ・公立高等学校に対して、卒業者の1年後の離職状況について調査を実施するとともに、離職状況や原因等の分析を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆離職状況調査の実施 6月：調査依頼 7月：調査回収・結果分析 2月：就職対策連絡協議会での協議

事業名称	グローバル教育推進事業	事業 No,	26
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>郷土を愛し、その発展に貢献できる人材や高い志をもち、高知から世界へチャレンジするグローバル人材の育成を図るため、有識者によって構成するグローバル教育推進委員会の助言を受けながら、山田高等学校、高知南中学校・高等学校、高知西高等学校および高知国際中学校・高等学校を本県のグローバル教育の推進校として、地域振興や産業振興に資する人材の育成に向けた取組の推進とともに、その取組成果の県内他校への普及などを図っていく。</p> <p>また、高知国際中学校・高等学校においては、国際バカロレア認定に向けた取組を進める。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成し、英語運用能力を高めることで、将来、本県の地域振興や産業振興を担うグローバル人材を育成する。</p> <p>○高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を統合した高知国際中学校・高等学校において、国際バカロレアのMYP（中学校段階のプログラム）認定をR2年度に、DP（高等学校段階のプログラム）認定をR3年度に受ける。</p>
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○R2年度より山田高等学校において、「普通科」「グローバル探究科」「ビジネス探究科」の3学科体制による探究を核とした教育の充実。</p> <p>○高知南中学校・高等学校におけるグローバル教育プログラム（探究型学習と英語学習）の実践の、更なる他校への普及・啓発。</p> <p>○高知西高等学校におけるR元年度でのスーパーグローバルハイスクール事業の終了に伴う、国事業「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）」に向けた取組。</p> <p>○高知国際中学校・高等学校におけるR2年度に全学年が揃う中学校の教育内容の磨き上げと、R3年度の高知国際中学校開校に向けた準備。</p>
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●グローバル教育推進校の取組等の進捗管理 ・各推進校におけるPDCAサイクルに基づく、取組についての外部有識者からの指導、助言およびその反映・活用の確認 ・教員研修や各学校における成果発表会などを通じた県内他校への普及 	<ul style="list-style-type: none"> ◆グローバル教育推進委員会の開催 ・会議を7月と2月に実施 ・講師招へい
	<ul style="list-style-type: none"> ●国際バカロレア認定の取組 ・高知国際中学校・高等学校の国際バカロレア認定に向けた準備 ・高知国際高等学校開校に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教員研修の実施 ・国際バカロレア公式ワークショップへの教員派遣 ・大学の国際バカロレア教員養成コースへの派遣 ・先進校からの講師招へい ◆広報活動
	<ul style="list-style-type: none"> ●海外留学や異文化等の理解促進 ・教育委員会主催海外派遣プログラム ・高校生国際交流促進費補助金による生徒負担への支援 ・留学フェアの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育委員会主催海外派遣プログラムの実施 ・公立高校生を夏休みに英語圏の国に派遣 R元:20名→R2:20名→R3:20名 →R4:20名→R5:20名 ◆各学校プログラムにおける海外渡航生徒への支援 ・学校プログラム実施校数、参加生徒数 R元:2校30名→R2:5校100名→R3:5校100名 →R4:5校100名→R5:5校100名 ◆留学フェアの開催 ・11月実施予定（フェアの参加者数） R元:86名→R2:90名→R3:90名 →R4:90名→R5:90名

事業 名称	産業教育指導力向上事業	事業 No,	27
		担当課	高等学校課

概要	本県の産業教育の充実を図るため、高知県産業教育審議会との連携のもと、今後の産業教育の方向性や目標を明示し、各校における取組の充実につなげるとともに、産業教育に携わる教職員の資質・指導力の向上を図るため、新技術について教科の枠を超えて研修を実施するなど、研修内容の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○情報化やグローバル化の進展に伴う急速な時代の変化に対応できる産業教育担当教員の指導力が向上している。 ・計画した研修の実施率 100%
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○産業教育担当者研修（産業教育内地留学、産業教育短期研修等）を実施し、学校や各教員の課題等を解決するため研修を行ってきたが、時代に即した各専門分野の研修や教科の枠を超えた本県の全体的な産業教育を推進する取組が不十分である。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	●産業教育内地留学の実施 ・学校現場を離れ、大学、専門学校、民間企業等への内地留学の実施	◆産業教育内地留学の実施 ・農業：農業担い手育成センター、高知大学、農業技術センター等 ・工業：早稲田大学、高知工科大学、高知職業能力短期大学校等 ・商業：土佐情報経理専門学校、高知工科大学等
	●産業教育短期現場研修の実施 ・学校や各教員の課題等を解決するために大学、専門学校、高等学校、民間企業等における研修を実施	◆産業教育短期現場研修の実施 ・長期休業期間等を利用し、各専門分野（農業、水産、工業、商業、情報）について、大学、専門学校、民間企業等における研修を実施（1～10 日間）
	●高知県産業教育課題対応合同研修の実施 ・産業教育担当者が、今後の産業教育の在り方を検討するために合同で研修を行うことや、産業界の現状を把握するために企業見学を行うことにより、資質向上、指導力の強化、授業改善を図る。	◆高知県産業教育課題対応合同研修の実施 ・実施時期：8 月（2 泊 3 日） ・対象：各産業教育担当者 10 名程度 ・企業見学（IoT、AI など最先端企業） ・産業振興計画勉強会 ・大学教授等のコーディネータを配置
	●産業教育審議会答申を受けての取組 ・これからの本県産業教育の在り方についての答申を受けて、各産業でどのように取り組むか検討を行う。	◆産業教育審議会答申を受けての取組 ・各学校での方向性、実行目標を設定し、進捗管理を行う。

事業名称	道徳教育実践充実プラン	事業 No,	28
		担当課	小中学校課

概要	学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。また、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、全ての学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的変換を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校で児童生徒の道徳性を養うため、特別の教科 道徳の授業を工夫している。 ・特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「よくしている」と回答した児童生徒の割合） 小学校 60%以上、中学校 60% かつ全国平均以上 (R1：小学校 46.0% (42.1%) 中学校 39.2% (34.0%)) ※ () 内は全国平均
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○指導と評価を一体化させた「考え、議論する道徳」の授業実践がまだ不十分である。 ○「家庭で取り組む 高知の道徳」を活用して、学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実については、地域差がある。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●道徳教育推進拠点校事業 (H30～R2) ・「考え、議論する道徳」の指導と評価の一体化の研究実践を行い、公開授業を通して普及することで県内小中学校の授業の質的変換を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆道徳教育推進拠点校事業 ・拠点校 (県内 10 校) ・県連絡協議会の開催 (年 2 回) ・各校での公開授業研究会 (講師招聘)
	<ul style="list-style-type: none"> ●道徳教育パワーアップ研究協議会 ・実践交流や情報交換、講話を通して、道徳教育の在り方や道徳科の指導方法及び学習評価について理解を深め、本県の道徳教育の一層の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆道徳教育パワーアップ研究協議会 ・6月～7月開催 (1 回) ・道徳推進リーダーの活用
	<ul style="list-style-type: none"> ●「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 ・学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・4月上旬：新小学 1 年生・各校教員への配付 ・随時：効果的な活用事例について、学校訪問や地区別協議会等において紹介

事業 名称	人権教育推進事業	事業 No,	29
		担当課	人権教育課

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</p> <p>・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：100%</p> <p>・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高：70%（小：56.5% 中：45.0% 高：52.6%）</p>
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○障害者、高齢者、女性などの人権課題についての児童生徒の理解は一定進んでいるが、同和問題やハンセン病元患者等や新たな人権課題についての理解は不十分であり、地域や社会をよくするための行動を考えることにつながっておらず、人権学習の取組が十分に浸透していない学校がある。</p> <p>○いじめや虐待、インターネットの問題についての校内研修を実施する学校は多いが、その他の人権課題についての研修や、人権学習に関する授業研究を実施していない学校がある。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●組織的・計画的な人権教育の推進</p> <p>・人権教育主任が管理職と連携し、P D C A サイクルを用いて、年間指導計画や校内研修、人権学習を適切にコーディネートできるように、人権教育主任のマネジメント力を向上させ、各校の取組を充実する。</p>	<p>◆人権教育主任連絡協議会（5月）</p> <p>・小・中学校 4 会場、高等学校・特別支援学校 1 会場</p> <p>・組織的な取組や人権課題に関する研修</p> <p>◆人権学習学校支援事業</p> <p>・学校の校内研修や市町村主催の研究会等における研修や研究授業等への支援</p>
	<p>●人権教育研究推進事業（文部科学省研究指定校事業）</p> <p>・小・中・高等学校の人権教育の推進を図るため、基幹となる研究推進校を指定し、継続的な学校支援訪問を実施し、人権教育を基盤とする学校経営・学級経営・授業づくり等の研究を行う。その成果を県内に普及し、各校の取組の充実を図る。</p>	<p>◆研究推進校の指定【R2～5】</p> <p>・各年：5 校</p> <p>・学校支援訪問 アドバイザー：1 校の訪問回数 2 回以上 指導主事等：1 校の訪問回数 10 回以上</p> <p>・人権教育推進委員会を中心とした校内の研究の推進（校内研修や授業研究等の企画・運営、研究のまとめ等）</p> <p>・研究発表による取組の普及</p>
	<p>●人権教育指導資料の改訂と活用</p> <p>・県民に身近な 11 の人権課題についての実践事例等を盛り込んだ人権教育指導資料（乳幼児教育編、学校教育編）及び人権啓発資料（社会教育編）を改訂し、その活用を通して、就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。</p>	<p>◆作成・検討</p> <p>・人権教育担当及び関係部署が作成・検討</p> <p>・就学前・学校教育指導資料の作成【R2】</p> <p>・社会教育人権啓発資料の作成【R2～5】</p> <p>◆普及</p> <p>・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育担当者連絡協議会及び研修会における情報提供や演習の実施</p>

事業名称	キャリア教育強化プラン	事業 No,	30
		担当課	小中学校課 高等学校課

概要	<p>社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の成長や変容を自己評価できる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図る。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○教員のキャリア教育指導力の向上を目指した校内の研究体制が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育に係る校内研修を実施している学校の割合 小学校 100% 中学校 100% (R1: 小学校 94%、中学校 94%) <p>○児童生徒のキャリア発達を促すため、キャリア・パスポート (キャリアシート) を活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・パスポート (キャリアシート) を活用している学校の割合 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (R1: 小学校 98.4% 中学校 94.4% 高等学校 11.4%)
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中・高等学校におけるキャリア教育の視点に基づいた取組や校内研修体制が不十分である。 ○小・中・高等学校のつながりを意識しキャリア教育に取り組む仕組みができていない。
------------	--

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施内容	<p>●キャリア・パスポート※の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が作成したキャリア・パスポート(キャリアシート) を活用し、生徒の変容を見取することで、各校のキャリア教育を検証するとともに、小・中・高の連携したキャリア教育を実践する。 <p>※小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆「キャリア・パスポート」活用の周知・徹底 ・公立小・中・高等学校 4月: 各市町村教育委員会、県立学校への周知 6月: キャリア・パスポート活用推進連絡協議会 (中・高等学校キャリア教育担当教員対象) 7月~: 各学校でキャリア・パスポート活用推進連絡協議会の伝達講習の実施 ◆「中学生のためのキャリア教育副読本『みらいスイッチ』」の配付・活用推進 3月: 公立中学校へ1年生分配付

事業名称	キャリアアップ事業	事業 No,	31
		担当課	高等学校課

概要	高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○全ての県立学校において、生徒にキャリアデザイン力を身につけさせるための取組が組織的・体系的に進められている。</p> <p>・県オリジナルアンケート集計結果 「将来の夢や目標を持っている」肯定的な回答 3年 95% 2年 90% 1年 80%以上 (R元9月 3年 87.3% 2年 74.2% 1年 75.6%)</p>
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○各校における体験的な学習が、目標を明確にした組織的な取組になっていない場合がある。</p> <p>○地域や企業、大学と連携して取組のさらなる充実を図る必要がある。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●企業・学校見学や就業体験等の実施 生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計して行くことができるよう、県内の学校や企業の見学及び就業体験等を実施する。</p>	<p>◆企業・学校見学の実施 27校 ◆就業体験・インターンシップの実施 17校 800人 ◆ものづくり総合技術展 参加者 2000人以上</p>
	<p>●大学の学び体験 生徒が大学の講義を受講したり、学校が大学との協働で授業プログラムの研究や実践を行うことで、生徒の学習意欲や進路意識を高める。</p>	<p>◆大学の講義の受講 ・課題探究実践セミナー ◆大学教員による講座 ・「自然科学概論」 ◆大学との協働による授業プログラム ・「自律創造型地域課題解決学習」</p>
	<p>●学校経営計画による目標の共有、進捗管理 学校経営計画（補助シート）に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。</p>	<p>◆学校経営計画（補助シート）の提出・確認 ・学校経営計画の提出（目標値等の記載） 各学校 → 教委（6月） ・学校経営計画の提出（当年度の状況を記載） 各学校 → 教委（3月） 各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言</p>

事業名称	主体的・探究的な学びの充実（主権者教育、地域協働学習）	事業 No,	32
		担当課	高等学校課

概要	社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において主権者教育や地域協働学習の取組が効果的に推進されている。 ・学校経営計画（補助シート）に記載された評価（自校評価）：総合評価 B以上の学校が80%以上（評価項目：①計画 ②実行 ③検証 ④総合評価 の項目で4段階評価）
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○取組の目当てや目標が明確にされておらず、地域等と連携した効果的な取組になっていない場合がある。 ○学校経営計画の指標は、年度末の最終評価のみで、年度途中の進捗管理ができていない場合がある。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校における主権者教育の実践 ・生徒が主体的に社会に参画する意識や態度を育むため、各学校における主権者教育に関する取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各学校における主権者教育の実践 ・選挙管理委員会による出前授業 ・県議会議員との意見交換会 ・各教科（公民、家庭など）における授業実践 ◆主権者教育の充実のための実践研究 ・指定校による実践的な教育活動の研究 ・取組や成果の普及
	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校における地域協働学習の実践 ・探究的な学習活動の充実や地域との連携・協働した活動を充実させるため、各学校における地域課題解決学習等の活動の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各学校における地域協働学習の実践 ・地域おこし活動 ・防災教育 ・地域課題解決学習 ・商品開発
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校経営計画の評価方法の見直し ・学校経営計画における地域協働学習等の取組の評価方法について見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校計画計画、評価方法の改善 ・学校経営計画補助シートの改善（年度末評価結果に加え、中間評価結果の記載など） ・副校長・教頭研修会での周知

事業 名称	ソーシャルスキルアップ事業	事業 No,	33
		担当課	高等学校課

概要	<p>社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○対人関係を構築するための力やコミュニケーション能力の育成に向けた組織的、体系的な取組が十分でない。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●仲間作り合宿の実施 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした「仲間づくり合宿」を実施する。</p>	<p>◆仲間作り合宿及び体験活動 ・宿泊合宿、体験活動の実施 30 校</p>
	<p>●学習記録ノート（キャリアノート）の活用 教員と生徒が常時関わりをもち、双方向でやりとりを行うことができる学習記録ノートを効果的に活用し、生徒の情報収集や看取り、コミュニケーション能力等の向上を目指す。</p>	<p>◆学習記録ノートの活用促進 ・活用校 28 校</p>
	<p>●学校経営計画による目標の共有、進捗管理 学校経営計画（補助シート）に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。</p>	<p>◆学校経営計画（補助シート）の提出・確認 ・学校経営計画の提出（目標値等の記載） 各学校 → 教委（6 月） ・学校経営計画の提出（当年度の状況を記載） 各学校 → 教委（3 月） 各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言</p>

事業名称	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	事業 No,	34
		担当課	人権教育課

概要	小・中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、教育活動の中に生徒指導の視点を位置づけ、PDCA サイクルに基づく開発的な生徒指導（子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組めるよう学校等を指定し、未然防止の観点（不登校等の未然防止につながる市町主体の取組、課題改善に向けた組織的な学校の取組、よりより集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営の充実）に基づく実践研究を推進するとともに、その成果の県内小・中・高等学校への普及を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○開発的な生徒指導が組織的に推進され、児童生徒の自尊感情や自己有用感が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 40% (R1: 33%) ・「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒の割合 30% (R1: 23%) <p>(数値は指定2年目校の児童生徒意識調査で「そう思う」と回答した割合)</p> <p>○不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍児童生徒数に対する新規不登校児童生徒数の割合が前年より減少している。 <p>(数値は魅力ある学校づくり調査研究事業推進地域全体の割合)</p>
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○教職員の児童生徒理解や生徒指導の内容や方法を学年間・校種間で揃えるには、教職員間の情報共有や取組に対する検証・改善のための協議を組織で行い、教職員の協働性を高める必要がある。</p> <p>○安心・安全な居場所づくりの取組は多くの学校で教育活動に位置づけて進められているが、児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育めるような取組が依然として教師主導で行われている場合が多いため工夫・改善することが必要である。</p>
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●魅力ある学校づくり調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校等の未然防止につながる取組の検証改善を、市町教育委員会が主体的に推進し、新たな不登校が生じにくい魅力ある学校づくりを推進する。 	<p>◆推進地域、拠点校の指定【R2～3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1市、1校 ◆市町教育委員会による調査研究の推進体制構築 ・調査研究委員会による取組の分析（年4回） ・各校担当者の研修等による指定域内への普及（年3回）
	<p>●学校活性化・安定化実践研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒意識調査を指標として、学校の課題に応じた未然防止の取組の実施と継続した検証改善により、開発的な生徒指導の取組の浸透を図る。(推進校：7校) 	<p>◆推進校の指定【R1～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：7校→R3：7校→R4：7校 ◆学校の課題に応じた未然防止の取組について研究推進 ・推進会議の実施による進捗管理（年4回） ・講師招聘による校内研修(年1回) ・授業研究会(年2回) ◆校内支援会に対する支援訪問（年5回）
	<p>●夢・志を育む学級運営のための実践研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動を基盤とした話し合い活動や児童生徒が主体的に活躍できる場の充実することで、よりより集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営を推進する。(推進校：5校) 	<p>◆推進校の指定【H29～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2:5校→R3：5校→R4：5校 ◆学級運営アドバイザーの支援訪問（年3～4回） ・研究授業、研究推進等に対する指導・助言 ◆公開授業研修会による成果普及（2年目指定校で実施） ◆校内支援会に対する支援訪問（年5回）
	<p>●生徒指導主事会（担当者会）における周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校の研究成果を生かした報告等を行い、実践の普及啓発を図る。 	<p>◆生徒指導主事会（担当者会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校（5月、各1回） ・地区別（10月、小中学校、高等学校合同実施、各地区1回）
	<p>●推進リーダーのマネジメント力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進リーダーのマネジメント力等の向上を図る研修会を実施し組織的な研究を推進する。 	<p>◆推進リーダー会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年4回（うち1回は、管理職対象の学校支援会議を合同開催）

事業名称	校内支援会サポート事業	事業 No,	35
		担当課	人権教育課 心の教育センター

概要	生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において定期的実施している校内支援会が、支援を必要とする児童生徒に対して組織的かつ計画的な支援が充実するよう支援する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	○校内支援会において、スクールカウンセラー（以下、SC）等からの助言を取り入れた見立てに基づいた支援方法が決定されている。 ・重点支援校での支援会において、SC 等の見立てに基づいた支援の方向性が決定された割合 80%（ H30： 78.4% R1： 77.0% ※R1 は 12 月末）
------------------------	---

目標達成に向けた課題	○校内支援会の実施回数や SC 等の外部専門家の活用率等は増加しているが、SC 等のアセスメントに基づいた組織的な支援につながっていないケースが見られる。 重点支援校での支援会において、SC 等の見立てに基づいた支援の方向性が決定された割合（ H30： 78.4% R1： 77.0% ※R1 は 12 月末）
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	●重点支援校への支援 ・校内支援体制の確立及び運営の充実を図るため重点支援校を指定し、継続的な学校支援訪問を実施する。	◆重点支援校の指定【R2～】 ・毎年 15 校程度 ◆心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問 ・1 校当たり訪問回数：4 回程度
	●学校等からの依頼による支援 ・校内支援体制の確立及び運営の充実を図ることを目的に、学校等からの校内支援会への参加、研修の依頼に対して、学校支援訪問を実施する。	◆心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問【随時】 ・指導主事、SC 等が校内支援会に参加 ・指導主事、SC 等が校内研修等の講師として参加 ・重点支援校、校内支援会参加依頼校への訪問 SC、SC スーパーバイザーによる訪問
	●学校配置 SC の育成（配置校） ・心の教育センターSC、SC スーパーバイザーが、校内支援会に参加した際に、スーパーバイズを実施する。 ・毎月 2 回土曜日に、心の教育センターでのスーパーバイズを実施する。	◆配置校、配置教育支援センターでの研修 ・SC 勤務校、勤務教育支援センターに SC スーパーバイザーが訪問し、支援会等に参加しアセスメントの実施 ◆採用 3 年次までのしっ皆研修、希望者に対する研修 ・毎月 2 回土曜日に心の教育センターにおいて、SC スーパーバイザーによる個別面接
	●Web 会議システムを活用した支援体制 ・学校配置・アウトリーチ型 SC 等への支援や、校内支援会での助言、緊急事案発生時等において、Web 会議システムを活用し、SC スーパーバイザー等からの迅速、タイムリーな支援を行う。	◆Web 会議システムの活用 ・学校配置、アウトリーチ型 SC 等への支援【随時】 ・学校等での校内支援会への助言【随時】 ・緊急事案発生時 ・東部、西部地域におけるサテライト機能【各地域：週 1】 ◆Web 会議システムの活用方法 ・心の教育センターSC スーパーバイザー、SC 等と配置 SC、支援会等を Web 会議システムで結び、助言等の実施

事業名称	生徒指導主事会（担当者会）	事業 No,	36
		担当課	人権教育課

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。 ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合：小中高 100% ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 40%以上（R2.2 月：小学校：26.5%、中学校：28.3%、高等学校：19.6%） ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 35%以上（R2.2 月：小学校：12.9%、中学校：18.9%、高等学校：11.8%）
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導上の課題や兆候が見られ始めた初期段階の情報共有や初期対応が、十分に組織的に行われていない学校がある。 ○特に高等学校の生徒指導主事において、開発的な生徒指導の理解や実践が十分でない状況がある。 ○校種間で児童生徒の情報の引き継ぎは実施されているが、個別支援の必要な児童生徒に対する効果的な支援方法等が十分に引き継がれていない学校がある。
------------	---

	内 容	予 定（R2～5 年度）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●組織的な生徒指導の推進 ・組織的な生徒指導の取組状況や課題を確認するための協議、先進校の事例紹介等に関する研修を通して、生徒指導主事（担当者）の実践力・マネジメント力の向上を図り、県内各学校において組織的な生徒指導を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生徒指導主事会（担当者会） ・公立小・中学校・高等学校・特別支援学校 5 月、小学校 2 会場、中学校 1 会場、高等学校・特別支援学校 1 会場で実施 ・組織的な生徒指導力の向上等に関する研修
	<ul style="list-style-type: none"> ●校種間で連携した生徒指導の推進 ・PDCA サイクルに基づく各学校（中学校区）における生徒指導の充実を図るとともに、小・中学校、高等学校で情報共有し、生徒指導における校種間連携を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆小中学校・高等学校地区別生徒指導主事（担当者）会 ・公立小・中学校・高等学校・特別支援学校 10 月、県内小中学校、高等学校を 4 地区に分けて実施 ・校種間の情報共有や連携した取組等について研修
	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校に対する対応・支援の強化 ・不登校についての認識や対応に関する研修を各学校で実施するとともに、不登校担当教員（者）を中心とした組織的な支援体制の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校種別・地区別生徒指導主事会での周知（年 2 回） ・県内全ての学校での「いじめ予防等プログラム」等を活用した校内研修の実施 ・校務支援システムを活用した早期の情報共有 ・不登校担当教員（者）を中心とした支援体制の確立 ・SC、SSW の校内支援会への確実な参加
	<ul style="list-style-type: none"> ●開発的・予防的な生徒指導の取組の充実 ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校の研究成果普及を図るとともに、年間 2 回の研修会を活用して、各校の取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校種別・地区別生徒指導主事会を通じた取組の推進（年 2 回） ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校の実践発表や「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」等の活用した取組のポイント等の周知 ・両研修会を通じた実践の振り返りと改善

事業名称	不登校担当教員配置校サポート	事業 No,	37
		担当課	人権教育課

概要	不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、不登校担当教員が中心となった校内支援会をはじめとする組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての小・中学校において、不登校担当教員（者）が位置づけられ、未然防止と早期対応も含めた校内支援体制が構築されるとともに、不登校担当教員配置校においては、支援体制の強化や不登校等の未然防止・早期対応が組織的に推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。 ・不登校担当教員の配置校の中で、不登校児童生徒の出現率が前年より減少した学校の割合：100%
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校の要因や背景、児童生徒や保護者への支援の基本的な考え方等、教員の不登校に対する認識が十分でない場合がある。 ○教員個々の不登校対応の知識や経験が十分でなかったり、系統立った対処方法が十分に確立されていない場合がある。 ○市町村の教育支援センターによる支援を十分に受けられない等、関係機関の効果的な活用ができていない場合がある。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校担当教員（者）の役割の周知と配置 ・学校規模が大きく不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各市町村校長会での周知【R1.2月】 ・人権教育課による説明 ◆不登校担当教員の配置【R2～】 ・学校規模が大きく不登校の出現率が高い学校（20校程度）
	<ul style="list-style-type: none"> ●「不登校対策チーム」による支援 ・「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、取組の進捗を把握するとともに支援・助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「不登校対策チーム」の定期的な訪問【R2】 ・人権教育課、心の教育センターの指導主事、SC等の支援・助言
	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校対応に関する研修の充実 ・教職員の不登校についての認識や理解を深めたり、具体的な対応方法に関する知識を深め実践力を身につけたりする内容を各種集合研修や校内研修において実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆不登校担当教員スキルアップ研修【R2～】 ・不登校担当教員対象（年間2回） ◆校内研修の実施【毎年】 ・「校内研修用DVD」、「不登校の予防・対応のために」（第二次改訂版）を活用した研修の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●初期対応と支援体制の強化 ・不登校担当教員（者）を中心とした、早期の情報共有に基づく初動体制の確立と校内支援会の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校務支援システムを活用した早期の情報共有（随時） ・欠席、遅刻、早退情報、児童生徒の気づき情報の共有 ・早期情報の把握に基づく組織的な初期対応 ◆SCやSSWの校内支援会への確実な参加 ◆不登校担当教員（者）を中心とした校内支援会の運営と専門的なアセスメントに基づく組織対応の実施

事業 名称	いじめ防止対策等総合推進事業	事業 No,	38
		担当課	人権教育課

概要	「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施していくことの充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が『『高知家』いじめ予防等プログラム』を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合：教職員 100%、保護者・地域 80%以上 ・「学校いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合： 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100% (R2.2月 小 98.9% 中 99.0% 高 98.0% 特支 85.7%)
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○いじめ防止等の取組において、学校の取組は定着してきたが、保護者や地域と連携した取組は十分とは言えない。</p> <p>○今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や、子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●『『高知家』いじめ予防等プログラム』の活用 ・いじめ予防等の取組の推進のため作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関に活用してもらい、取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆『『高知家』いじめ予防等プログラム』を活用した取組を実践【R2～】 ・プログラムの内容や活用方法の理解のための研修を実施 ◆プログラムの活用に向けたリーフレットの作成・配布
	<ul style="list-style-type: none"> ●校内研修の充実への支援 ・教職員がいじめに関する正しい認識をもち、対応できるようにするため、校内研修の内容を提供したり、モデルを示して担当教職員の支援をしたりして、研修の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生徒指導上の諸課題に対応した研修内容を掲載した DVD を作成・配付・活用 ・全小中高・特別支援学校に配付 ◆校内研修担当者への支援 ・学校からの要請に応じて指導主事を派遣し校内研修の充実を図る
	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールロイヤー活用事業 ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、弁護士（スクールロイヤー）が、その専門的知識・経験をもとに学校でのいじめ予防教育や法的相談の対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校における法的相談への対応【R2～】 ・学校の要請に応じてスクールロイヤーに法的な助言をもらう ◆法令に基づく対応の徹底 ・校内研修の講師や支援会の助言者として参加 ◆校内研修の講師・学校組織委員会へ参加 ・児童生徒に対して、いじめ予防教育の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の開催 ・県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ問題対策連絡協議会 ・いじめ防止等に向けた総合的な施策及び関係機関・団体等の連携推進について協議する ・連絡協議会（毎年 2 回） ・幹事会（毎年 3 回） ◆いじめ問題調査委員会 ・県教育委員会の諮問に応じ、調査審議する（適宜）

事業名称	こうちの子ども健康・体力向上支援事業	事業 No,	39
		担当課	保健体育課

概要	運動好きな子どもを育てるため、体力課題の解決に向けた外部人材の派遣や、指導主事等による学校訪問での助言、運動遊び事業の実施等の取組を推進するとともに、こうちの子ども健康・体力支援委員会において子どもの運動機会の充実や体力向上に向けた効果的な対策等を健康対策も含めて総合的に検討し、学校での実践につなげる。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○全ての公立小学校で「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」が実施されて、子どもの運動する機会が増える。(R1：3校(1.6%))</p> <p>○全国体力・運動能力、運動習慣等調査において 50m 走の記録が全国平均を上回る。 (高校は高知県体力・運動能力、生活実態等調査での 50m 走の記録が R 元年度を上回る)</p> <p>R1:小男 9.56(全 9.42)小女 9.72(全 9.64)、中男 8.09(全 8.02)中女 8.96(全 8.81)、高男 7.51 高女 9.16</p>
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○児童生徒数の減少や学校の統廃合、放課後の習い事等により、外遊びの仲間・時間・場所が減少している。</p> <p>○高等学校ではスポーツクラブや運動部の加入率が中学校と比べて大きく減少する傾向にあり、運動をする生徒としない生徒の二極化が進んでいる。</p> <p>○全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、調査開始以降、小・中学校ともに走能力に課題がある。</p> <p>○各校種の学校経営計画では全国調査(高校は県調査)での課題に基づく PDCA が十分に回っていない。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●こうちの子ども体力アップチャレンジランキングの実施</p> <p>・各種の運動遊びを設定し、学級やグループ等で取り組む中で、仲間と協力して達成する喜びを味わい、運動・スポーツに対する関心や意欲を高めることで運動習慣の定着を図る。</p>	<p>◆実施要項の作成・配布・実施【R2～5】</p> <p>・全公立小学校が対象</p> <p>4月：実施要項作成及び配布</p> <p>5月：事業実施</p> <p>7月、11月、2月：記録を各学校から集約</p> <p>8月、12月、3月：各種目のランキングを HP に公表</p>
	<p>●「走」運動の向上に向けた取組</p> <p>・本県の体力課題である走能力の向上に向けて学校への外部指導者の派遣や、体育授業で活用できる走運動に関する準備運動プログラムを作成し県内に周知する。</p>	<p>◆「かけっこ先生」「なわとび先生」の派遣【R2～5】</p> <p>・全公立小学校が対象(R3以降は内容の修正あり)</p> <p>4月：実施要項作成及び配布(募集)</p> <p>9月～1月：外部協力者の派遣</p> <p>◆走運動に関する準備運動プログラムの作成・周知【R2～5】</p> <p>・R2年度は R3 年度制作に向けての内容検討</p>
	<p>●体力・健康課題のある学校への訪問</p> <p>・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等から、体力や健康について支援が必要と思われる小学校・中学校・高等学校を訪問し、体育授業や健康教育等の取組に対する助言を行うとともに、学校の組織力の向上を図る。</p>	<p>◆訪問校の指定【R2～5】</p> <p>・全公立小・中学校が対象</p> <p>・小・中・高等学校を合わせて毎年 20～30 校程度</p> <p>◆指導主事等による支援訪問【R2～5】</p> <p>・1校あたり訪問回数は 1 回。ただし、場合によっては 2 回目の訪問を実施することもある。</p>
	<p>●こうちの子ども健康・体力支援委員会の開催</p> <p>・児童生徒の運動・スポーツ活動の充実に向けた各種取組をより効果的に展開するために、取組の内容や運営方法をはじめ、進捗状況や成果の検証を行うなど、子どもの体力・健康対策を総合的に支援する。</p>	<p>◆こうちの子ども健康・体力支援委員会【R2～5】</p> <p>・年間 3 回を予定</p> <p>・委員は 11 名(予定)</p> <p>・当課の事業実施状況等の検証及び本県の健康・体力課題の改善に関する助言</p>

事業名称	体育授業の質的向上対策	事業 No,	40
		担当課	保健体育課

概要	体育・保健体育授業の質的な向上に向けて、各学校における教科会の充実、校内研修や年次研修の工夫・改善を図るとともに、先進的な取組を推進する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が全国平均を下回っている。(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)</p> <p>小学校：男 5.4% (全国 3.9%) 女 2.9% (全国 2.0%) 中学校：男 7.0% (全国 5.3%) 女 4.1% (全国 3.3%)</p> <p>○高等学校において、これまでの保健体育の授業で「運動の仕方がわかるようになったりできるようになったりしたことがない」生徒の割合が R2 年度と比較して下回っている。 (高知県体力・運動能力、生活実態等調査)</p>
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○各校種において、児童生徒が自己の課題に気付き、その解決に向けて試行錯誤しながら運動に取り組むような学習経験が少ない。</p> <p>○運動が「できる・わかる」ようになるための多様な運動との関わり(する・みる・支える・知る)の経験が少ない。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●小学校での授業改善に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、「授業協力者」の指定や小学校体育専科教員の配置を行い、実践研究を継続的に進め、その成果を全学校に普及する。 ・各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、タテ持ちや教科間連携による授業改善に向けた取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆小学校体育における授業協力者の指定【R2～5】 ・東部、中部、西部、高知市：各 2 名 計 8 名 ◆小学校体育専科教員を活用した実践研究の推進【R2～5】 ・県内 1 校 平成 5 年度までに増員を検討 ◆学校や市町村主催の研修会等への指導主事等による要請訪問の実施【R2～5】 5 月：学校からの申請 6 月～2 月末：訪問
	<p>●中学校での授業改善に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、タテ持ちや教科間連携による授業改善に向けた取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中学校における教科間連携における保健体育の授業実践及び外部協力者を活用した授業改善の推進【R2～5】 ・学校からの要請により指導主事が訪問 ・外部協力者の活用は主として武道 ◆学校や市町村主催の研修会等への指導主事等による要請訪問の実施【R2～5】 5 月：学校からの申請 6 月～2 月末：訪問
	<p>●高等学校での授業改善に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、「協力校」を指定し、実践研究を継続的に進め、その成果を全県立学校に普及する。 ・令和 4 年度から始まる新学習指導要領実施に向けて趣旨の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆協力校の指定【R2～5】 ・毎年 3 校程度(予定)、 ・年間 4 回の訪問 ◆高等学校教育課程研究協議会における新学習指導要領の趣旨説明【R2～3】 ・年間 5 回程度
	<p>●研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の質を高めるため、近隣の小規模校が連携した授業研究や、小・中合同の研修会を実施するとともに、校内研修の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆体育主任研修会(小・中・高等学校)【R2～5】 ・開催時期：4～6 月 ・年間 1 回の開催(小学校は東部、中部、高知市、西部) ◆体育・保健体育指導力向上伝達講習会の開催【R2～5】 ・開催時期は 7 月末～8 月 対象は保幼小中高の教職員 ・7 講座(予定) ◆高知県学校体育保健研究大会への参加 ・開催時期：11 月 ・小・中・高等学校の体育・保健体育の授業公開

事業名称	健康教育充実事業	事業 No,	41
		担当課	保健体育課

概要	健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に考え、健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、がん教育や性教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○健康教育の中核となる教員の資質の向上と、外部指導者による講習会等により、望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。 ・研修会のアンケートにおいて、「実践に十分生かせる」又は「実践に生かせる」と回答する教員の割合の合計：80%以上 ・外部講師を活用したがん教育の実践により、「健康に良い生活習慣が大切だと思う」と回答する児童生徒の割合：80%以上
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒を取り巻く様々な健康課題に対応する教員の資質向上を更に図る必要がある。 ○がん教育や食育など、児童生徒に対する健康教育は進んできているが、児童生徒の実践に十分つながっていない。 ○健康教育を推進するためには家庭との連携が重要であるが、児童生徒の家庭環境が多様化しており、連携が困難な家庭がある。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●健康教育の中核となる教員の更なる資質向上に向けた取組 ・健康教育の中核となる教員等（保健主事、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等）を対象とした研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修の実施【R2～5】 ・健康教育推進研修会（保健主事研修会） ・学校保健推進研修会（養護教諭研修会） ・食育・学校給食推進研修会 （栄養教諭・学校栄養職員研修会） ・がん教育推進研修会
	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の実践につながる健康教育の実施 ・健康教育副読本を効果的に活用し、子どもの実践につながることを目的とした健康教育を充実させる。 ・がん教育などにおいて、外部講師を活用した効果的な健康教育を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康教育副読本の活用による健康教育の推進【R2～5】 ・研修等における効果的な活用の普及 ・活用状況調査の実施（年3回） ・活用実践事例集の作成【R2】 ◆がん教育の推進【R2～4】 ・外部講師の活用による効果的な指導の実施・普及啓発 ・モデル地域の指定（R1～2：1地域、R2～3：2地域（予定）） ・教材の作成及び教員の指導力向上のための研修 ◆学校訪問等による指導・助言
	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域と連携した健康教育の充実 ・健康教育副読本を活用し、家庭と連携した取組を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康教育副読本を活用し、家庭や地域と連携した健康教育の実践及び普及・啓発【R2～5】

事業 名称	県立学校運動部活動活性化事業	事業 No,	42
		担当課	保健体育課

概要	本県の県立学校の運動部活動を学校運営や地域づくりの核とし、運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、県立学校に運動部活動活性化推進部及び強化推進部を指定し活動費の支援を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○運動部活動活性化推進部における部員数が増加する。</p> <p>○四国高等学校選手権大会及び全国高等学校体育大会において、強化推進部の指定を受けた学校が団体・個人ともに入賞数が増加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国高等学校選手権大会 団体：45 種目 個人：100 名 ・全国高等学校体育大会 団体：3 種目 個人：7 名 <p>※上記の大会に該当種目がない競技は、これらに準ずる規模の大会での入賞を指標とする。</p>
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○活性化推進部：各学校において、学校運営や地域づくりの核として、部活動をしっかりと位置づけ、部員数の確保や今後の展望まで取り組んでいる部活動が少ない。</p> <p>○強化推進部：競技力を向上させるためには、長時間の練習や日数が必要であると考えている教員が多く、限られた時間内での効率的・効果的な運動部活動の指導を行っていくための意識改革が必要である。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●支援の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化推進部：学校として適正な運営を推進する学校で、地域と連携した活動等を通して部員数の増加や競技成績の向上を期待する部 ・強化推進部 A：学校として適正な運営を推進する学校で、特に全国規模の大会で優秀な成績を収めた実績のある部 ・強化推進部 B：学校として適正な運営を推進する学校で、特に四国ブロックの大会で優秀な成績を収めた実績のある部 <p>●支援内容</p> <p>競技用具の購入や遠征・練習試合に要する経費など</p>	<p>◆運動部活動活性化推進部及び強化推進部の指定・実践【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校が対象 4月：各学校から提出→内容確認 5月：活動開始 3月：各学校で年度末検証実施→県教委へ報告

事業名称	運動部活動の運営の適正化	事業 No,	43
		担当課	保健体育課

概要	「高知県運動部活動ガイドライン」、「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	○運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要とされる適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。
-----------------------	--

目標達成に向けた課題	○1週間の運動部活動が占める総運動時間は減少傾向にあるが全国平均を上回っている。 中学校：男子 833.8分（全国 812.8分）女子 833.6分（全国 821.1分） ○各学校では「運動部活動に係る活動方針」が策定され、適正な運動部活動の運営に向けた取組が進んでいるが、生徒引率に要する時間など運動部活動における指導時間の捉え方が異なっている事例があったことから、適正な部活動の運営に向けて、改めて部活動時間と教員等指導者の指導時間の整理を行う必要がある。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●これからの部活動の在り方を考える検討委員会の実施 ・高知県の運動部活動の運営の適正化及び活動の充実、今後の部活動運営の在り方等について、総合的に支援することを目的として設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆検討委員会【R2～5】 ・4月：委員委嘱 ・会の開催：年間3回（6月、10月、2月を予定） ・委員は7名程度（予定）
	<ul style="list-style-type: none"> ●運動部活動課題解決研修会の開催（適正な運動部活動の運営） ・高知県運動部活動ガイドラインに基づく部活動の適正な運営のもと、本県の運動部活動の更なる質的向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動部活動課題解決研修会【R2～3】 ・5月：体育主任会で案内 ・会の開催：10月（予定） ・対象：県内の中学校・義務教育学校後期課程・高等学校・特別支援学校の運動部活動の中心的な役割を担う教諭等
	<ul style="list-style-type: none"> ●部活動の適正化に関する調査の実施 ・県立学校で、統一して定めた年間活動計画の様式により、管理職が年間を見通して適切な練習時間・休養日等が設定されているか、毎月の計画に沿った活動がなされているかを実績により確認し、徹底していく。 ・市町村立中学校にも、市町村教育委員会を通じて県立学校での取組を紹介し、適切な練習時間・休養日等の設定して同様の取組が進むよう依頼する。（活動計画の様式は、送付済み） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆調査の実施【R2～5】 ・各県立学校からの報告 中間確認：10月上旬に活動状況 最終確認：翌4月初旬に1年間の活動実績 ・市町村においては、市町村教育委員会が所管する中学校の全ての部活動で、適切な運営がなされているかの確認を行う。

事業 名称	運動部活動指導員配置事業	事業 No,	44
		担当課	保健体育課

概要	各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○運動部活動指導員を配置することにより、配置がされた部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。</p> <p>・部活動指導員を配置した部において、部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合 50%以上</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	○運動部活動指導員の配置拡大のための人材の確保
--------------------	-------------------------

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●運動部活動指導員の配置への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立中学校、高等学校に運動部活動指導員を配置する。 ・市町村立中学校に運動部活動指導員を配置するために必要な経費を補助する。 ・運動部活動指導員の資質向上のための研修を行う。 	<p>◆運動部活動指導員の配置【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：66名→R5：90名（予定） ・スポーツ課のスポーツハブとの連携を図る <p>◆研修の実施【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間2回実施

事業 名称	文化部活動指導員・支援員の活用	事業 No,	45
		担当課	高等学校課 小中学校課

概要	文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制を整備し、望ましい文化部活動の推進を図る。また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の文化部活動にかかる負担を軽減するために、文化部活動支援員の派遣や文化部活動指導員の配置を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○希望する学校に支援員・指導員が適切に配置され、生徒への効果的な指導に生かされている。 ○文化部活動における生徒の専門的な技術が改善されている。 ・文化部活動支援員 合計 400 回以上の派遣
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○文化部活動は部の種類や教育配置の関係から専門としていない教員が担当することも多く、専門的な技術力の向上等の面で、生徒や保護者の要望に十分応えられていない。 ○茶道部、華道部を中心に専門的指導者を必要とする学校が多いが、文化祭などの行事の前などに集中する傾向があり、年間を通した指導ができていない場合がある。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●文化部活動支援員の派遣 (高等学校) ・専門的な指導力を有した支援員を各学校のニーズに応じて派遣する。 ・年間を通した指導に生かせるよう派遣回数の上限を増やす方向で取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化部活動支援員の派遣 (R 2 年度) ・30 部活動に支援 ・1 部当たり 12 回 ・合計 360 回の派遣 ※一部あたりの派遣回数を増やし、目標とする派遣回数 400 回以上とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ●文化部活動指導員の配置 (中学校) ・中学校の文化部活動に単独での指導や引率ができる文化部活動指導員を配置することにより、文化部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化部活動指導員の配置 (市町村への運営補助)
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県文化部活動ガイドライン等に基づく体制の整備 ・生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定等、望ましい文化部活動体制の整備を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各学校における文化部の活動計画の見直し ・ガイドラインに基づく見直し・改善

事業 名称	多機能型保育支援事業	事業 No,	46
		担当課	幼保支援課

概要	地域ぐるみの子育て支援を充実させるため、保育所等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されることを支援する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。 ・園庭開放又は子育て相談の実施率 100% (R1 : 82.5%) ・多機能型保育支援事業の実施 40 か所以上 (R1 : 13 か所)
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て相談、園庭開放等、要件となっている事業の実施回数などで保育所等の負担感が大きい。 ○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●多機能型保育支援事業の推進 ・保育所等において、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されるよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆多機能型保育支援事業の実施 ・保育所等個別訪問 ・実施園等による交流会の開催：年2回 ・子育て支援イベント等の周知・広報

事業名称	保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	事業 No,	47
		担当課	幼保支援課

概要	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度の「かん養」等を行う保育士を配置する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。 ・保育所等における家庭支援の計画と記録の作成率：100%（R1:89.6%）
------------------------	--

目標達成に向けた課題	○厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実するには、各園において支援が必要な家庭に、家庭支援の計画と記録が作成される必要がある。
------------	---

	内 容	予 定（R2～5 年度）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等への家庭支援推進保育士の配置 ・家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度の「かん養」等を行う保育士を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭支援推進保育士の配置 ・ R2：65 人 ・ R3～：配置数の増
	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭支援推進保育士の資質向上のための取組 ・各園において、支援が必要な家庭ごとに家庭支援の計画と記録が作成されるなど、厳しい環境にある家庭の状況に合わせた適切な支援が行われるよう、研修等の充実により保育士のスキルアップを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修の実施（家庭支援推進保育講座） ・ R2～R5：2 回

事業 名称	特別支援保育・教育推進事業 (親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	事業 No,	48
		担当課	幼保支援課

概要	特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 未)	○厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ・保育所等における家庭支援の計画と記録の作成率：100% (R1:89.6%)
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	●親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。	◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・R2～：11市13人 ・行政経験者など、コーディネーターが務まる人材を市町村に紹介
	●親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・コーディネーターの質向上のための研修や、コーディネーターの役割・園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換等を行うことにより、各市町村における支援の質の向上を図る。	◆親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・R2～R5：2回

事業 名称	スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>	事業 No,	49
		担当課	幼保支援課

概要	<p>厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に 5 歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を、保育者とスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）が連携して行う仕組みを構築する。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。</p> <p>・SSW の配置市町村数 35 市町村（学校組合含む）（R 1 :18 市町村組合）</p>
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○SSW の就学前児童を対象とした活動の拡大により、園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が進む市町村が増えつつあるが、学校における SSW の活動が多忙で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●SSW の配置拡充</p> <p>・市町村に配置している SSW を就学前の子どもにも対応できるよう委託契約を締結</p>	<p>◆市町村への段階的な SSW の配置拡充</p> <p>・R2 : 19 市町村組合</p> <p>・R3～ : 配置市町村の増</p>
	<p>●就学前における SSW の役割理解</p> <p>・SSW の連絡会を実施し、就学前の子どもへの対応の重要性、保育所等との連携等についての説明を行うとともに、SSW 間の情報交換を行い、就学前における役割の理解を促す。</p>	<p>◆SSW 連絡協議会</p> <p>・R2～R5 : 1 回</p>
	<p>●SSW の専門性の向上</p> <p>・初任者を対象に、協力関係機関や支援の方法、内容の具体例、実践事例等に関する研修を実施する。</p>	<p>◆SSW 初任者研修</p> <p>・R2～R5 : 2 回</p>

事業 名称	放課後等における学習支援事業	事業 No,	50
		担当課	小中学校課

概要	小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的な支援を行うことで、市町村や学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に対応できるよう充実強化する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 未)	<p>○学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後や長期休業期間等において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導や家庭学習の指導など、一人一人の状況に応じた学習機会が全ての学校で提供されている。</p> <p>・下記①～③による学習支援の実施校率：100% (R1:98.6%)</p> <p>①放課後等学習支援員の配置、②放課後児童クラブや放課後子ども教室等の「学びの場」の実施、③地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等での学習支援</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材の確保も見込めないケースがある。</p> <p>○放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後等学習支援員の配置 ・人材確保支援 	<p>4月:放課後等学習支援員の配置(市町村への運営補助)</p> <p>2月:退職予定教員の在籍校に人材募集案内チラシを送付</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後等学習指導の質的向上 ・指導主事による学校訪問の実施 	<p>8月:各種学習状況調査結果や実績報告等を基にした訪問校の選定</p> <p>取組事例集を用いた、学習支援員の活用に関する助言・情報提供</p> <p>【計画:小学校10校、中学校10校】</p>

事業名称	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	事業 No,	51
		担当課	人権教育課

概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（SC）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置して、相談支援体制の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 ・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100% ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校 90%以上、中学校 95%以上、高等学校 100% (R2.2月：小学校 66.3%、中学校 75.7%、高等学校 63.9%)
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○SCやSSWを十分に活用できていない学校がある。 ・校内支援会等でSCやSSWを活用しなかった割合 小学校 34.3%、中学校 25.1%、高等学校 23.0% ○心理や福祉の高い専門性を有する人材を安定して確保することが困難な状況にある。 ○各学校からのSCやSSWの配置希望時間に対し、十分な配置時間を確保できていない。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●SC及びSSWの配置 ・全ての公立学校にSCやSSWを配置し、心理や福祉の専門的な支援を受けられる体制を確立する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 ・SC 全公立学校に配置 アウトリーチ型SCを11市に配置 ・SSW 全市町村・学校組合に配置 全県立学校に配置または派遣
	<ul style="list-style-type: none"> ●支援力の向上や効果的な活用 ・SCやSSWの専門性の向上を図るとともに、市町村教育委員会担当者や各学校のコーディネーター等SC、SSWを効果的に活用できるように研修等を実施し周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆SC新規採用研修会（毎年4月） ・SCの基本的な業務について ◆SC等研修講座（毎年6回） ・外部講師による専門講座 ◆SSW基本講座（毎年2回） ・1～2年目のSSWを対象とした基礎講座 ◆SSW連絡協議会（毎年6月） ・SSWの専門性の向上及び効果的な活用に関する協議 ◆相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会の実施（毎年8月、2ブロックずつ3年サイクル） ・SCやSSW等専門人材の効果的な活用に係る研修
	<ul style="list-style-type: none"> ●校内支援会の充実・強化 ・各学校で実施する校内支援会で、SCやSSWの専門性を活用し、的確な見立てや手立てを策定する取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内支援会の実施 ・年10回以上を目安に、各学校で実施 SCやSSWと連携して背景要因の見立てや支援の手立てを協議
	<ul style="list-style-type: none"> ●SC及びSSWの常勤化 ・専門性の高い人材を段階的に常勤雇用できるように財源の確保や制度設計をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国への提言 ・SC及びSSWの常勤化に向けた予算措置について提言 ◆常勤化にかかる制度設計の協議 ・雇用条件や財源等について検討

事業名称	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	事業 No,	52
		担当課	人権教育課 心の教育センター

概要	スクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施する。心の教育センターに配置されている特に高い専門性を有する SC 及び SSW が各学校、教育支援センターに配置されている SC 及び SSW の指導や助言に当たる。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○経験の浅い SC 及び SSW がスーパーバイズを受けて、各学校、教育支援センターで相談対応することによって、アセスメント力が向上している。</p> <p>・採用 3 年目までの SC 及び SSW がスーパーバイザーから年間 2 回以上スーパーバイズを受ける割合 100%</p>
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○OSC、SSW の配置率、配置市町村数は上がっているが、SC 及び SSW のアセスメントに基づいた組織的な支援につながっていない学校が見られる。</p> <p>○配置校から、SC 及び SSW のアセスメント力が弱いとの指摘がある。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●心の教育センターでのスーパーバイズ（土曜日）</p> <p>・毎月 2 回土曜日に、心の教育センターでのスーパーバイズを実施する。</p>	<p>◆採用 3 年次までのしっ皆研修【年 3 回】</p> <p>・毎月 2 回土曜日に心の教育センターにおいて、SC スーパーバイザーによる個別面接</p> <p>◆希望者に対する研修【随時予約】</p>
	<p>●勤務校、配置教育支援センターでのスーパーバイズ</p> <p>・SC 及び SSW の勤務校、配置教育支援センターへ、スーパーバイザーが出向いてスーパーバイズを実施する。</p>	<p>◆配置校研修</p> <p>・SC 及び SSW 勤務校にスーパーバイザーが訪問し、校内支援会等に参加しアセスメントの実施</p> <p>◆市町村教育支援センターでの研修【11ヶ所 (R2)】</p> <p>・スーパーバイザーが教育支援センターを訪問し、ケースごとにアセスメントの実施</p>
	<p>●心の教育センターにおける他の事業を活用したスーパーバイズ</p> <p>・心の教育センターSC スーパーバイザーが、校内支援会に参加した時や教育支援センターを訪問した時に、スーパーバイズを実施する。</p>	<p>◆心の教育センター相談支援事業、校内支援会サポート事業における重点支援校等でのアセスメント研修・心の教育センターでの支援会の実施や各学校の校内支援会に参加</p>
	<p>●高知県 SC 等研修講座の開催</p> <p>・SC 等の資質向上、相談活動充実のため、県外講師等を招聘した講義や事例検討を実施する。</p>	<p>◆実施回数</p> <p>・年間 6 回程度（日曜日）</p> <p>◆研修講師</p> <p>・鳴門教育大学大学院教授等</p>

事業名称	心の教育センター相談支援事業	事業 No,	53
		担当課	心の教育センター

概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。県東部・西部地域で心の教育センターの相談活動を定期的に行うとともに、心の教育センターを日曜日に開所し、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。教育支援センターを訪問し、支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。</p> <p>・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率 100%（R1.12 月末：40.9%）</p> <p>・心の教育センター東部・西部地域相談活動、日曜開所相談対応率 100%</p>
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○心の教育センターより遠距離のために、来所が難しい相談者に対する相談体制を整備する必要がある。</p> <p>・心の教育センター全相談にしめる東部地域（香美市、香南市を除く）、西部地域の割合 H30：東部地域 3.5%、西部地域 0.9% R1：東部地域 5.6%、西部地域 4.5%</p> <p>○日曜日の相談ニーズが高いと思われる。</p> <p>・H30 心の教育センター 休日夜間電話相談件数（月～金平均：55 件、土：64 件、日：101 件）</p> <p>○教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率</p> <p>・R1 心の教育センターが訪問して支援会、ケース検討会等の実施率 40.9%</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●心の教育センター相談活動の実施</p> <p>・来所相談・メール相談・24 時間電話相談・出張教育相談・こうち高校生 LINE 相談・東部西部地域での相談活動、日曜日開所を実施する。</p>	<p>◆来所等相談への対応</p> <p>・SC スーパーバイザー2 名、SC 3 名、SSW 2 名、相談支援員 2 名、指導主事 5 名 (R2 の配置状況)</p> <p>・東部西部地域相談活動担当者 (SC 各 1 名)</p>
	<p>●学校の支援体制の充実に向けた支援</p> <p>・各学校における支援体制 (校内支援会) 等の充実に向け、指導主事及び SC スーパーバイザー、SC、SSW 等の訪問支援を実施する。</p>	<p>◆依頼のあった学校等に対応</p> <p>・校内支援会への参加、研修依頼に対して随時対応</p> <p>◆心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問</p> <p>・指導主事、SC 等が校内支援会、研修等に参加</p>
	<p>●教育支援センターの相談支援体制の強化</p> <p>・心の教育センター指導主事等が、教育支援センターを訪問し、支援会、ケース検討会等を実施し助言、支援を行う。</p> <p>・教育支援センター未設置の町村の児童生徒の受け入れや広域での支援について、市町村に働きかける。</p>	<p>◆教育支援センター訪問支援の実施</p> <p>・各教育支援センター年間 2 回程度訪問</p> <p>・指導主事 1 名訪問</p> <p>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が参加する場合あり</p>
	<p>●関係機関との連携</p> <p>・協議会・連絡会等の機会や訪問支援を通して、医療・福祉・警察など、児童生徒に関わるあらゆる関係機関との連携を図る。</p>	<p>◆教育相談関係機関連絡協議会 (毎年 2 回)</p> <p>・高知県中央児童相談所などの県内 10 の関係機関が一堂に会し、支援に対する課題の共有や連携の強化について協議</p>

事業 名称	教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究	事業 No,	54
		担当課	人権教育課

概要	不登校児童生徒の学校以外の学びの場として、教育支援センターにおける学習指導の充実を図るために、不登校児童生徒の一人一人の状況や背景に応じた効果的な学習指導の在り方を研究するとともに、支援の進め方を構造化し、教育支援センターの支援力の向上を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒の状況別の効果的な学習指導等に関する資料が、各市町村の教育支援センターで活用されている。 ・学習指導等に関する資料を活用している教育支援センターの割合：100%
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒一人一人に応じた効果的な学習指導が確立されていない。 ○児童生徒の状況や背景に応じた支援計画が構造化されていない。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的な学習指導等に関する研究 ・モデル地域の教育支援センターに通所している児童生徒への学習指導について、SC等の見立てを踏まえた効果的な学習指導について調査研究を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域への学習指導研究員の派遣【R2】 ・モデル地域（1市町村）の指定 ・学習指導研究員の派遣、学習指導に関する研究（通年） ・学習指導等に関する資料の作成（通年）
	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導等に関する資料の普及 ・教育支援センター連絡協議会や心の教育センターによる訪問支援等を通じて、学習指導等に関する研究成果を普及し、教育支援センターの支援力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育支援センター連絡協議会【R2～5】 ・年2回実施 ・学習指導等に関する資料について周知【R2～3】 ・学習指導等に関する資料の効果的な活用についての協議等【R4～5】 ◆心の教育センターによる訪問支援【R2～5】 ・心の教育センターの指導主事やスクールカウンセラーによる助言や支援

事業 名称	食育推進支援事業	事業 No,	55
		担当課	保健体育課

概要	朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできる力を育成する等、実践力をつけるために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○家庭や地域と連携した取組を行うことにより、朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	○取組を行うボランティアや学校数は増えてきているが、まだ児童生徒の実践には十分つながっていない。 ○児童生徒の家庭環境が多様化しており、活動への参加がしにくい児童生徒がいる。
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●朝食に関する知識や技術を身につけさせる取組の充実 ・地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆食事提供活動の実施【R2～5】 ・支援するボランティア団体及び実施校の決定 R2～3:10 団体 (10 校) R4～5:12 団体 (12 校) (予定) ・食育資料の提供 (年 2 回) ・県教委による訪問指導

事業名称	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業	事業 No,	56
		担当課	高等学校課

概要	公立高等学校に就学する生徒の保護者等の教育に係る経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、授業料相当額の支給や低所得世帯への授業料以外の支援のための定額支給や奨学金の貸与などにより、実質的な教育の機会均等を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者全員に制度が周知されている。 ○要件を満たす対象者全員に支給や貸与等が実施されている。
------------------------	--

目標達成に向けた課題	○制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある。
------------	------------------------------

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校等就学支援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費の負担軽減を図る。 ・中途退学した後、再び学び直し生徒に対して就学支援金の支給期間経過後も2年間学び直し支援金が支給される。 ・就学支援金が受けられない生徒でも、家計が急変した場合には、次年度、支援金の受給資格を審査するまでの間、授業料を免除する。 ・国の就学支援金の対象とならない既卒者や留年生などには、所得制限はあるが、本県独自の就学支援金を支給する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆要件を満たす希望者への支給 ◆制度の周知・徹底 <ul style="list-style-type: none"> 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導する (対象者への周知方法) ・HPへ掲載 ・学校へ案内文書配布（6・3月） ・対象の生徒全員に受給の意思確認を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ●高校生等奨学給付金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆要件を満たす希望者への支給 ◆制度の周知・徹底 <ul style="list-style-type: none"> 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導する (対象者への周知方法) ・HPへ掲載 ・学校等へ案内文書配布（6月） ・受給資格がありながら申請していない保護者がいないよう、個別に申請書の提出を促す。
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県高等学校等奨学金の貸与 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与している（卒業後6カ月後から、要返還）。 ・平成24年度以降の貸与対象者について150万円を超える収入が得られるまでの間、返還を猶予することができる所得連動型猶予制度を導入している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆要件を満たす希望者への支給 ◆制度の周知・徹底 <ul style="list-style-type: none"> 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導する (対象者への周知方法) ・HPへ掲載 ・学校等へ案内文書配布（11・2月） ・テレビ・ラジオ等での広報（11・3月） ・事務研修会での制度の周知（4月）

事業 名称	多子世帯保育料軽減事業	事業 No,	57
		担当課	幼保支援課

概要	子どもを産み育てやすい環境の実現に向けて、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、3人以上の子どもがいる家庭に対し、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村（中核市除く）への助成を行う。
-----------	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○全ての市町村で、多子世帯の保育料の負担軽減が行われている。 (R1 : 33 市町村)
------------------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、引き続き、多子世帯の保育料の負担軽減を図っていく必要がある。
-----------------------------	--

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●多子世帯の保育料軽減又は無料化への補助 ・18 歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆多子世帯の保育料軽減又は無料化への補助 ・R2~R5 : 33 市町村で実施（うち県補助 30 市町村）

事業名称	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上〈保育者しっ皆研修〉	事業 No,	58
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○特別な支援を必要とする子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。</p> <p>・特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成率：100%（R1：54.9%）</p>
------------------------	--

目標達成に向けた課題	○保育所・幼稚園等において、特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成ができていないために、子どもやその保護者への支援が組織的に行われず、小学校への引継ぎも十分でない場合がある。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●発達障害に関する研修の実施</p> <p>・県内全ての保育者を対象に、発達障害の特性や支援方法など、特別な支援を要する子どもの理解のための研修を実施する。</p>	<p>◆発達障害に関する研修の実施【R2：しっ皆研修】</p> <p>・集合研修(遠隔システム活用含む)</p> <p>R2：6回(中部、東部、西部 各2回)</p> <p>R3～R5：研修継続</p> <p>・出前研修</p>
	<p>●各園への訪問指導の拡充</p> <p>・外部専門家(言語聴覚士・作業療法士など)、親育ち・特別支援保育コーディネーター等による各園への訪問指導を拡充する。</p>	<p>◆各園への訪問指導</p> <p>・外部専門家の派遣</p>

事業名称	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	事業 No,	59
		担当課	特別支援教育課

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身に付けることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目無く実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに 100% (R1: 小学校 97.4%、中学校 97.2%) ・通常の学級に個別の教育支援計画の作成が必要な児童生徒が在籍しており、1 名以上作成済みの学校 小学校、中学校ともに 100% (R1: 小学校 74.4%、中学校 60.4%)
------------------------	---

目標達成に向けた課題	○校内支援体制について、「教職員の理解推進と専門性の向上」や「保護者と連携した取組」に課題を感じている学校が多い。						
	・「校内支援体制」自己診断入力シートによる「要素ごとの平均得点」(最大 4pt)						
		校内体制づくり	教職員の理解推進と専門性の向上	子どもへの支援	校内支援会の確立	保護者との連携	関係機関との連携
	小学校	3.6	3.1	3.4	3.5	3.1	3.4
	中学校	3.5	2.9	3.3	3.3	2.9	3.1

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●教育事務所指導主事、外部専門家による訪問支援の実施 ・特別支援教育地域コーディネーター※や特別支援学校教員、外部専門家等が各小・中学校を訪問し、校内支援体制や個別の指導・支援の内容について指導・助言を行う。 ※各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援教育地域コーディネーターによる訪問支援 ・要請に応じて特別支援教育地域コーディネーターが学校等を訪問し、校内支援体制の充実や教職員の実践力向上に向けて支援 ◆医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援 ・小・中学校からの要請に応じて外部専門家が学校を訪問し、発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する効果的な指導支援の内容について助言
	<ul style="list-style-type: none"> ●通級による指導担当者間のネットワーク構築及び専門性向上のための会議の開催 ・通級による指導担当者間における OJT 機能推進のための会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆通級による指導担当者連絡協議会 ・年間 2 回 (5 月、2 月頃の実施) ・通級による指導を実施するにあたっての課題の共有、解消に向けた協議
	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての学校の知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任を対象とした研修会の実施 ・各障害種特別支援学級担任として、必要な専門性を向上させるための研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学校教育課程研究集会 (知的障害部会) ・県内知的障害特別支援学校 年間各 1 回 ◆自閉症・情緒障害特別支援学級実践研究集会 ・東・中・西部 年間各 1 回 ・特別支援学級教育課程の確認、より質の高い実践の共有
	<ul style="list-style-type: none"> ●校長会等における周知 ・個別の教育支援計画の共有等、家庭や福祉と連携した切れ目ない支援の取組推進へ向けて、市町村、学校への周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区別校長会 ・東・中・西部 年間各 1 回 ・個別の教育支援計画に関するリーフレットの配布 ◆地区別中学校長・高等学校長会 ・東・中・西部 年間各 1 回 ・シート等を活用した引き継ぎの実施に関する説明 ◆特別支援連携協議会 ・東部・中部・西部 年間各 1 回 ・学校と家庭、福祉との連携充実に向けて市町村が必要な取組についての情報共有、課題解消に向け協議

事業名称	高校学校における特別支援教育の推進	事業 No,	60
		担当課	特別支援教育課

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保証と社会参加に必要な力を確実に身に付けることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を活かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 100% (R1 : 70.6%) ・個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が在籍しており、1 名以上作成済みの学校 100% (R1 : 61.5%)
------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○校内支援会の実施を含む「校内体制づくり」は一定進んでいるが、「教職員の理解推進と専門性の向上」や「保護者等との連携」「関係機関との連携」に課題を感じている学校が多い。						
	・「校内支援体制」自己診断入力シートによる「要素ごとの平均得点」(最大 4pt)						
		校内体制づくり	教職員の理解推進と専門性の向上	子どもへの支援	校内支援会の確立	保護者との連携	関係機関との連携
	高等学校	3.4	2.6	3.0	3.2	2.5	2.7

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●通級による指導担当者間ネットワークの構築及び充実 ・遠隔教育システムも活用しながら、通級による指導担当者間で情報共有し、OJT が機能する体制の構築、充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遠隔教育システムを活用した「高等学校における通級による指導研究協議会」 ・実施回数：年間 3 回以上 ・高等学校において通級による指導を実施する上での課題の共有、解決策の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ●教職大学院と連携した通級による指導に関する研究推進 ・教職大学院と共同で事例分析等を行い、通級による指導内容の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遠隔教育システムによる教職大学院との事例研究会 ・実施回数：年間 3 回程度 ・教職大学院教員による生徒の実態や効果的な指導方法に関する助言
	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校における通級による指導実践事例の蓄積 ・通級による指導を中心に高等学校における実践事例を収集し、高等学校における発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援モデルの具体化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆実践センター校の指定 ・県中央部に 1 校 ・関連書籍等の配備 ◆指導主事等による通級による指導実施場面の観察、指導・助言（遠隔教育システムの活用含む） ・実施回数：年間 10 回以上
	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校の特別支援教育学校コーディネーターに対する研修会を実施 ・高等学校における特別支援教育推進に向けて、特別支援教育学校コーディネーターが家庭や関係機関との連携等に中核的な役割を果たすために必要な研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校生徒支援コーディネーター研修会 ・年間 2 回（6 月、10 月頃の実施） ・第 1 回の研修会は特別支援教育をテーマに研修を実施 ・医療・福祉等関係機関から講師を招くなど、連携推進に向け必要な情報を共有 ・個別の教育支援計画に関するリーフレットを配布し、保護者への理解啓発を含む家庭との連携推進に向けた取組について協議

事業 名称	特別支援教育セミナー	事業 No,	61
		担当課	教育センター

概要	インクルーシブ教育システムの構築を目指して、発達障害等のある児童生徒に対し、障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士及び教職員として、発達障害等のある児童生徒の実態を見取り、特性に応じた効果的な指導・支援ができる。 ・発達障害等のある児童生徒の指導・支援に関する受講者アンケート評価平均 3.0 以上（4 件法）
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○発達障害等のある児童生徒の見取りや児童生徒が抱える困難さを踏まえて、実際の指導・支援に生かすことが難しい状況が見られる。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育セミナー I ・特別支援学校及び小学校・中学校・義務教育学校の特別支援学級担当教員（知的障害）を対象に、知的障害である児童生徒に対する授業づくりに関する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年間 1 日 ・ 8 月開催 ・「学習指導要領を踏まえた、知的障害における各教科等の授業づくり」
	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育セミナー II ・全ての校種及び特別支援学校教育相談担当者、市町村就学等事務担当者を対象に、発達障害等のある児童生徒の見取りに関する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年間 1 日 ・ 8 月開催 ・「発達検査から見える子どもへの指導・支援～みんなで見つける成長の芽～」
	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育セミナー III ・全ての校種及び学校コーディネーターを対象に、校内支援体制の構築に関する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆年間 1 日 ・ 8 月開催 ・「特別な教育的ニーズのある子どもへの支援・手立てを考える～事例から見る校内支援体制の構築について～」

事業名称	学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業	事業 No,	62
		担当課	特別支援教育課

概要	学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、各特別支援学校が、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「ICT 機器の活用の促進」「キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術・スポーツ活動の推進」の3つの柱に沿った取組を重点化し、組織的・計画的な取組を進める。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○研究指定校においては「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善のためのシステムが構築（指導案の改善、学習評価シート・授業チェックリスト等の作成、活用、授業研究、公開研等）できている。 ○児童生徒の学習意欲の向上や、「分かる」「できる」授業づくりのために、障害の特性に応じた ICT 機器の活用と環境の整備ができている。 ○全ての特別支援学校において、2020 のオリンピック・パラリンピックや全国高等学校総合文化祭を踏まえ、授業やクラブ活動等で積極的に障害者スポーツや、文化的な取組が実施されている。
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「ICT 機器の活用の促進」については、文科省の指定校を中心に実践を行い、ネットワークを活用した情報共有や発信を定着させる必要がある。 ○「キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術・スポーツ活動の推進」のためには、まだ特別支援学校の生徒が成果を発表する場の設定や、地域や他校種の生徒との交流や文化的な取組の拡大が必要である。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善・学習指導要領の円滑な実施に向け、特別支援学校の障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善のためのシステムを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教員の専門性の向上を目指し、外部専門家と連携した校内研修会を実施 ・校内研修会：年間2回程度 ◆学習過程分析表、学び方シート、授業評価シート等の成果物を活用した取組の検証 ・各学校：研究授業及び協議
	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT 機器等を使用した教育支援の充実 ・合理的配慮の充実のため ICT 機器の活用を進め、病弱や重度・重複障害の児童生徒の教育支援を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◆授業の中で電子ボード、iPad やタブレット、書画カメラ等の機器の活用と各種アプリの活用について研究 ・研究テーマに応じたネット協議会：年間1回以上 ・研究報告会の開催：年間1回
	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校児童生徒の文化・芸術・スポーツ活動の推進 ・2020のオリンピック・パラリンピック、全国高等学校総合文化祭などを好機と捉え、特別支援学校児童生徒の文化・芸術、スポーツ活動を一層推進し、自己表現の場や自己肯定感を高め豊かな生活につなげる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全国高等学校総合文化祭を踏まえた取組終了後も継続して文化・芸術の取組を行う ◆障害者スポーツ大会へ生徒全員の参加と練習への取組（知的障害、肢体不自由等） ・障害者スポーツ大会（5月） ◆肢体不自由特別支援学校のボッチャ大会等県ボッチャ協会と連携した大会の開催 ・年間2回程度

事業 名称	特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	事業 No,	63
		担当課	特別支援教育課

概要	<p>児童生徒の障害の重度・重複化や教育的ニーズの多様化に対応するため、特別支援学校の免許保有率の向上とともに、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協力し、特別支援学校における専門性の向上を図る。併せて、専門家と特別支援学校が協働して小・中・高等学校への支援を行うセンター的役割を果たすことなど、チーム学校として組織的に取り組み、本県の特別支援教育の一層の充実を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる県立特別支援学校教員が5つ全ての特別支援教育領域の特別支援学校教諭二種免許状以上の免許状を保有する割合が100%となる。 ○特別支援学校における外部専門家等の活用が進み、教職員の専門性が向上することにより、小・中学校等への専門性の高い支援が行われるようになり、自立活動等の授業が充実している。 ○特別な支援を必要とする幼児児童生徒に合理的配慮が適切に提供されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容（授業等）に関する満足群の割合：100%
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○5つ全ての特別支援教育領域の特別支援学校教諭二種免許状以上の免許状を保有する県立特別支援学校教員の割合が十分でない。交流人事や新規採用教員の増加による免許保有率の伸び悩みがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・5領域の免許保有率 約40%：(R1.5月) ○小中学校特別支援学級の新任担当者の特別支援学級等サポート事業の活用が少ない状況がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・新任サポート事業活用率:17.2% (R1.9月)
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校教員の5領域の免許保有に向けた取組の推進 ・免許取得計画による進捗管理 ・認定講習の実施及び通信教育の周知・受講促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆免許取得に向けた認定講習及び通信教育の受講 ・特別支援学校から個々の教員の免許取得計画の提出 4月：計画提出 3月：取得状況提出
	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校特別支援学級の新任担当への支援の充実 ・特別支援学校等サポート事業 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学級等サポート事業の周知 4月：要項の送付（実施要項等に外部専門家の活用ができることを明記） 5月：新任特別支援学級担当者会（教育センター研修）での説明 ◆要請があれば専門家（理学療法士等）を同行して、小中高等学校を訪問
	<ul style="list-style-type: none"> ●校内研修会の実施 ・自立活動充実事業 ・合理的配慮充実事業 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各学校の研究テーマに沿った、外部講師による研修会等を実施

事業 名称	特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	事業 No,	64
		担当課	特別支援教育課

概要	特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校において、地域で共に生活する児童生徒として、交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進し、卒業後の居住地域での生活や活動等へのスムーズな移行につなげる。また、居住地校交流を活性化及び充実させるために、副次的な籍（副籍）の仕組みを定着させる。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○居住地校交流を活性化及び充実させることにより児童生徒の社会参加に向けた意欲が醸成されるとともに、社会性が育まれている。 ・小学部での実施率：90%以上（H30：小学部 59.8%） ○副次的な籍（副籍）の仕組みが定着し、市町村教育委員会と連携した居住地校交流がスムーズに実施できている。 ・小学部 1 年生実施率:100%（H30:63.3%）
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある児童生徒の社会参加に向けて、地域の取組がその基盤となる障害に対する正しい理解が促進される必要がある。 ○障害のある児童生徒の居住地校において、まだ理解が進んでいない学校があり、特別支援学校の児童生徒や保護者は、居住地校交流に不安をもっている場合がある。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●小学部 1 年生全員実施への支援 ・市町村教育委員会が居住地校交流について、居住地校や保護者にわかりやすい説明を行えるよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村に向けてのリーフレットの作成や説明 4 月:就学等事務及び教育支援に関する高知県連絡協議会で説明 9 月:高知県障害者教育支援委員会教育相談委員等連絡会での説明
	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地校の副次的な籍（副籍）の定着 ・保護者や各市町村教育委員会等へ、居住地交流の理解を促すためのツールの配布を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆居住地校交流（副籍）の要項等の発送 4 月:市町村に要項とリーフレットを発送 5 月～8 月:市町村教育委員会を訪問し、説明
	<ul style="list-style-type: none"> ●継続率の向上 ・特別支援学校教員と居住地校の担当教員との綿密な事前協議により、交流内容等の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校長会で居住地校交流の充実について依頼及び説明 4 月:県立特別支援学校校長会 地域別小・中学校長会

事業名称	キャリア教育・就労支援推進事業	事業 No,	65
		担当課	特別支援教育課

概要	学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携・協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じた自立と社会参加が実現できている。 ・知的特別支援学校就職率（A 型事業所を含めた一般就労）：全国平均以上 ・公立特別支援学校就職希望者の就職率：100%（H31.3 月 97.7%）
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○進路決定時に職業のマッチングに課題が生じ離職となるケースが見られる。 ○一般就労を希望する生徒全員が希望する進路に進めるよう、企業側に特別支援学校の生徒について理解啓発を図る必要がある。
------------	---

	内 容	予 定（R2～5 年度）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリア教育の視点での授業改善 ・特別支援学校へキャリア教育アドバイザーを派遣し、作業学習・生活単元学習等の授業改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各学校で技能検定の取組をもとにした、授業改善の取組の実施 ◆知的障害以外の障害種の特別支援学校での活用を推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●進路支援推進会議の実施 ・特別支援学校、就職アドバイザー、関係機関、企業等による情報交換・共有を行うなど、就労等支援のためのネットワークづくりを行うとともに、特別支援学校を応援してくれる企業の登録及び公表を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業に、施設見学や現場実習の受け入れ等の協力を依頼し、応援してくれる企業を増やす（特別支援学校の応援団の設置）
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県特別支援学校技能検定の実施 ・技能検定を実施し、生徒の学習意欲の高揚を図るとともに、労働局の主催する雇用促進セミナーにおいて企業への理解啓発を行い、特別支援学校卒業生の雇用の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆技能検定の実施 ・2 会場で実施 高知市（情報、清掃、接客部門） 四万十市（情報、清掃部門） ・雇用促進セミナーの同時開催
	<ul style="list-style-type: none"> ●就職アドバイザーの活用 ・特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、就職を希望している生徒の就職支援体制の強化を図り、進路保障の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学校 2 校に 2 名配置 ・全ての特別支援学校で活用 ・生徒の実態に応じた現場実習先及び就労先の新規開拓
	<ul style="list-style-type: none"> ●就労体験・職場実習・施設体験等の支援 ・卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるため就労体験や施設体験学習を実施する。 ・実際の職場での実習により、将来の職業生活や社会自立に必要な習慣、基礎的な知識や技能を身につけさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ・体験や実習先に、生徒の障害の特性等の実態を十分に把握してもらう ・就職アドバイザーと連携し就労のマッチング
	<ul style="list-style-type: none"> ●早期からのキャリアガイダンス ・各学校において、卒業後を見通した進路指導や就労支援セミナー、地域相談会等、早期からのキャリアガイダンスを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各学校の状況に応じて、できるだけ早期から保護者や生徒へのガイダンスを実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●職場定着支援 ・卒業生のアフターケアの情報や就労状況調査等から、職場定着のための手立て・支援の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆外部機関と連携し職場定着を支援 ・卒業生の就労状況についてアンケート ・卒業生のアフターフォロー

事業名称	病弱特別支援学校の再編振興に向けた取組の推進	事業 No,	66
		担当課	特別支援教育課

概要	病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、平成 27 年に策定した高知県特別支援学校再編計画【第二次】に基づき、病弱特別支援学校の再編振興の取組を推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	県内唯一の病弱特別支援学校として、病弱教育の充実とともにセンター的機能をしっかり果たす専門性の高い学校が整備されている。 ・施設設備の整備：移転開校（令和 3 年 4 月）に向けた新校舎、新寄宿舎施設整備工事等の完了
------------------------	---

目標達成に向けた課題	○教職員の専門性の向上 ○多様な教育的ニーズに応える教育内容や施設設備の充実 ○校種を超えて遠隔授業を実施するための環境整備
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新校舎及び新寄宿舎施設整備（盲学校寄宿舎の改修を含む）の進捗管理 ・毎月の建築工事総合定例会において、進捗状況・工程の確認及び調整事項についての協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆R2：校舎建築及びグラウンド工事完了 寄宿舎建築工事（盲学校寄宿舎改修工事含む）完了 R3：移転開校、工損調査
	<ul style="list-style-type: none"> ●病弱教育の充実 ・病弱教育対象の実態に応じた教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントを適切に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆実態に応じた教育課程の編成 ・県教委への報告（年 1 回） ◆カリキュラム・マネジメントの実施 ・学校訪問等により、より良い教育課程編成に向けた助言
	<ul style="list-style-type: none"> ●病弱教育における遠隔授業システムの構築 ・Web 会議システムを活用した、遠隔授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遠隔授業に係る環境整備の実施 ・Web 会議システムの導入 ・無線 LAN 環境の整備 ・校種を超えた遠隔授業の研究
	<ul style="list-style-type: none"> ●再編計画に基づく病弱教育の充実 ・通級による指導の充実及び周知 ・訪問教育の充実及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ◆通級による指導及び訪問教育についての各市町村教育委員会及び関係機関等への周知 ・リーフレットの作成配布 ・ICT を活用した授業システムの活用及び研究 ◆R3：高知若草特別支援学校国立高知病院分校を病弱特別支援学校分校へ再編

事業 名称	知的障害特別支援学校の狭あい化等への対応	事業 No,	67
		担当課	特別支援教育課

概要	<p>県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数増加傾向による学校の狭あい化等の課題に対し、「高知県における知的障害特別支援学校の在り方について（意見のまとめ）」に基づく対応策を講じる。</p> <p>特別支援学校のみならず、多様な学びの場における知的障害教育の充実を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○各知的障害特別支援学校の規模の適正化が図られ、安心・安全な教育環境の確保ができています。</p> <p>○連続性のある多様な学びの場において、それぞれの専門性が高まり、それぞれの教育が充実している。</p>
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○スピード感のある場所の選定、関係各所との調整</p> <p>○連続性のある多様な学びの場における教員の専門性の向上</p>
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●施設整備</p> <p>・「高知県における知的障害特別支援学校の在り方について（意見のまとめ）」に基づいた施設整備を実施する。</p>	<p>◆施設整備</p> <p>・場所の選定、関係各所との調整</p> <p>・設計・施工</p> <p>◆開校準備室の設置</p> <p>・教育課程の編成、校区等の設定</p>
	<p>●知的障害教育の充実</p> <p>・特別支援学校を含めた多様な学びの場における知的障害教育の充実を図る。</p>	<p>◆専門性の向上</p> <p>・特別支援学校と小中学校との人事交流</p> <p>・教育課程研究集会の充実 特別支援学級担任の参加を促す</p> <p>・センター的機能の強化（Web 会議システムの活用）</p>

事業名称	遠隔教育推進事業	事業 No,	68
		担当課	教育センター

概要	中山間地域の小規模高等学校において、難関大学への進学等を希望する生徒のニーズに応じた授業や補習等を教育センターから配信する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○難関大学への進学等を希望する生徒に対応できる難易度の高い授業を配信し、生徒が希望する進路が実現できている。 ・遠隔授業・補習受講生徒の希望進路実現割合（現役） R 5 年度：60%以上 ・学校のニーズに応じた遠隔授業の講座数 R 5 年度：13 校のべ 25 講座
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○遠隔授業では、個々の生徒の理解度や課題状況について察知することができにくいことから、直接対面の授業と同様の効果を上げる指導方法を研究する必要がある。 ○遠隔授業を実施する科目の対象学年や週あたり時間が学校ごとに異なる場合が多く、効果的・効率的な遠隔授業の配信が難しい。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔授業 ・難関大学への進学を希望する生徒のニーズに応じた授業を、教育センターの遠隔教育配信センターから配信するとともに、遠隔授業の指導方法の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆正規カリキュラムにおける遠隔授業の講座数の拡充 R 2 : 9 校のべ 13 講座 →R 3 : 11 校のべ 15 講座 →R 4 : 13 校のべ 20 講座 →R 5 : 13 校のべ 25 講座
	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔補習 ・小規模高校では教員が少なく実施が難しい補習を、教育センターの遠隔教育配信センターから配信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後に遠隔補習の実施 ・総合型選抜対策等の進学補習 ・英語検定二次（面接）試験の対策補習 ・公務員試験対策補習
	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔特別講座 ・小規模高校では予算が少なく実施が難しい特別講座を、教育センターの遠隔教育配信センターから配信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講演等の実施回数 ・生徒の進路希望の視野を広げる遠隔講演等の実施 R 2 : 2 回→R 3 : 2 回→R 4 : 3 回→R 5 : 3 回
	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔教育システム整備校の展開 ・成果を踏まえ、他の小規模高校に遠隔教育システムを拡充する。 ※ R 元までの整備校 10 校 室戸、中芸、嶺北、追手前吾北分校、佐川、窪川、橋原、四万十、中村西土佐分校、清水 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遠隔教育受信校の拡充 R 2 : 10 校→R 3 : 11 校→R 4 : 13 校→R5:14 校 R 3 : 大方、R 4 : 城山・高岡、R5:江の口特別支援 ◆システム既設校の端末更新（5 年ごと） R 3 : 追手前・吾北・四万十・窪川、R 4 : 嶺北・教育センター、R 5 : 橋原 ◆遠隔教育実施科目の対象学年及び週あたり時間の統一 R 2 : 2 校→R 3 : 4 校→R 4 : 6 校→R5:8 校

事業名称	ICT活用による個別学習プログラムの研究	事業 No,	69
		担当課	高等学校課

概要	生徒一人ひとりのつまづきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、複数の高等学校を拠点として、動画やAI型ドリル教材などのエドテックを活用した新たな指導方法の研究を行い、その成果を県内全域へ普及していく。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○全ての学校において、個々の学習状況や理解度に応じて、ICTを活用した個別最適な学習が実践されている。</p> <p>・ICTを活用した個別最適化学習が実践されている教員の割合：70% (R2：20% → R3：40% → R4：60% → R5：70%)</p>
-----------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○ICT教育を実践していくための環境（プロジェクタ、タブレット、ネットワークなど）の整備が不十分。</p> <p>○ICT機器やAIドリル等の効果的な利用を行うための教員の指導力が不十分。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5年度)
実施内容	<p>●ICT教育環境の整備</p> <p>・各教室のプロジェクタや生徒が活用できるタブレットなど、ICT教育を実践するための環境について整備する。</p>	<p>◆全普通教室のプロジェクタ・スクリーンの整備</p> <p>・R4までに県立高校の全普通教室に整備予定</p> <p>◆生徒用タブレット40台の整備</p> <p>・R4までに全ての県立高校に導入予定</p> <p>◆全ての教室のネットワーク環境の整備</p> <p>・R2 全ての県立高校で整備予定</p> <p>◆教育システムの整備</p> <p>・R4までに、教員及び生徒が効率よく活用できるシステムを検討、導入</p>
	<p>●教職員の指導力強化</p> <p>・ICT教育を推進していくために、各地域の拠点校を中心とした研修や、AI教育指導員などの外部講師を活用した校内研修等を通して、教職員のICTを効果的に活用するための指導力向上を図る。</p>	<p>◆各地域、各ブロックでの研修の実施</p> <p>・拠点校を中心として、各ブロックにおいて、ICTを効果的に活用した研究授業などを実施</p> <p>◆外部講師による校内研修の実施</p> <p>・AI教育指員を派遣し、ICT教育の推進に向けた校内研修を実施</p>
	<p>●ICTを活用した個別最適化学習の研究、実践</p> <p>・拠点校を中心に、民間業者のAIドリルなどのシステムを活用して、生徒個々の学習状況に応じた教材を提供し、その成果を検証する。</p>	<p>◆個別最適化学習の研究</p> <p>・R2：民間業者のAIドリルなどを活用した個別最適化学習について実践・検証</p> <p>・R3以降は、各学校や生徒の状況に応じた個別最適化学習について研究・実践</p>

事業名称	県立学校の ICT 環境整備（GIGA スクール構想の実現）	事業 No,	70
		担当課	教育政策課 高等学校課

概要	ICT を活用した効果的な授業実践や、AI 等の先端技術を活用した個別最適化学習の推進など、次世代型の ICT 教育に対応するため、県立学校における PC 端末の整備や、普通教室及び特別教室において高速かつ大容量のネットワーク通信が可能な学習環境を整備する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○文部科学省の「GIGA スクール構想の実現」に沿って、県立学校において、学習に必要なタブレット端末が十分に整備され、AI ドリル等の ICT 教材をどの教室でも日常的に授業で活用できる通信ネットワーク環境が整っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校における 1 校あたり 40 台以上のタブレット端末の整備 R4：全県立高等学校（R1：3校） ・県立中学校及び県立特別支援学校（小・中学部）における 1 人 1 台タブレット端末の整備 R5：全県立中学校及び県立特別支援学校中学部の全学年の児童生徒（R1：1 県立中学校のみ） ・普通教室及び特別教室の無線 LAN 整備率 R3：全県立学校 普通教室 100%、特別教室 100%（R1：普通教室 59.6%、特別教室 37.2%）
------------------------	--

目標達成に向けた課題	○全国的に全小・中・高等・特別支援学校において 1 人 1 台 PC 端末及び校内無線 LAN 環境の整備が進む中、各年度ごとの調達・整備に遅れが生じることのないよう、計画的に整備を完了していく必要がある。
------------	---

実施内容	内 容	予 定 (R2～5 年度)
	○県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）における 1 人 1 台 PC 端末の整備（高等学校課） ・国の「GIGA スクール構想」を活用し、R2 から 4 力年で計画的に全学年への 1 人 1 台 PC 端末の整備を実現する。	◇1 人 1 台タブレット端末の計画的な整備 ・R2 整備：中学校及び中学部 1 年、小学部 5・6 年 ・R3 整備：中学校及び中学部 2・3 年 ・R4 整備：小学部 3・4 年 ・R5 整備：小学部 1・2 年生
	○県立高等学校及び特別支援学校（高等部）における PC 端末の整備（高等学校課） ・国が示す「教育の ICT 化環境整備 5 力年計画」に沿って、R4 までに全校に 1 校 40 台以上の PC 端末を整備する。	◇1 校 40 台以上のタブレット端末の計画的な整備 ・高等学校 R2：9 校 →R3：11 校 →R4：13 校 ◇1 校 10 台 ・特別支援学校（高等部） R2：4 校 →R3：1 校
	○県立学校における校内無線 LAN の整備（教育政策課） ・国の「GIGA スクール構想」を活用し、全県立学校の普通教室及び特別教室に無線 LAN 環境を整備する。	◇普通教室・特別教室への Wi-Fi 環境の整備【R2】 ・既存のアクセスポイントを活用した効率的な整備計画 ・R2 年度中に完了するための定期的な進捗管理
	○効果的な情報通信基盤整備の検討（教育政策課） ・1 人 1 台 PC を活用した学習が、トラブルなく日常的に実践できるよう、教育ネットワークシステムを含めた効果的なインターネット環境の将来像についての検討を行う。	◇教育ネットワークシステムの在り方の検討 ・県情報政策課及び各市町村首長部局の情報担当者等と連携し、効果的な ICT 教育及び情報セキュリティを推進するためのネットワーク環境について協議・検討を実施

事業 名称	校務支援システムの導入・活用促進	事業 No,	71
		担当課	教育政策課

概要	全ての公立小・中・高等・特別支援学校に共通の校務支援システムを導入し、教職員の出欠管理・成績管理・保健情報管理等の事務的業務に伴う負担軽減と効率化を図り、児童生徒と向き合う時間を創出するとともに、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引き継ぎなど、教育の質の向上に向けたシステムの活用を促進し、各学校における学習指導や生徒指導の一層の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○システムの導入により全公立学校の教職員の業務負担の軽減が図られるとともに、校内での学習指導や生徒指導への有効な活用に加え、校種間及び学校間での児童生徒情報の確実な共有が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校及び市町村立学校における共通の校務支援システムの整備率 100% (R1:市町村立小中高等学校 72%、県立高等学校 100%、市町村立及び県立特別支援学校 0%) ・システムへのアクセス権限を持つ教員のログイン率 80%以上
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○システムの効果的な活用方法に関しては取組がスタートしたところであり、全校種に対して具体的な取組の周知徹底を図っていく必要がある。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校における校務支援システムの導入 ・全小・中・高等学校にシステム導入が進む中、特別支援学校においても共通の校務支援システムを導入し、教職員の業務負担の軽減とともに、児童生徒へのきめ細かな支援の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援学校校務支援システムの整備【R2】 ・県立学校校務支援システムの改修によるシステム構築 (8～R3.3月) ・特別支援学校教職員との仕様協議 (4～7月) ◆導入に伴う事前研修の充実 ・情報担当者研修 (12月)、管理者研修 (R3.3月)、養護教諭研修 (R3.3月)
	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村立学校における校務支援システムの活用 ・R2年4月から全市町村に導入する校務支援システムの円滑な運用及び効果的な活用を図るため、全小・中学校への研修を充実するとともに、未導入の小・中学校への支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各ブロック別操作研修の実施 ・新任管理職研修 (4月)、新規採用養護教諭研修 (4月)、事務職員研修 (6月)、中学校進路担当者研修 (11月)、システム管理者研修 (R3.1月) ・教育センター4回、東部2回、中部6回、西部2回、高知市1回 ◆システムの効果的な活用方法の周知 ・各種操作研修及びグループウェア等にて他自治体での活用によるグッドプラクティスを周知 ◆日常的な活用が低迷する学校等への働きかけ ・日常的な活用 (ログイン率) が低い学校の設置者に対し、定期的に教員のログイン状況等を伝達し活用を促す ◆未導入校への支援 ・導入に向けた工程及び研修等を適宜実施

事業名称	プログラミング教育における授業力向上	事業 No,	72
		担当課	教育政策課 小中学校課

概要	小学校におけるプログラミング教育の必修化に対応し、模擬授業等による実践的な研修を推進するとともに、各学校の多様な実践事例の情報発信や、情報教育推進リーダー教員の養成などを通じて、効果的なプログラミング教育の普及徹底を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○プログラミングに対する教員の理解が促進され、全ての小学校においてプログラミング教育の授業づくりが進み、各学校での効果的な実践が普及する。 ・高知県 ICT ハンドブックを活用し、プログラミングを通して各教科等の学びをより確実なものとする授業実践に取り組んでいる学校の割合：100%
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度の必修化に向けて、小学校プログラミング教育に関する周知を図ってきたが、具体的な指導方法が明示されていないこともあり、学校現場には依然として不安の声がある。 ○実践事例が少なく教材の準備不足も見られることから、「高知県 ICT 活用ハンドブック」を活用した授業プランや教材の使用方も含めた実践的な研修に加え、多様な教材を活用できる環境整備を進めていく必要がある。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○全小学校における1名しっ皆研修 (教育政策課) ・情報教育担当者を対象に模擬授業の実施や教材を使ったPC操作体験などの研修を行い、教員のプログラミング教育に対する理解を深め、学校現場における速やかな実践を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇情報教育担当者会の開催 ・東部、中部 (土長南国、吾川)、中部 (高岡)、西部 各1回 ・タブレット端末の活用事例の紹介等、ICT活用を促進 ・研修内容 (模擬授業等) を踏まえた指導案の作成 ・2学期以降に各校で実践し、レポートを提出
	<ul style="list-style-type: none"> ○情報教育推進リーダーの養成 (小中学校課) ・1年目は養成プログラムを受講し、情報教育のリーダーを担う小学校教員を養成する。2年目以降は、活動指針に基づき、ICTの活用及びプログラミング教育の普及に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇養成計画 ・R2:13名 R3:12名 R4:12名 3年間で計37名 ◇養成プログラム (1年目) ・模擬授業、教材体験、指導案検討、授業実践、実践報告、先進校視察 等 ◇活動指針に基づく普及活動 (2年目以降) ・授業実践の公開、研修会等の講師、家庭・地域への発信 各種協議会等への参加 等

事業名称	プログラミング教育の体制整備	事業 No,	73
		担当課	教育政策課 教育センター

概要	小学校におけるプログラミング教育の必修化に対応し、プログラミング教育をはじめとする ICT 活用教育に関する研修を実施するとともに、授業に必要な教材を学校に貸し出すことで、現場で速やかに実践できる環境を整える。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○プログラミングに対する教員の理解が促進されるとともに、プログラミング教材の活用が促進されることにより、全ての小学校においてプログラミング教育の授業づくりが進み、各学校での効果的な実践が普及する。 ・県内4カ所の拠点におけるプログラミング教材の貸出回数 計 120 回（1 拠点：年 30 回） ※ R 2.6 月から貸出の実施
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度の必修化に向けて、小学校プログラミング教育に関する周知を図ってきたが、具体的な指導方法が明示されていないこともあり、学校現場には依然として不安の声がある。 ○実践事例が少なく教材の準備不足も見られることから、授業プランや教材の使用方も含めた実践的な研修に加え、多様な教材を活用できる環境整備を進めていく必要がある。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT 活用セミナーの実施 (教育センター) ・民間企業等の協力を得て、プログラミング教材の使用方法などを含めた実践研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新しい時代の I C T を活用した学びセミナーの開催 (11 月) ・有識者による講演 ・企業による展示 ・民間企業等によるプログラミング教材のデモ及び体験
	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村教育委員会連合会における研修 (教育政策課) ・全市町村の教育長に対し、プログラミング教育に対する理解を深めていただき、環境整備を促すための研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆有識者による講演会の開催 ・プログラミング教育をはじめとする ICT 活用教育に関する講演 (4 月)
	<ul style="list-style-type: none"> ●プログラミング教材の貸出 (教育政策課・教育センター) ・「情報教育担当者会」で使用するロボット教材等を県内4カ所の拠点に備え、各学校に貸し出すことで、教材未整備の学校でも授業実践や校内研修が可能な環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆プログラミング教材の貸出 ・教育センター及び各教育事務所内の「教科研究センター」において、教材の貸出を実施 ◆実践事例の収集 ・教材返却時に実践報告書を提出 ・報告書を実践事例としてストックし、校務支援システムのグループウェアに掲載して全校に情報発信

事業 名称	高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	事業 No,	74
		担当課	高等学校課

概要	高度なデジタル技術を活用し、A Iやデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向け、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の専門的な知識や理論、技術などを学べる高度な学習内容等の研究を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○生徒が、次世代に対応した資質や能力を身に付け、A Iやデータサイエンス分野で活躍できるよう高大連携した教育システムが構築されている。</p> <p>R 2 : 大学との協議、目標の設定</p> <p>R 3 : 具体的な学習内容を協議、教育課程（高校）の編成</p> <p>R 4 : 新教育課程での実践</p> <p>R 5 : 大学の講座を活用した学習活動を開始</p>
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○大学との連携方法等の検討</p> <p>○必要な資質・能力及びそれらを身に付けさせるための教育方法の検討</p>
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●大学と連携した教育システムの研究</p> <p>・高等学校及び大学等と連絡・調整を行いながら生徒がデジタル社会に対応した能力を身に付けるための学習システムについて検討する。</p>	<p>◆高等学校、大学等との連携・検討</p> <p>・県内大学と連携方法等に協議を行うとともに、高等学校で必要とされる学習内容等について検討</p>

事業 名称	教員の ICT 活用指導力の向上	事業 No,	75
		担当課	教育センター

概要	教員の ICT 活用指導力を育成するため、教育の情報化に関する研修を実施するとともに、全ての教科において、ICT を活用した授業実践に関する研修を実施する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○教員が、児童生徒の情報活用能力を育むための ICT を効果的に活用した授業実践ができるようになる。 ・若年教員研修の受講者アンケート「ICT を活用した授業をいつも実践する」教員の割合：50%以上
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT 環境が整備されてきているが、授業での活用率は低い。 ・ICT を授業で週1回以上活用している割合：小学校 35%、中学校 37.5% (R 元年度全国学力・学習状況調査結果) ○ICT を効果的に活用した授業実践が十分ではなく指導方法の習得が課題である。
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●教育の情報化に関する研修 ・若年教員研修において、ICT を活用した授業実践に対する理解を深めるため、教育の情報化等に関する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講義・演習の実施 ・初任者研修：教育の情報化及びプログラミング教育 ・2年経験者研修（小学校）：プログラミング教育
	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT を活用した授業実践に関する研修 ・ICT を活用した授業実践ができるよう、校種や教科の特性に応じた研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講義・演習の実施 ・若年教員研修における教科研修において、校種・教科別に実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●プログラミング教育及びICT 活用に関する研修 ・全教員を対象に、プログラミング教育及び ICT 活用に関する理解を深めるとともに、教材の活用方法や指導方法に関する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新しい時代の ICT を活用した学びフォーラムの実施 ・有識者による講演 ・実践発表 ・民間企業等による教材・アプリケーションのデモ及び体験 ・R2：10/10 実施予定

事業 名称	中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	事業 No,	76
		担当課	小中学校課

概要	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを目指す市町村教育委員会に対して支援を行うことで、学校と地域との連携・協働によりチーム学校として教育活動を充実させるとともに、社会に開かれた教育課程の実現を目指す。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 未)	<p>○中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、魅力と特色ある学校づくりを推進している。</p> <p>・保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（「よく参加している」と回答した割合） 指定校 100% （R1：83.3%）</p> <p>・地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 指定校 40%以上 かつ全国平均以上 （R1：31.8%（全国平均：小 18.9%、中 11.5%））</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○コミュニティ・スクールを効果的に活用した特色ある学校づくりに対するビジョンが明確ではない。</p> <p>○特色ある教育課程の編成に向けた取組がまだ十分とはいえない。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>● 指定校及び指定地域及び指定校への支援</p> <p>・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や、特色ある学校づくり及び教育課程の編成などの体制整備の支援を行う。</p>	<p>◆ 指定地域及び指定校</p> <p>・ 指定期間：2 年 ※ 指定終了後は、各市町村が主体となって取組を推進</p> <p>【R2】 東部 2 地域：小 2 校・中 2 校 中部 2 地域：小 2 校・中 2 校 西部 2 地域：小 2 校・中 2 校</p> <p>【R3～】 毎年、東・中・西部で各 1 地域（小中各 1 校）を指定 →R5 年度には 15 地域 60 校（小中各 30 校）で推進</p> <p>◆ 専任アドバイザーによる学校支援訪問</p> <p>・ 1 校当たり訪問回数：指定 1 年目の学校 2 回以上 指定 2 年目の学校 5 回以上</p> <p>◆ 連絡協議会の開催（年 2 回）</p> <p>◆ 先進校視察研修の実施（指定 1 年目の学校のみ）</p> <p>・ 義務教育学校でコミュニティ・スクールを導入している学校を視察</p>

事業名称	高等学校の魅力化・情報発信の推進	事業 No,	77
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、次の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元市町村や企業と連携した探究学習や課題研究など学習内容の充実 ・優秀な指導者の招へいや練習環境の充実などによる部活動の充実・強化 ・学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信 ・市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組への支援
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○中山間地域等の高等学校が、ICTの活用等による学習環境の充実、地元市町村や地元中学校との更なる連携向上などにより魅力化が図られ、地域内外から入学を希望される学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の高等学校のうち、令和元年度と比較して入学者数が増加した学校数 10 校中 10 校
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○中山間地域等の高等学校においては、人口減少に伴い中学校卒業生数も減少していく中、高等学校としての教育の質の確保していくため、地元中学校からの進学率向上をはじめとした生徒確保に向けた取組が必要である。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域等の高等学校の振興に向けた具体的計画の策定支援・実施支援 ・地元市町村などと連携して学校の振興に向けた具体的計画の策定や、計画に基づく事業実施を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中山間地域等の高等学校の振興に向けた具体的計画の策定【R元～4】 ・R元：1校→R2：5校→R3：7校→R4：10校
	<ul style="list-style-type: none"> ●国の指定事業などの活用に向けた支援 ・文部科学省「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」など学習内容、学習環境の充実や学校の魅力化につながる国の指定事業などの採択や事業実施にあたって学校への支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域との協働による高等学校教育改革推進事業などの指定・採択【R元～4】 ・R元：1校→R2：2校→R3：3校→R4：4校
	<ul style="list-style-type: none"> ●教育振興施設整備事業費交付金による地域の教育力向上及び活性化への支援（R元～） ・市町村が行う高等学校を核として地域の教育力向上や活性化のための施設整備に教育振興施設整備事業費交付金により支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育振興施設整備事業費交付金【R元～4】 ・交付決定累計件数 R元：2件→R2：2件→R3：3件→R4：3件

事業 名称	施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	事業 No,	78
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を推進する。また、山田高等学校の学科改編に伴う教室改修等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合する学校の施設について、現在の安芸桜ヶ丘高等学校の敷地に整備する。（本校舎・体育館改築、実習棟等改修） ・清水高等学校を土佐清水市内の高台に移転し、新たな校舎を設定する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合した学校を令和5年4月に開校するとともに、清水高等学校を令和5年度をめぐりに移転する。</p> <p>○山田高等学校では、令和2年4月の学科改編に伴い、教室改修等の教育環境の充実を図る。</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○設計委託業者、工事請負事業者や関係課、関係者と緊密に連携するとともに地域の理解を得ながら、設計、工事などの取組を円滑に進めていく必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●安芸中学校・安芸高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合した学校の施設整備 ・令和5年4月に統合した学校が開校できるよう施設整備に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合した学校の開校【R元～5】 ・R4.4月 安芸桜ヶ丘高等学校の学科改編（（仮）機械専攻の新規設置） ・R5.4月 統合校の開校
	<ul style="list-style-type: none"> ●清水高等学校の高台移転 ・令和5年度をめぐりに移転できるよう新校舎の整備に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆清水高等学校の高台移転【R元～5】 ・R5年度中 学校の高台への移転完了
	<ul style="list-style-type: none"> ●山田高等学校の教育環境の充実 ・令和2年4月の学科改編に伴い、教室改修等教育環境の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆山田高等学校の教室改修等の実施【R元～2】 ・R元年度中 教室改修の完了 ・R2年度中 関係備品の導入等教育環境充実の完了

事業名称	県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	事業 No,	79
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づき、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校との統合完了に向け、高知国際中学校・高等学校等における取組を推進するとともに、須崎総合高等学校の施設整備等を推進する。</p> <p>高知国際中学校・高等学校の国際バカロレア認定に向けた取組や、R3年度の高知国際高等学校開校に向けた準備を推進するとともに、国際バカロレア教育や学校への理解を促すため、積極的な広報に取り組む。</p> <p>須崎工業高等学校と須崎高等学校を統合し開校した須崎総合高等学校において、一部残っている施設整備工事等について着実に推進する。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○R5年度における高知国際中学校・高等学校の円滑な運営による統合完了。</p> <p>○須崎総合高等学校における施設整備工事等の完了。</p>
-----------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○高知国際中学校・高等学校における国際バカロレア認定など着実な取組の推進。</p> <p>○高知南中学校・高等学校、高知西高等学校および高知国際中学校・高等学校による連携・融合に向けた取組の推進。</p> <p>○須崎総合高等学校の施設整備等における、関係者、須崎市、建築課などの関係機関との緊密な連携と地域の理解促進。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5年度)
実施内容	<p>●高知国際中学校・高等学校における教育内容の充実等に向けた取組</p> <p>・国際バカロレア認定を受けられるように必要な取組を推進する。</p> <p>・令和3年度の高知国際高等学校開校に向けた準備を行う。</p>	<p>◆高知国際中学校・高等学校の教育内容の充実に向けた各取組の推進【H30～R5】</p> <p>・H30.4月 高知国際中学校開校</p> <p>・R2、R3 国際バカロレア MYP（中学校段階のプログラム）、DP（高等学校段階のプログラム）認定</p> <p>・R3.4月 高知国際高等学校の開校</p> <p>・R6.3月 高知国際高等学校第1期生の卒業</p>
	<p>●高知南中学校・高等学校、高知西高等学校および高知国際中学校・高等学校の連携促進</p> <p>・令和3年度の高知国際高等学校開校に向け、各校関係者の意識の共有や国際バカロレアの理解促進を図る。</p>	<p>◆高知南中学校・高等学校、高知西高等学校および高知国際中学校・高等学校の連携促進【R元～4】</p> <p>・グローバル推進教育委員会等を通じた各校の連携促進</p>
	<p>●須崎総合高等学校における施設整備工事等の推進</p> <p>・渡り廊下等整備工事を着実に推進する。</p> <p>・須崎市との連携による関連市道整備等に向けた取組を推進する。</p>	<p>◆須崎総合高等学校における施設整備工事等の推進【R元～5】</p> <p>・R元年度 渡り廊下工事の着手</p> <p>・R2年度 渡り廊下工事の完成</p> <p>外構工事の着手</p> <p>関連市道整備に向けた準備</p> <p>・R3～5年度 須崎市による関連市道整備</p>

事業名称	市町村教育委員会との連携・協働	事業 No,	80
		担当課	教育政策課

概要	県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や高知県市町村教育委員会連合会等との情報共有・協議のための機会を設ける。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	○本県の教育の振興、様々な教育課題の解決に向けて、県と市町村の教育行政が目標や課題を共有し、方向性を合わせた取組を実施している。
------------------------	--

目標達成に向けた課題	○本県の教育課題や県・市町村の施策の実施状況等について、県教育委員会と市町村教育委員会との定期的な情報共有の機会を引き続き確保するとともに、課題に対し適時に連携・協働して対応するための協議等の機会を積極的に設ける必要がある。
------------	--

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村教育委員会連合会等との連携 ・県と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、市町村教育委員会の連合会や協議会等との定期的な情報共有・協議のための機会を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村教育長会議及び合同研修会等の開催 ・年間 8 回 (予定) 市町村教育長会議 1 回 市町村教育委員会連合会研修会 3 回 都市教育長協議会意見交換会 2 回 町村教育長会研修会 2 回
	<ul style="list-style-type: none"> ●教育課題に応じた連携・協働 ・県内の児童生徒の約半数を抱える高知市との連携や、全市町村に共通する ICT 環境等の整備など、時機を捉えた教育課題について協議を行い、目標の実現に向けて連携・協働した取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県・高知市 知事・市長及び教育長連携会議 ・年 1 回開催 ◆「GIGA スクール構想」の実現に向けた協議 ・随時開催 (予定)

事業名称	教育版「地域アクションプラン」推進事業	事業 No,	81
		担当課	教育政策課

概要	<p>県の教育大綱や第 3 期高知県教育振興基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方針などを踏まえ、教育課題の解決に向けて推進される各市町村の自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議した上で、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行う。</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○県と市町村が教育施策に関する方針や課題等を共有し、両輪となって事業を実施することで、地域の子どもの実情に応じた取組が行われている。</p> <p>○市町村の施策マネジメント力がより一層向上し、実効性の高い事業が展開されている。</p> <p>・各市町村が実施する事業検証において目標を達成できた割合が 100% (H30 : 98.6%)</p>
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○事業を計画するに当たって、県の基本目標や各対策に定める指標の達成に向けた関連付けが十分でない事例も見られ、適切な指導・助言を行う必要がある。</p>
------------	--

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施内容	<p>●高知県地域教育振興支援事業費補助金</p> <p>・県の教育大綱や基本計画に定められた方向性を踏まえた取組のうち、下記の要件に該当する事業を補助対象とする。</p> <p><事業要件></p> <p>I チーム学校の推進</p> <p>II 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実</p> <p>III デジタル社会に向けた教育の推進</p>	<p>◆市町村の自主的・主体的な取組の推進</p> <p>・事業を活用する市町村等 (34 市町村、1 学校組合、2 団体)</p> <p>・主な取組</p> <p>①チーム学校 (学力向上に資する取組) R 2 計画 : 36 市町村等</p> <p>②厳しい環境 (不登校対策) R 2 計画 : 11 市町村等</p> <p>③厳しい環境 (特別支援教育の充実) R 2 計画 : 13 市町村等</p> <p>④デジタル (I C T 教育の充実) R 2 計画 : 19 市町村等</p>
	<p>●市町村の進捗管理及び施策マネジメント力の向上のための支援</p> <p>・各教育事務所に配置した担当指導主事等による事業内容への積極的な指導・助言の実施により P D C A サイクルを確立する</p>	<p>◆事業計画策定時に目標値 (K P I) を設定 ・ヒアリング時 (2 月) に確認</p> <p>◆各教育事務所の担当者による指導・助言のための訪問 ・年 2 回 (予定)</p> <p>◆進捗管理表による学期ごとの自己検証の実施</p>

事業名称	地域学校協働活動推進事業	事業 No,	82
		担当課	生涯学習課

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の実施率（小・中学校） R4 までに 100%（R1：92.4% 小学校 168 校、中学校 98 校、義務教育学校 2 校） ・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 100%（R1：43.4% 小学校 88 校、中学校 38 校）
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○設置状況は順調に進んでいるが、市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。</p> <p>○各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 ・学校と地域との一層の連携・協働に向け、市町村や学校、地域の方等に地域学校協働本部の意義や取組等について、周知・啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 <ul style="list-style-type: none"> ・4名配置（3教育事務所と高知市に各1名） ・具体的で多彩な活動事例を盛り込んだ地域学校協働ハンドブック(R2.2 作成)を活用し、訪問活動により学校等への助言を実施 ・PTA や社協関係機関との連携体制の強化 ◆「事業状況調査票」を活用した進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・全公立小・中学校 ◆高知県地域学校協働活動研修会 ブロック別研修会 <ul style="list-style-type: none"> 全体会×1回、東・中・西部×1回 ◆地域コーディネーター研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・東・中・西部×2回
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県版地域学校協働本部への展開 ・地域学校協働本部の取組を、下記の要件を満たす「高知県版地域学校協働本部」への発展を図る。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「高知県版地域学校協働本部」の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①充実した地域学校協働活動の実施 ②学校と地域との定期的な協議の場の確保 ③民生・児童委員の参画による見守り体制の強化 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生・児童委員との連携促進 <ul style="list-style-type: none"> ・参画要請と学校訪問等による参画状況の確認 ◆市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校において資源や特色を生かした協働活動を推進 ・H29 モデル校・事例集や H30 市町村推進校の取組等を参考に各地域や学校で主体的に取組展開 ◆各市町村の取組が円滑に進むよう、県全体の設置計画に基づき、指導主事を中心とした学校訪問等を通じた助言等個別支援

事業名称	新・放課後子ども総合プラン推進事業	事業 No,	83
		担当課	生涯学習課

概要	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学び場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援する。 また、家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行う。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率（小学校）：100%（R1 見込：96.3%） ○「放課後学びの場」において子どもたちが学ぶ力を身につけることができている。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）：100%（R1：98.1%）
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○待機児童及び国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要。 ○各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識・技能の向上などが求められる。
------------	--

	内 容	予 定（R2～5 年度）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブ・子ども教室の設置及び活動内容の充実 ・「新・放課後子ども総合プラン」を実施する市町村等に対し財政的な支援を継続するとともに、放課後等を活用した補充学習・体験活動の実施や教材購入支援等による学び場の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆設置促進と活動内容の充実 ・市町村への運営補助 ・放課後補充学習（学校管理下）の取組と連携した一体的な実施 ・教材購入補助等による学び場の充実 ・全市町村訪問、取組状況調査の実施（9～10月） ・児童クラブ施設整備への助成
	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成、人材確保 ・放課後児童支援員認定資格研修など、活動に携わる方々が必要な専門知識を習得するための研修を充実させ、資質向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童支援員認定資格研修 ・4日間×1回 ◆子育て支援員研修（放課後児童コース） ・2日間×1回 ◆放課後児童支援員等の資質向上研修 ・年10回程度 ◆児童クラブの人材確保のため効果的な広報を検討・実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備 ・家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすいよう、補助金の活用や利用要件を満たす対象者への制度等の周知について市町村に働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用しやすい環境整備 ・利用料減免や開設時間延長等にかかる財政支援 ・児童クラブの利用要件を満たす対象者への声かけを市町村に周知徹底
	<ul style="list-style-type: none"> ●学び場人材バンクによる支援 ・人材紹介や出前講座の普及・活用により、多様な学びの機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学び場人材バンクの運営 ・ボランティア等の地域人材の発掘・登録 ・人材紹介や出前講座の実施、人材育成等への支援

事業 名称	P T A活動振興事業	事業 No,	84
		担当課	生涯学習課

概要	<p>教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区において P T A の研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、P T A の具体的な活動につなげる。また、保幼小中高の連携した活動が多く、保護者の参画を得て活性化しよう、関係者の取組を支援する。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的な P T A 活動が推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A ・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合 90%以上 (R1 75.4%) ・ P T A ・教育行政研修会で学んだことを単位 P T A の取組につなげた割合 100% (R1 96%)
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○P T A ・教育行政研修会は、参加者が年々増加している一方でアンケートにおける肯定的評価が低下傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会に対する肯定的評価の割合 H29 : 79.8% (733) →H30 : 70.4% (618) →R1 : 75.3% (762)
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2 ~5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ● P T A ・教育行政研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・県内7地区で、地域ごとの教育課題に応じたテーマを P T A や県・市町村教育委員会関係者が議論し、地域での活動につなげていくための研修会を開催する。 ・計画に掲げる指標の達成に向け、研修において、基本的な生活習慣の確立や、良好な親子関係構築に向けた家庭内の会話の重要性について、啓発・情報提供を行う。 ・研修会実施後は、次年度に向け、アンケートを基に改善点等について分析したうえで県小中学校 P T A 連合会の役員と協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ P T A ・教育行政研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 毎年度県内7地区で順次開催 (R2 の開催予定) 安芸地区 (5月23日(土)) 香美・香南地区 (7月4日(土)) 土長南国地区 (8月23日(日)) 吾川地区 (6月27日(土)) 高岡地区 (6月20日(土)) 幡多地区 (7月5日(日)) 高知地区 (未定) ◆各教育事務所との検討会 (12~1月) ◆高知県小中学校 P T A 連合会と高知県教育委員会の教育研修会の開催 (2月)

事業名称	家庭教育支援基盤形成事業	事業 No,	85
		担当課	生涯学習課

概要	<p>保護者を対象とした子育て講座など市町村が行う家庭教育支援の取組を支援する。</p> <p>県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣する。</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上している。</p> <p>○多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的な生活習慣が確立されている。</p> <p>・生活リズム名人認定率 50%以上 (H30:42.5%)</p> <p>・「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合 85%以上 かつ全国平均以上 (R1: 小 81.1% (81.4%) 中 79.6% (78.0%)) ※ () 内は全国平均</p> <p>・「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合 95%以上 かつ全国平均以上 (R1: 小 90.3% (91.6%) 中 92.8% (92.8%)) ※ () 内は全国平均</p>
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○より多くの地域に取組を広げていくためには、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していく必要がある。</p> <p>○全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。</p>
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●市町村の家庭教育支援の取組推進</p> <p>・保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を推進する。</p>	<p>◆家庭教育支援への助成</p> <p>R2 事業実施予定市町村：16 市町村 (うち家庭教育支援チーム：5 市町 5 チーム)</p>
	<p>●「親の育ちを応援する学習するプログラム」の活用促進</p> <p>・「親の育ちを応援する学習プログラム」を各地域で実践できるファシリテーターを養成し、県内全域でプログラムの活用促進を図る。</p> <p>ファシリテーター認定数 R1：15 名 ファシリテーター派遣箇所と人数 H30：10 箇所 22 名</p>	<p>◆認定ファシリテーターのステップアップ研修</p> <p>R2 予定対象者数：認定者 53 名</p> <p>◆認定ファシリテーターの派遣</p> <p>◆各地区入門講座の実施</p> <p>・東部、西部、中部地区で学習プログラムを体験する講座を実施 (各地区 1 回)</p>
	<p>●早寝早起き朝ごはん県民運動の推進</p> <p>・早な早起き朝ごはんフォーラムを開催し、よりよい生活習慣の啓発を図る。</p> <p>・基本的な生活習慣などの状況を親子で点検する生活リズムチェックカードの活用促進を通じて、よりよい生活習慣の定着を促す。</p> <p>生活リズムチェックカード H30:取組 37,295 名 認定者数 15,842 名 認定率 42.5%</p> <p>早寝早起き朝ごはんフォーラムの実施 R1：参加者数 180 名 満足度 100% (全体会)</p>	<p>◆生活リズムチェックカードの活用促進</p> <p>・全保育所・幼稚園等の 4～5 歳児及び全小学生に配布</p> <p>◆早寝早起き朝ごはんフォーラムの開催</p>

事業 名称	園内研修支援事業	事業 No,	86
		担当課	幼保支援課

概要	<p>保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合 100% (R1:62.6%)</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、各園でガイドライン等を活用して保育を振り返るとともに、各自の振り返りを基に話し合いを行い、園の保育を語り合うことの意義を引き続き周知していく必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●園内研修支援 ・自主的・計画的な園内研修の実施から、組織的・計画的な研修体制を確立し質の向上が図られるよう、幼保支援アドバイザー、幼保支援課指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。</p>	<p>◆園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知・実施 ・教育センターとの連携支援</p>
	<p>●ブロック別研修支援 ・ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドル職員を育成するために、県内 13 ブロックにおける「ブロック別研修会」を開催する。</p>	<p>◆ブロック別研修支援 ・組織的な園内研修の実施に向けた年間を通じた研修支援</p>

事業 名称	園評価支援事業	事業 No,	87
		担当課	幼保支援課

概要	管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有した上で、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、園評価に関する研修の実施や幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○園経営計画に基づく園評価が各園で実施され、質の高い教育・保育を目指した園運営の組織的・継続的な改善が進められている。</p> <p>・園評価の実施率 幼保連携型認定こども園・幼稚園：100%（H27 国調査：95.9%） 保育所：100%（R1：85%）※速報値</p>
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○園評価への正しい理解に基づく実施と、よりよい実践に向けた評価の PDCA サイクルの確立を促す必要がある。
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●園評価の手引き研修会の実施</p> <p>・各園の特性を生かした組織的・計画的な教育・保育の実施や改善が行われるよう、正しい理解と地域における実践交流等を図るための研修会を実施する。</p>	<p>◆園評価の手引き研修会の実施</p> <p>・R2：2回（2地域）</p>
	<p>●評価計画等の PDCA サイクルに基づく園評価の実施に向けた支援</p>	◆幼保支援アドバイザー等による相談支援・園内研修支援
	<p>●園評価等の実施状況の把握</p> <p>・園評価（学校評価）の実施状況調査を行い、各保育所等における園評価の実施を促す。</p>	◆園評価等の実施状況調査

事業名称	基本研修	事業 No,	88
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、保育者のキャリアアップ研修を教育センターを中心として実施し、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組む。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 未)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育者として専門性が高まり、基礎的な保育の実践力が身に付いている。 ・研修受講率 新規採用保育者研修：80%以上（H29：44% H30：53% R1：56%） ○管理職がリーダーシップを発揮することにより、人材育成や園組織の改善が図られている。 ・研修受講率 主任・教頭等研修：80%以上（R1：67%） 所長・園長研修：80%以上（R1：65%）
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○研修代替の保育者が確保できないことや、複数の保育者を研修に参加させることが困難といったことから、新規採用保育者の研修への参加が十分でない。 ○所長・園長研修、主任・教頭等研修ともに、十分な参加とはいえない。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●基本研修（新規採用保育者研修）の実施 ・保育士・幼稚園教員・保育教諭として専門性を高め、基礎的な保育の実践力を身に付けさせるための研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規採用保育者研修 ・日数 7 日 センター研修 5 日 園内研修 2 日
	<ul style="list-style-type: none"> ●基本研修（主任・教頭等研修、所長・園長研修）の実施 ・リーダーシップを発揮し、園経営の責任者として、人材育成や組織改善などの経営的資質の能力を身に付けさせるための研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主任保育士・幼稚園教頭等研修の充実 ステージⅠ センター研修 3 日（内、遠隔 2 日） ステージⅡ センター研修 2 日（内、遠隔 1 日） ステージⅢ センター研修 1 日 ・人材育成や保護者対応に関する内容の充実 ◆高知県教育・保育の質向上ガイドラインの活用 ・基本研修全般において、キャリアステージごとに活用 ・講義・グループ協議の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●研修実施に係る代替保育者の確保 ・保育者が研修に参加しやすくするため、代替保育者の配置に対して支援するとともに、研修代替要員等として配置可能な子育て支援員を養成する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修代替保育者の配置に対する補助 ◆子育て支援員を養成する研修の実施 ・5～8 月実施 ◆子育て支援員等の資質向上のためのフォローアップ・現任研修の実施 ・2 月実施

事業 名称	保育士等人材確保事業	事業 No,	89
		担当課	幼保支援課

概要	<p>潜在保育士の就職支援等を行う保育士再就職支援コーディネーターを福祉人材センターに配置するとともに、新規卒業者の確保・就業継続支援研修等の実施を委託する。また、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育補助者の雇い上げに必要な費用等を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○保育所等において、年度途中の入所や、障害児保育、延長保育等の保育ニーズに対応するために必要な保育人材が確保できている。</p>
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、0歳児などの途中入所児童の把握が難しいこと等の要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する正規職員を採用しにくい状況にある。</p> <p>○求職者の中には、臨時職員やパート職員を希望している有資格者もいるが、勤務時間帯や賃金面での希望が合わず、雇用につながらない状態となっている。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●潜在保育士の就職支援</p> <p>・福祉人材センターに保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士の活用支援等を行う。</p>	<p>◆保育士再就職支援コーディネーターの配置</p>
	<p>●保育士資格の取得のための修学支援</p> <p>・保育士資格の新規取得者の確保のため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。</p>	<p>◆保育士修学資金貸付の実施</p> <p>・R2～R5：新規 40 人</p>

事業 名称	保幼小連携・接続推進支援事業	事業 No,	90
		担当課	幼保支援課

概要	「高知県保幼小接続期実践プラン」を基に各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実施・改善されるよう支援する。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○接続期カリキュラムを作成・実施することにより、子どもたちを健やかに育てていくための就学前の教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <p>・保幼小の連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100%</p> <p>・保幼小の子どもとの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100%</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○小学校への引継ぎを意識した、幼児の主体的な生活や遊びを大事にした保育実践が十分でない保育所・幼稚園等が見られる。</p> <p>○子どもの交流会や教職員の連絡会は実施されているが、ねらい（目標）を明確にした交流計画等が作成されていないことがある。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>●モデル地域への支援と取組成果の普及</p> <p>・保幼小連携・接続の取組のモデル地域（田野町・越知町・黒潮町）に対し、保幼小連携アドバイザー等による重点的な訪問支援等を行う。</p> <p>・保幼小連携・接続をテーマとしたシンポジウム等の開催により、モデル地域の取組成果を普及し、市町村等による組織的な取組の重要性の理解を促す。</p>	<p>◆保幼小連携・接続推進シンポジウムの開催（R2）</p> <p>◆モデル地域等の取組成果の普及の継続</p>
	<p>●各地域・校区への支援の強化</p> <p>・各地域の保幼小連携・接続の取組状況を把握し、保幼小連携・接続プロジェクトチームや保幼小連携アドバイザー等が、各地域の課題に応じた支援を積極的に行うことにより、各地域における接続期実践プランに基づく、接続期カリキュラム等の継続的な実施・改善を促進する。</p>	<p>◆合同研修会等への支援</p>

事業 名称	親育ち支援啓発事業	事業 No,	91
		担当課	幼保支援課

概要	<p>保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園における親育ち支援担当者の配置率 100% (R1 : 87.5%) ・親育ち支援研修計画の作成率 100% (R1 : 53.9%)
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○日常的・継続的に親育ち支援を行うためには、正規職員だけでなく臨時職員も含めてスキルアップを図る必要があるが、研修の機会が十分保障されていない。</p> <p>○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。</p>
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●保育者研修の実施 ・保育者を対象に事例研修や講話、保護者の保育者体験の啓発を行うことにより、親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆園内研修支援 ◆市町村単位の合同研修の支援
	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者研修の実施 ・保育所・幼稚園等において講話やワークショップ等を行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施 ◆就学時健診等の機会を活用した講話の実施 ◆保護者会、PTAを対象とした研修の実施

事業名称	親育ち支援保育者スキルアップ事業	事業 No,	92
		担当課	幼保支援課

概要	親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域内で学べる仕組みづくりを支援する。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・各園における親育ち支援担当者の配置率 100% (R1 : 87.5%) ・親育ち支援研修計画の作成率 100% (R1 : 53.9%)
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○各園における組織体制が十分でないため、研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が実施されていない園がある。 ○親育ち支援地域交流会やそれぞれの地域の親育ち支援が充実するためには、地域リーダーや親育ち支援担当者の学びや情報共有の場が必要。
------------	--

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●親育ち支援講座の実施 ・親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についての研修を実施し、保育者（親育ち支援担当者）の親育ち支援力の向上を図る。 ・各園の研修実施状況等を確認し、取組が不十分な園には訪問等し、個別支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆親育ち支援講座（3 地区） ◆各園の親育ち支援の取組状況調査の実施（年 1 回：1 月）
	<ul style="list-style-type: none"> ●親育ち支援地域別交流会の実施 ・各園の親育ち支援担当者が近隣市町村の園とのネットワークをつくり、地域の課題に応じた研修や実践交流を行うことにより、自園の取組の充実につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆親育ち支援地域別交流会 ・各市町村の親育ち支援地域リーダーを中心とした研修を 6 地域で実施（年 1 回以上）
	<ul style="list-style-type: none"> ●親育ち支援地域リーダー研修会の実施 ・親育ち支援地域リーダーのスキルアップやコーディネート力の向上を図り、各園や地域における親育ち支援の内容の充実につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆親育ち支援地域リーダー研修会 ・6 地域のリーダーを対象とした研修の実施（年 1 回：1 月）
	<ul style="list-style-type: none"> ●親育ち支援地域別連絡会の実施 ・親育ち支援地域リーダーが地域の親育ち支援の課題に向けた取組の検討や実践交流を行い、親育ち支援の充実につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆親育ち支援地域別連絡会

事業 名称	基本的な生活習慣向上事業	事業 No,	93
		担当課	幼保支援課

概要	乳幼児期からの望ましい生活習慣や保護者の関わり方の重要性についての保護者理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげるため、保育所・幼稚園等において、基本的な生活習慣の定着を促すための取組を実施する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的な生活習慣が定着している。 ・3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合:100%(R1:99.3%) ・午後10時までに寝る幼児の割合(3歳児):95%以上(R1:81.9%)
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○多くの園で生活リズムカレンダー等を活用した親子の取組が行われているが、未提出の家庭もあり、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施 内容	●基本的な生活習慣の定着に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼児期の基本的な生活習慣パンフレット及びリーフレットの改訂、配付 ・5月配付 ・6月・11月取組実施(3歳児)
	●保護者を対象とした学習会等 ・各園において、保護者を対象とした基本的な生活習慣に関する学習会を、親育ち支援保護者研修に位置付けて実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆学習会等の実施支援 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣

事業名称	社会教育振興事業	事業 No,	94
		担当課	生涯学習課

概要	社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図る。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育主事の養成及び社会教育担当者の資質向上により、社会教育の推進体制が強化されている。 ・社会教育主事を配置している市町村数 26 市町村 (R1:13 市町村) ○社会教育関係者の活動の活性化や交流の促進により、地域の交流や活性化が進んでいる。
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における社会教育行政の優先度が必ずしも高くないため、各地域で社会教育を活性化していく推進力となる人材が不足している。 ・県教育委員会が開催する年間 3 回の研修会に一度も担当者が出席していない町村数：7 町村 (H30)
------------	---

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社会教育担当者の人材育成 ・市町村社会教育担当者が社会教育に関する専門的な知識・技能を習得するための研修会を開催する。 市町村社会教育担当者研修会の市町村参加率 H30:79% 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会教育主事等研修会の開催 3 回
	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育主事の養成 ・社会教育主事の資格取得を促進し、社会教育に関わる助言・指導を行う社会教育主事を養成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆四国地区大学社会教育主事講習への派遣 ・ 2 名 (愛媛大学) ◆国立教育政策研究所主催の社会教育主事講習への派遣 (愛媛大学サテライト) ・ 1 名
	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育関係団体の活動支援 ・PTAをはじめとする社会教育関係団体の活動に対し助成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会教育関係団体への助成を通じた活動支援 ・補助先：7 団体 ・社会教育関係団体主催事業の広報等の支援
	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育関係者間の交流促進 ・社会教育関係団体や関係者が多様な実践事例に学ぶ機会を提供し、関係者間の交流を深めるとともに、社会教育の活性化につなげる。 実践交流会後、個人や団体とのつながりができた率 R 元 68% 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会教育実践交流会の開催 (年 1 回) ・実行委員会の開催 (年 3 回) ・各地区社会教育実践交流会開催への支援

事業名称	自然体験活動の推進	事業 No,	95
		担当課	生涯学習課

概要	子どもの生きる力を育成するために、小学校や民間団体等が、青少年教育施設や公民館等を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○本県の豊かな自然環境を活用した森林環境学習や体験活動を経験したことのある児童生徒が増加している。 ○事業実施校全てにおいて、参加児童生徒の「生きる力」が育成されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施前後のアンケート結果により測定
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における行事の精選や働き方改革の影響により、1泊以上の集団宿泊体験の機会の減少 ○より魅力的な体験プログラムの開発
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村教育委員会・校長会等での事業説明、民間団体等への事業周知 ・事業内容とともに既実施市町村や学校の事例をもとに効果等説明し、明確なねらいを持った事業参加を促す。 ●子どもを対象とした事業を行っている NPO 法人や、青少年教育団体・社会福祉法人等に向け、幅広く事業を周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「事業実施例」の作成及び訪問 ・市町村教育委員会・学校への実施希望調査 4～5月:当年度実施校、10～12月:次年度実施校 ・要綱、チラシの送付及びHPへの掲載 4月:民間団体（福祉施設や青少年教育団体等）へ周知
	<ul style="list-style-type: none"> ●森林環境学習及び体験活動プログラムの検討(実施校と青少年教育施設、森林関係団体) ・内容に応じて、指導者を講師として派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ◆青少年教育施設や学校での事前検討に参加 ・事業実施後に学校へのヒアリングやアンケート結果を派遣した講師にフィードバックする。
	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒へのアンケート(事前・事後)、保護者アンケート、学校アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村教育委員会を通して、各学校へ依頼。結果について分析し、市町村教育委員会を通して各校へフィードバックする。

事業名称	青少年教育施設振興事業	事業 No,	96
		担当課	生涯学習課

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <p>・県立青少年教育施設の青少年（25歳未満）の利用者数 172,000人以上 （H30実績 159,547人 R1.12月末実績 130,104人）</p>
------------------------	--

目標達成に向けた課題	○アンケート結果等に基づく事業の見直しや、学校等に出向いての積極的な広報等により利用促進を図っているが、少子化による児童・生徒数の減少に伴い、利用者数が伸び悩んでいる。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5年度)
実施内容	<p>●魅力的な体験プログラムの実施</p> <p>・親子参加型プログラムや授業の理解促進につながるプログラムなど、子どもたちや学校等のニーズに応じた魅力ある主催事業の充実を図る。</p>	<p>◆主催事業の実施 ※通年</p> <p>・利用者のニーズを踏まえた新規事業の開発・実施</p> <p>・既存事業の見直し</p> <p>・年間を通じた主催事業の実施</p>
	<p>●積極的な広報活動の実施</p> <p>・様々な機会を捉え、主催事業を積極的に周知し利用促進を図る。</p>	<p>◆学校訪問等による事業チラシの配布や事業説明の実施 ※通年</p> <p>◆プロスポーツキャンプと連動した企画の検討(青少年センター)</p>
	<p>●不登校の未然防止</p> <p>・中学入学後の早い時期に行う合宿を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、中1ギャップの解消、不登校の防止につなげる。</p>	<p>◆中1学級づくり合宿事業の実施(青少年センター・幡多青少年の家)</p> <p>実施時期 4～6月</p>
	<p>●不登校児童・生徒の自立支援</p> <p>・農作物の栽培や野外炊飯、スポーツの体験等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。</p>	<p>◆不登校対策事業の実施(青少年センター・幡多青少年の家)</p> <p>実施時期 4～3月</p> <p>実施回数 各施設 5～6回</p>

事業 名称	高知みらい科学館運営事業	事業 No,	97
		担当課	生涯学習課

概要	県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図るため、高知市が設置する高知みらい科学館の運営費を負担するとともに、県として積極的に運営に参画する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○県内全域の理科教育・科学文化振興の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間入館者数 200,000 人以上（うちプラネタリウム観覧者数 50,000 人以上） ・利用学校数 180 校以上 <p>(R 元.12 月時点実績)</p> <p>入館者数：182,985 人（うちプラネタリウム観覧者数 45,885 人）</p> <p>利用学校数：163 校</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	○子どもから大人まで、何度でも来館したくなる、また、科学への関心をより高め、ひいては理系分野の科目にも興味を持ってもらえるよう、設置者である高知市と連携して事業内容のさらなる充実を図る必要がある。
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施 内容	●県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興に向けた科学館運営への参画	<p>◆事業内容の充実に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学館事業検討会による進捗管理（月 1 回） ・プログラミング教育など科学館の特徴を生かした教材開発に向けた科学館指導主事と県教育委員会職員（教育政策課・生涯学習課）との協議（随時） ・サイエンスショー及びプラネタリウムプログラムの検討会（随時） ・科学館スーパーバイザー等外部有識者からの意見聴取

事業名称	志・とさ学びの日推進事業	事業 No,	98
		担当課	教育政策課

概要	高知県教育の日「志・とさ学びの日」(11月1日)の趣旨に沿って「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人ひとりが学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」ため、県民の皆様が教育の現状について知り、考えるためのきっかけづくりなどの取組により教育的な風土を醸成する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○県民の皆様が教育について理解と関心を深めていただき、生涯にわたり学び続ける喜びや意欲を育むことで教育的な風土がつけられている。</p> <p>・教育の日関連行事の実施件数 市町村：300件以上、県：140件以上（R1：市町村280件、県120件） ※教育・文化週間の前後（11月1日～7日の本週間及び前後2週間程度）に実施された件数</p>
-----------------------	--

目標達成に向けた課題	○教育関係者を中心に周知が着実に進んできているが、県民全体における認知度は十分でない。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5年度)
実施内容	<p>●高知県「志・とさ学びの日」の取組の協議</p> <p>・学校及び教育関係機関等の代表者による協議会を開催して取組に関する検討・協議を行う。</p>	<p>◆高知県教育の日「志・とさ学びの日」推進県民協議会の開催</p> <p>・年1～2回</p>
	<p>●教育の現状に関する周知・広報</p> <p>・各種媒体を活用し、子どもたちの現状や課題などを広く県民の皆様へ周知・広報することで、高知県の教育について考えるきっかけとする。</p>	<p>◆教育関係データの公表</p> <p>・県：教育関係データや取組状況を県政広報番組や県広報誌へ掲載し公表</p> <p>・市町村：地域の教育関係データや取組状況を市町村広報誌や各種媒体にて公表</p>
	<p>●啓発行事・関連行事等の実施</p> <p>・県や市町村、学校などが行う教育文化行事を教育の日関連行事と位置付けるとともに、趣旨の浸透を図り、生涯学習につながる風土を醸成する。</p>	<p>◆関連行事における周知・広報</p> <p>・11月1日前後に実施する関連事業として位置付けた行事において、ロゴマーク等を活用しPRを行う</p> <p>◆啓発イベントの開催</p> <p>・県内全域の博物館等施設で構成するミュージアムネットワークと連携し、地域の自然・歴史・文化を学ぶイベントを開催（10月末予定）</p>

事業名称	生涯学習活性化推進事業	事業 No,	99
		担当課	生涯学習課

概要	<p>県民一人一人がニーズや希望に応じて学び、その成果を発揮できるよう、市町村や民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談を NPO 法人に委託して行う。</p> <p>※H28 県民世論調査設問「生涯学習をもっと盛んにするために力を入れるべきこと」 →最も多い回答「生涯学習に関する情報提供の充実」30.3%</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○令和2年4月からの事業実施場所（県立公文書館3F）が、県民にとって生涯にわたって学び続けるための情報拠点となっている。</p> <p>・生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数：55,000 件/年 以上</p>
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○令和元年度中に構築する生涯学習ポータルサイトが、多くの県民に利用されるには、講座等実施機関との円滑な連携により、できるだけ多くの情報を掲載するとともにサイトの PR が必要。</p>
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習ポータルサイトの運用開始 ●ポータルサイトの新たな情報提供元の開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報提供元（高新文化教室、放送大学、ココプラ、県立大学等 10 機関）と連携した情報掲載及び PR の実施 ◆訪問等による新たな情報提供元（市町村等）の開拓
	<ul style="list-style-type: none"> ●県民からの生涯学習に関する相談への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生涯学習ポータルサイトの管理、及び大幅な増加が見込まれる県民からの多様な相談に対応するため、NPO 法人の体制を強化（1→2 名）
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県視聴覚ライブラリー及び塩見文庫の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県が所有する貴重 16mmフィルムを管理するとともに、順次デジタル化（DVD 化）を進める。 ◆学校や民間団体に活用可能な教材を購入し、貸し出す。 ◆塩見文庫の閲覧希望に対応する。

事業名称	図書館活動事業	事業 No,	100
		担当課	生涯学習課

概要	<p>県民の知的ニーズに応え、課題解決の支援ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供、関係機関と連携したサービスの提供に取り組むとともに、広報誌等を通じてサービス等の周知を図り、図書館の利用を促進する。また、市町村立図書館等への協力貸出や人材育成の支援などにより、市町村立図書館等への支援を強化する。</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○県内の図書館が住民の日常的な学習・文化活動を支援し、仕事や暮らしの中で生じる様々な課題の解決を支援する「知」の拠点、情報の拠点となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民一人当たりの図書貸出冊数（私立含む） 4.9 冊以上（H30：4.4 冊） ・市町村、県立学校等への協力貸出冊数 35,000 冊以上（H30：22,567 冊 R1.11 月末：22,712） ・オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数 30,000 件以上（H30:30,041 件 R1.12 月末：30,324）
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○質の高いサービスを提供していくため、さらなる司書の専門性の向上や専門機関との連携が必要となっている。</p> <p>○県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報を得られる環境を整えるため、市町村立図書館等の課題等に適切な助言をするとともに、運営に役立つ研修の開催やニーズに沿った資料の貸出しが必要である。</p> <p>○図書館のサービス・取組等への関心を高め、より多くの方に利用してもらうため、県民への周知が必要である。</p>
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域を支える情報拠点 ・利用者の多様なニーズに応えられる幅広い、新鮮な資料（紙・電子）の収集、保存、提供・所蔵する歴史的価値のある資料のデジタル化による文化・学問・芸術・産業等での活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆資料の充実とデータベースの整備による情報の提供 ・紙資料（一般図書、雑誌・新聞）の収集 ・電子資料（電子書籍、データベース）による情報の提供 ◆歴史的価値のある資料の保存・提供 ・貴重資料の目録作成及び資料のデジタル化及びホームページへの掲載
	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決支援サービスの充実 ・専門講座などの県外研修への派遣や館内研修による司書の専門性の向上 ・図書館資料による調べもの支援（レファレンス・サービス）の利用促進や各関係機関と連携した課題解決支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆司書の専門性の向上 ・県内外で開催される外部研修への派遣 ・館内研修の実施 ◆さまざまな課題解決支援 ・パスファインダーやブックリストの作成 データベース講習会等の開催 ・アウトリーチ職員を核とした関係機関担当者会の開催 ・関係機関と連携した相談会等の開催 ・出前図書館の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●県内の読書・情報環境の充実に向けた支援 ・市町村立図書館等におけるサービスの充実に向けた助言及び協力貸出や研修の実施による支援 ・特に、新たな図書館の整備が予定されている市町（R元～5 年度の間）への円滑な開館に向けた支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆協力貸出の実施 ・市町村支援用資料の収集 ・貸出用セットの作成・提供 ◆市町村職員等研修の実施 体系的研修・ブロック別研修（3 か所×2 回） ・定期的な巡回訪問による助言・サポートの実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●オーテピアの様々なサービスの周知、PR 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周知、PR 等 ・図書館活用講座の開催（月 1 回） ・サービスチラシ等の作成 ・ブログ、フェイスブック、メールマガジンの配信等 ・オーテピア PR キャラバンの開催（1 か所） ・アンケートの実施（8 月頃）

事業名称	読書活動推進事業	事業 No,	101
		担当課	生涯学習課

概要	県内全域の図書館等の振興に向け、「高知県図書館振興計画」に基づき、市町村に図書館の有用性を周知するとともに、子どもたちに小さい頃から読書に親しむ習慣を身につけてもらうため、「第三次高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティア講座などに取り組む。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの自発的な読書活動が行われ、家庭や地域での読書時間が増加している。 ○発達段階に応じた読書活動が定着し、家庭での読書が習慣化している。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が家や図書館で普段（月～金）に全く読書をしない割合 全国平均を3ポイント以上下回る（R1：小学校 16.1%（全国 18.7%）、中学校：31.0%（全国 34.8%）） ○地域における図書館の需要を拡大し、本県の読書・情報環境の改善につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> 市町村立図書館の年間入館者数 950,000 人（H29：898,519 人）
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○本県の子どもは、全国と比較して授業時間以外での読書をする割合が高い一方、市町村立図書館の蔵書冊数や専任職員数等は、県内の約 1/3 が全国平均の 1/2 以下にとどまっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・授業時間以外での読書時間が 10 分以上の割合 R1：小学校 67.0%（65.7%）、中学校 54.0%（50.4%） ※（ ）内は全国平均
------------	---

	内 容	予 定（R2～5 年度）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「高知県子ども読書活動推進計画」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県子ども読書活動推進協議会の設置による進捗管理を行い、必要に応じた施策等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県子ども読書活動推進協議会における計画に定める取組の進捗状況の点検・評価 ◆「第四次高知県子ども読書活動推進計画」の策定・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・R3：第三次計画の成果、課題等の検討 ・R4：第四次計画の策定
	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが本に触れる機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」を配付し、保育所・幼稚園、図書館等での読み聞かせ活動を充実させる。 ・「子ども司書講座」を実施する指導者を育成し、公共図書館や学校図書館での読書活動の支援の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ブックスタート応援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村に推薦図書リストを配付 ・R3：リスト内容の改訂 ◆子ども司書養成講座の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども司書を養成する指導者を育成する研修の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●読書ボランティアの養成 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書推進に関わる人材を育成するため、読書ボランティアの養成及び資質向上のための講座を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆読書ボランティア養成講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地区別講座（6 箇所）、全体講演会、出張講座 ◆読書ボランティア調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の読み聞かせ活動のネットワーク化に向け、H29 に作成した「読書ボランティア登録簿」を更新するとともに、市町村等へ周知
	<ul style="list-style-type: none"> ●「高知県図書館振興計画」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県市町村図書館等振興協議会による進捗管理 ・計画に定める取組の実施 ・図書館の価値・施策の優先度を高めるための働きかけ ・モデルとなり得る成功例をつくるための新たな図書館の整備を予定している市町村等に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県市町村図書館等振興協議会における進捗状況の点検・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・2 年ごとに進捗管理を実施 ・R5：中間検証の実施 ◆市町村に向けた支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・首長部局、教育委員会双方への機会を捉えた働きかけの実施 ・新たな図書館の整備を予定している市町村への重点的な支援（整備計画策定の支援等）

事業名称	中学校夜間学級設置促進等推進事業	事業 No,	102
		担当課	高等学校課 小中学校課

概要	様々な背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、本県における中学校夜間学級の設置・開校に向けた教育環境整備を行う。また、開校後は、教育環境の充実と教育活動の活性化を図るなど、円滑な学校運営を推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○中学校夜間学級を開校し、様々なニーズに応じた学びが実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する広報・周知活動の実施 ・個別ニーズに応じた教育課程の編成 ・円滑で持続可能な学校運営及び教育活動の実施
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○入学者数の把握が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒募集に際し、潜在化しているニーズに対する効果的な広報・周知活動が必要 ・県内各地のニーズに対応するには、市町村による設置が必要 <p>○市町村との協議の場の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動の充実や就学に対する生徒の支援には、市町村との協議が必要
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●教育環境の整備 ・教育課程編成 ・教材選定 ・諸表簿整備 ・入学要件の整備 ・諸規則の制定 ・備品の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育環境の整備 ・令和3年4月の開校に合わせ、令和2年度中に教育環境を整える。 ・令和2年8月までに入学要件の整備 ・生徒の状況に合わせた教育環境の充実、改善（開校後）
	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒募集に向けた広報周知活動の推進 ・入学説明会の開催 ・ポスターや学校案内を作成・配布 ・県の広報や新聞への記事掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ◆毎年9月頃に入学説明会 ・広報活動を行い、入学生の確保に努める。 ◆10月から次年度の生徒募集を開始
	<ul style="list-style-type: none"> ●開校後の円滑な学校運営 ・個別最適化された学びの実現 ・個々の生徒の理解度に合わせた授業展開 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育活動の充実 ・生徒のニーズに合わせた授業づくりを推進 ・授業計画や教材の工夫・改善に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村教育委員会との連携 ・市町村教育委員会と県教育委員会との連携を図るため協議の場を設定 ・教育活動や生徒の支援のための情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◆協議会の実施 ・生徒状況や学校教育活動、学校運営等について情報共有するため、年2回程度の協議会を開催する。

事業名称	若者の学びなおしと自立支援事業	事業 No,	103
		担当課	生涯学習課

概要	中学校卒業時及び高等学校中途退学時の進路未定者や、ニートやひきこもり傾向にある若者などに対し、若者サポートステーションを中核とした修学・就労支援を行うことで若者の学びなおしと社会的自立を促進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的自立に困難を抱える若者を一人でも多く支援機関につなぐことにより、修学・就労などによる社会的な自立が実現している。 ・若者サポートステーション利用者の進路決定率（単年度）：40%以上（R元.10月 32.7%）
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びついていない社会的自立に困難を抱えた若者をより多く若者サポートステーションにつなげる必要があるが、学校や職場を離れた若者の把握が困難である。 ○多様な若者に対し効果的な支援が行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●社会的自立に困難を抱えた若者に対する支援 ・こうち、なんこく、はた若者サポートステーション（すさき・あきサテライト含む）による就学・就労支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆週5日開所 ・個別相談支援 ・アウトリーチ型支援 ・高卒認定等を目指した学習支援 ・学校と連携した早期支援 ・就職氷河期世代（40歳代）への就労支援を開始
	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携強化 ・連絡会を開催し、各市町村関係課、支援機関、学校等との連携強化を図り、支援につなげるための情報交換等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区別連絡会、高等学校担当者会の開催 ・県内6カ所にて開催（5月・6月）
	<ul style="list-style-type: none"> ●若者支援関係者の資質向上 ・支援プログラムの活用研修会を開催し、サポートスタッフ及び県内若者支援員の資質向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆若者はばたけプログラム活用研修会の開催 ・年間3回開催（6月～11月）
	<ul style="list-style-type: none"> ●より多くの支援が必要な者を若者サポートステーションにつなげるための取組 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中学校卒業時の進路未定者や、私立高校の中退者などこれまで把握が困難な若者を、市町村等との連携を強化して支援に結びつける（R2.4～）

事業 名称	定時制教育の充実	事業 No,	104
		担当課	高等学校課

概要	定時制教育において、社会的自立を目指し、就学・就労に向けたきめ細かな支援と拡充、リカレント教育の充実、聴講生の受け入れ拡充など、社会人で学び直しを希望する人や、多様な学びのニーズに対応する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○リカレント教育の充実：専門的な知識や技術の習得、資格取得など、自身のキャリアアップを図ることができる。(高知工業工業定時制 建築科専修コースに加え、令和2年度より電気科専修コースを新設)</p> <p>○聴講生の受け入れ拡充：生涯にわたって学び続けることのできる多様な学びの場を充実させる。 (H30実績：県立定時制高校12校中、聴講生受け入れ校6校、実人数135名)</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○様々な課題を抱える生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が求められる中、多様なニーズに応えられる環境の整備が必要である。</p> <p>○聴講生の受け入れについては、各校で多様な講座が実施されているが、在生徒で特別な支援を必要とする生徒もいることから、一般の方との学習が難しく、受入体制が整わない学校もあり、全ての学校での実施は難しい。</p>
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5年度)
実施 内容	<p>●学習指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が「わかる」「できた」という達成感を得られる授業や生徒の学びに向かう力、主体的に学習に取り組む態度の育成につながる学習活動の充実に向けた取組を推進する。 	<p>◆学校訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問等を行い、教員の指導力向上に向けた支援や研修を充実させる。
	<p>●リカレント教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたり学習の機会を持つことができるよう、学習のニーズを捉え、今後必要とされる実施可能な教育に対して前向きな検討を促すとともに、地域の担い手として、さらなる成長の手助けとなる学習につなげる。 	<p>◆実践校の取組事例の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している学校から、生徒の現状、資格取得の状況や卒業後の、状況や課題について共有を図り、教育環境の充実、改善を図る。
	<p>●聴講生の受入体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校における聴講生受入の促進を図る。 ・開設する教科の充実や見直しを行うとともに、実施校の拡充に向けた取組を推進する。 	<p>◆幅広い学習ニーズに対応するために、今求められる学びの把握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴講生実施校間で情報交換を行い、各校の現状や課題の洗い出しを行い、開設教科の検討や授業改善につなげていく。

事業名称	文化財の保存と活用の推進	事業 No,	105
		担当課	文化財課

概要	文化財の保存と活用の取組を進めていく共通の基盤となる高知県文化財保存活用大綱を策定するとともに、市町村に対し、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組む体制が整うよう、アクションプランである文化財保存活用地域計画の策定を促す。また、大綱・計画を元に、文化財的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○県内各市町村において文化財保存活用地域計画が策定され、個々の文化財の実情に応じた保存と活用の取組が継続的に行われている。 ・「高知県文化財保存活用大綱」の策定（R 2） ・市町村「文化財保存活用地域計画」の策定（着手を含む）（R 5：34 市町村）
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の価値を維持・拡大し、後世に伝えるための対応が十分ではない中、過疎化・少子高齢化など文化財を取り巻く環境は、厳しさを増している。 ○文化財の保存と継承を図るため、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が増してきている。
------------	--

	内 容	予 定（R 2～5 年度）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な文化財の保存・活用の推進 ・地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むため、文化財保存活用大綱を策定する。また、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けた取組を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「高知県文化財保存活用大綱」の策定 ・策定予定：R 2 年度末 ◆市町村「文化財保存活用地域計画」の策定支援 ・「文化財保存活用地域計画」の策定のポイント等の周知 ・「文化財保存活用地域計画」策定予定市町村に対する助言
	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の調査及び指定 ・文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化財管理調査事業の推進 ・文化財保護審議会による計画的調査 ・民俗芸能緊急調査（R 2～R 3）（R 1 から実施中） ・旧陸軍歩兵第 44 連隊関係者証言記録作成事業
	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の維持管理の推進 ・国・県指定文化財の保存と活用を図るため、市町村教育委員会と連携して文化財の巡視活動や南海トラフ地震対策等、文化財の保存上必要な事業を進めるとともに所有者等への支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化財巡視事業の推進 ◆文化財保存事業費補助金による保存・活用に対する支援 ◆文化財の南海トラフ地震対策 建造物等の地震対策の促進

事業名称	高知城の保存管理と整備の促進	事業 No,	106
		担当課	文化財課

概要	次世代に高知城（国史跡・重要文化財）を良い状態で引き継ぐため、適正な管理や計画的な修理と併せて、継続的な景観の改善に取り組む。また、文化財的価値についての理解を広げるため、高知城歴史博物館と連携した取組や重要文化財建造物の調査を推進する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○高知城の保存と活用の好循環がさらに充実し、小・中・高校生を含めた県民や観光客に対して高知城の文化的価値の理解を広げるための取組が進められている。 ・高知城の入場者数 年間 280,000 人以上（うち小・中・高校生 36,000 人以上） (H30 年度：349,677 人 うち「チームラボ高知城光の祭」入館者 69,031 人、小・中・高校生 35,158 人)
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○高知城の価値を維持・拡大し、後世に伝えるためには適切な修理・修繕や魅力向上のための整備が必要となるが、十分とは言えない状況である。 ○過疎化・少子高齢化など文化財を取り巻く環境が厳しさを増している中、次世代に良好な状態で受け継ぐためには高知城の文化的価値についての理解を広げる取組の強化が必要である。
------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●高知城建造物の維持 ・高知城は、多くの建造物が建築後 250 年を超え、昭和の解体修理からも 60 年が経過しており、保存のため修理が必要な箇所が増加している。このため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、火災や南海トラフ地震に備えるための取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知城緊急防災対策事業の実施【R2～R4】 ・R2：基本・実施設計 ・R3～4：緊急防災対策工事 ◆石垣カルテ作成【R2～R4】 ・平成 30 年度から 5 年間で、本丸周囲の石垣を調査 →計画的な石垣の保存対策につなげる ◆南海トラフ地震対策 ・斜面防災工事の実施 (R2 西ノ丸北側斜面) ・建造物の耐震診断及び耐震対策工事 (R3～)
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知城の文化財的価値の理解促進 ・城郭らしい景観を保全することにより、高知城を訪れる方々の満足度の向上を図るため、継続的な景観対策等を行う。 ・高知城の文化財的価値についての理解を広げるため、高知城歴史博物館と連携して現地講座の開催を図るとともに建造物内の説明看板の改修（多言語化）などの取組を行う。 ・史跡等の計画的整備 ・重要文化財建造物の調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆樹木伐採 ・専門家の指導を受け、計画的に景観管理及び文化財保全のための剪定や伐採を実施 ◆高知城の魅力向上の取組 ・映像コンテンツの制作・及び活用 ・現地講座の開催 ・看板の多言語化 ◆史跡等の計画的整備 内堀跡西側地区の整備 (R3～) ◆重要文化財建造物調査

事業名称	埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進	事業 No,	107
		担当課	文化財課

概要	開発事業により影響を受ける埋蔵文化財について、事業者と緊密な連携を取りながら適切に記録保存を行う。また、埋蔵文化財を活用して県民に地域の歴史や文化を知る機会を提供する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に行うため、関係機関と十分に連携し事前の試掘確認調査を実施する。 ○埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物は、高知県立埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに各種講座や市町村と連携した地域展等の開催と更に地域教育や歴史教育が充実するために活用する。
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○発掘調査の有無を判断する事前試掘確認調査を実施する条件整備が不十分な場合がみられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該計画区域の用地買収、境界確定、工程、方法、手続き等 ○埋蔵文化財への関心度は向上してきているが更なる周知と活用が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座や企画展等の実施と内容、さまざまな広報ツールを活用した情報提供
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「試掘確認調査」の実施 ・関係機関と十分に連携し、発掘調査実施の有無を判断するために行う事前試掘確認調査を円滑に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知東部自動車道建設に伴う試掘確認調査 ◆佐賀大方道路建設に伴う試掘確認調査 ◆県道建設に伴う試掘確認調査
	<ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財に関する各種講座や市町村と連携した地域展等の開催 ・埋蔵文化財についての理解促進を目的として公開講座の充実及び情報の周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆企画展等展示会 ◆公開講座 <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡説明会 ・古代ものづくり体験教室 等 ◆出前考古学教室 ◆地域展 ◆まいぶんセンターまつり
	<ul style="list-style-type: none"> ●「発掘調査現地説明会」の実施 ・出土された多くの遺構や遺物について、発掘調査現場において説明会を開催し、情報発信と地域の埋蔵文化財への理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各発掘調査現場で開催される遺跡説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・若宮ノ東遺跡 ・森山城跡

事業名称	防災教育推進事業	事業 No,	108
		担当課	学校安全対策課

概要	児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○発達の段階に応じて設定した、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能（別途設定する）を身につけている。 ・発達の段階に応じて設定した、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能（別途設定する）を身につけ、それを確認できる授業や訓練が実施されている学校の割合 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 100% (R1 現状値は R2.4 月集計)
------------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、防災教育の取組は一定定着してきたが、児童生徒等の安全に関する資質・能力の育成を目指した、取組の質的な向上を図る必要がある。 ・防災教育の取組の年間数値目標（防災の授業：小中学校で全学年 5 時間以上、高等学校で全学年 3 時間以上実施、避難訓練：全ての学校で 3 回以上実施）は、H28 から 100%達成を継続 ○各学校において、管理職のリーダーシップのもと、学校安全担当教員が中核となって組織的な取組を推進する体制を構築する必要がある。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●防災教育研修会の実施 ・教職員の指導力や危機管理能力・防災力を向上させるため、安全教育プログラムに基づく指導方法や先進事例等を周知し、演習等によって実践力の向上を図る。 ・研修内容を各学校の防災教育及び安全管理に確実に反映させる。 ・対象：学校の管理職や学校安全担当教員等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修会の実施【R2～R5】 ・県内 3 地域（東部・中部・西部）で開催 ・各学校 1 名以上参加のしつ皆研修 ・災害対応を経験した学校管理職や有識者による講演、先進事例の共有、防災教育・防災管理の改善に資する演習等を実施 ・研修内容の活用に向けた働きかけ（年度末調査で実績を確認）
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県実践的防災教育推進事業 ・モデル地域において、拠点校を中心に防災教育に連携して取り組み、学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内への取組の普及・啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域、拠点校の指定【R2～R5】 ・R2:モデル地域 5 市町村 9 拠点校（予定） ◆高知県安全教育成果発表会の開催【R2～】 ・モデル地域の市町村及び拠点校による実践発表
	<ul style="list-style-type: none"> ●「高知県高校生津波サミット」の開催 ・実践校を募り、各学校で作成したアクションプラン等による高校生の主体的な防災活動を支援する。 ・県内全ての高等学校及び特別支援学校を対象とした県版サミットの開催により、各学校の取組を共有し、高校生防災リーダーの育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「高知県高校生津波サミット」の取組【R2～R5】 ・学習会の開催 ・被災地訪問の実施 ・『「世界津波の日」高校生サミット』への参加 等 ・「高知県高校生津波サミット」の開催（12 月予定）
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校防災アドバイザー派遣事業 ・大学教授等の専門家を学校等に派遣し、避難経路や避難場所等の点検、防災学習等を実施することにより、安全対策や安全管理の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校防災アドバイザー派遣【R2～R5】 ・アドバイザー：大学教授等 16 名登録（R1 現在） ・派遣回数：毎年 13 回程度予定

事業名称	登下校の安全対策の促進	事業 No,	109
		担当課	学校安全対策課

概要	登下校時の安全確保に向けて、児童生徒等自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関等と連携・協働した学校安全の取組の充実・強化を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等が自らの命を守るため、危険を予測し、回避するために必要な知識・技能を身につけている。 ○全ての学校において、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した安全の取組が実施されている。 ・スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全対策について家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができている学校の割合 小学校 100% （R1 現状値は R2.4 月集計）
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな自然災害や、事件・事故など、児童生徒等を取り巻く安全上の課題が複雑化・多様化する中で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い連携・協働した取組が必要であるが、そうした連携体制を構築するためには関係者の理解と協力を得るための一定の時間が必要である。 ○安全教育は教育課程上明確な授業時間の位置づけがなく、意図的に教育計画に組み込まなければ十分に実施されないことが懸念される。 ○小学校を中心に、登下校時の子どもを見守る活動が行われているが、地域や保護者、関係機関等と連携した組織的な取組には至っていないケースがあり、地域ぐるみの見守り活動を促進していく必要がある。
------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●学校安全教室推進講習会の開催 ・交通安全教室等の講師となる教職員の育成や、事件・事故発生時の初期対応等における教職員等の資質向上を図る。 ・研修内容を各学校の安全教育及び安全管理に反映させる。 ・対象：学校安全担当教員、市町村学校安全担当者、スクールガード・リーダー等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講習会の開催【R2～R5】 ・内容：効果的な安全教育の指導法や事件・事故に係る安全管理体制のあり方の研修、高知県安全教育推進事業のモデル地域・拠点校による実践発表等 ・安全管理の徹底、教職員の危機対応力の向上を図る計画的な内容の選定 ・各学校において、研修内容を確実にフィードバックするよう働きかけ（アンケート調査で実績を確認）
	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県安全教育推進事業 ・モデル地域において、拠点校を中心に安全教育（交通安全・生活安全）に連携して取り組み、学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内への取組の普及・啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域、拠点校の指定【R2～R5】 ・R2：（交通安全）モデル地域1市 2拠点校（予定） （生活安全）モデル地域2市町 2拠点校（予定） ◆高知県安全教育成果発表会の開催【R2～】 ・モデル地域の市町村及び拠点校による実践発表 ◆推進委員会の開催（年2回）【R2～R5】 ・「登下校防犯プラン」「市町村通学路交通安全プログラム」に基づく取組の促進
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導と評価 ・スクールガード（学校安全ボランティア）養成講習会開催の促進 ・組織的な学校安全活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆登下校時の見守り活動の促進【R2～】 ・スクールガード・リーダーの増員、活動日の拡充（未配置市町村に対する、事業活用の働きかけ） ・スクールガード（学校安全ボランティア）養成講習会開催への働きかけ及び支援 ・組織的な学校安全活動への支援
	<ul style="list-style-type: none"> ●原動機付自転車安全運転講習の実施 ・学校の実態に応じて、資格指導員による原付運転の安全実地講習、自転車交通安全教室を実施し、交通安全ルール、マナーの徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆原動機付自転車安全運転講習の実施【R2～R5】 ・実施回数：県立学校において毎年12校程度予定

事業名称	自転車ヘルメット着用推進事業	事業 No,	110
		担当課	学校安全対策課

概要	子どもの発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 31 年 4 月施行）」に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を推進するなど登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の小・中・高校生の自転車の安全利用の意識が高まり、自転車通学時に自主的にヘルメットを着用する児童生徒が増えている。 ○全ての中学校及び高等学校において、交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した取組が行われている。 ・県警察と連携して作成している交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した取組を行っている学校の割合 中学校 100%、高等学校 100%（R1 現状値は R2.4 月集計）
------------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校時における自転車交通事故が毎年発生しており、平成 30 年には本県において中高生が亡くなる痛ましい死亡事故（2 件）が発生している。 ○18 歳以下の自転車ヘルメット着用は保護者の努力義務と条例で規定されているが、通学時のヘルメットの着用を義務化していない学校においては、着用率が低い現状がある。
------------	---

	内 容	予 定（R2～5 年度）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車ヘルメット購入に係る支援 ・県立学校：販売店での購入費補助（定額補助、1 人 2,000 円） ・市町村（学校組合）立学校：ヘルメット購入に係る助成制度のある市町村への補助（定額補助、1 人 1,000 円） ・私立学校・国立学校は、県立学校と同様の補助（担当：私学・大学支援課） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自転車ヘルメット購入に係る補助・助成【R1～R3】 ・県立学校：委託事業 ・市町村立学校：市町村への補助事業 ・県立学校へのヘルメット着用に向けた取組の依頼 ・市町村への助成制度の活用に向けた働きかけ
	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車の安全利用に係る交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した学校の取組を促進する。 ・指導モデルをパッケージ化し、各学校で展開できるように支援する。 ・交通安全教育に取り組む拠点校を中心とした、自転車ヘルメット着用推進に係る生徒の自主的な活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自転車交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を毎月 1 回、県警と連携して、全ての中学校及び高等学校に配付【R2～R5】 ・「高知県安全教育プログラム」の改訂【R2】 ・生徒の自主的な交通安全活動を支援し、広げるために高校生自転車シンポジウムの開催【R2】
	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車ヘルメット着用推進に係る啓発 ・各種会議等で説明、協力依頼 ・各種広報誌、メディア等を活用した啓発 ・街頭啓発（のぼり旗・くろしおくん等を活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自転車ヘルメット着用推進に係る啓発【R2～R3】 ・校長会、教育長会、P T A の会等における説明、協力依頼（4 月～適宜） ・自転車マナーアップキャンペーン（5 月）、春（4 月）・秋（9 月）・年末年始（12 月～1 月）の交通安全運動、月 1 回の街頭啓発

事業 名称	学校施設の安全対策の促進	事業 No,	111
		担当課	学校安全対策課

概要	学校施設内における児童生徒の安全・安心を確保するため、また、発災時の避難所機能を維持するため、学校施設の耐震化や防災機能強化を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○発災時に避難所となる県立学校体育館について、発災後、地域住民等が安全に避難生活を送ることができる。 ・県立学校体育館の非構造部材等の耐震化 100% (R1: 16/40 校、40%見込み (R2.3 月末に確定)) ○市町村立学校の耐震対策や防災機能の強化等により施設の安全が確保されることで、地震による建物の倒壊等から児童生徒の命が守られる。 ・市町村立学校の耐震化率 100% (R1: 98.4% (H31.4.1)) ・市町村立学校の室内安全対策の実施率 100% (R1: 35.3% (H31.4.1))
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校体育館の非構造部材等の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・体育館の使用予定等について学校との事前調整を踏まえた計画的な発注と進捗管理が必要となる。 ○市町村立学校施設の耐震化、室内安全対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・国からの財源を活用し、計画的に推進していく必要がある。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2~5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●県立学校体育館の非構造部材等の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・天井材落下防止や窓ガラス飛散防止等の非構造部材等の耐震工事の実施。 ・対象: 40 校 	<ul style="list-style-type: none"> ◆工事の実施 (設計はR1 全完了) ・ R2: 18 校 (R2 全完了)
	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村立学校施設の耐震化、室内安全対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して、国からの情報や県における対策内容等を伝達し、併せて国からの財源活用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆耐震化の促進、室内安全対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・国からの情報、県における対策内容等の伝達 ・国からの財源 (補助金、起債等) 活用の促進

事業 名称	保育所・幼稚園等の施設整備の促進	事業 No,	112
		担当課	幼保支援課

概要	南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への財政的支援を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○施設の耐震化が推進され、乳幼児の安全が確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断実施率 R5 年度末：100% (R2.3 月末見込：96.6%) ・耐震化率 R5 年度末：100% (R2.3 月末見込：95.7%) <p>○高台移転等により、南海トラフ地震で発生が予測される津波から安全に避難することが困難な全ての保育所・幼稚園等の乳幼児の安全が確保されている。</p>
----------------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○各市町村においては計画的に耐震化等の整備を行っているが、児童数の減少に伴う統廃合などを併せて検討している施設が多く、移転・改築にかかる整備計画の具体化に時間を要している等、残る施設についての耐震化が進みにくい状況にある。
--------------------	---

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所・幼稚園等の耐震化の支援 ・南海トラフ地震の強い揺れに備え、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の耐震化に係る経費に対して補助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆耐震診断への補助 ・耐震診断実施率：98.3% (R3.3 月末見込) ◆耐震化工事への補助 ・耐震化率：96.1% (R3.3 月末見込)
	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所・幼稚園等の高台移転、高層化への支援 ・南海トラフ地震で発生が予測される津波から、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の高台移転及び高層化に係る経費に対して補助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設整備への補助 ・R2：2 園実施の見込 ・R2～3：2 園実施の見込

事業 名称	学校施設の長寿命化改修による整備の推進	事業 No,	113
		担当課	学校安全対策課

概要	<p>老朽化が進行する学校施設を長く使い続けながら、児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」（平成 29 年 12 月策定）に基づき、施設の機能を維持・改善するとともに予防保全的な改修を行う長寿命化改修等を進める。また、これにより、財政負担の平準化や施設あたりのライフサイクルコストの縮減を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○築 40 年を経過している 109 棟（計画策定時点）について、教育振興に係る施策や県立高等学校再編振興計画等との整合を図りながら、優先順位付けの基準に基づき長寿命化改修等を実施していく。</p>
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○施設の老朽化は年々進行していることから、計画に沿った確実な改修の実施が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐力度調査等により老朽化の状態を把握し、改修・改築等による対応方針の決定を順次行う必要がある。 ・児童生徒数の減少による施設の減築・集約等を考慮しながら、実施時期、実施内容を決定することが必要となる。 ・長寿命化改修等による財政負担が長期にわたることから、施工実績を蓄積しながら、採用する工法や実施内容等について再検討し、財政負担を軽減するための見直しを随時行っていく必要がある。 ・既存施設を授業等で使用しながら数ヶ月から 1 年程度かけて工事を行うため、教室の割り振り等について事前に学校との十分な調整が必要となる。
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●築 40 年を経過している学校施設の長寿命化改修等の実施 ・長寿命化の可否を検討する耐力度調査 ・将来的な学校施設の安全性や快適性、耐久性等を見通した整備水準による設計書の作成 ・構造体の長寿命化対策、水道・電気・ガス等ライフラインの更新、耐久性に優れた材料等への取り替え、多様な学習内容・形態に対応する環境整備などの改修工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆工事等の実施【R2～5】 ・調査：33 棟 ・設計：33 棟 ・工事：16 棟 ※ R1～R10：109 棟（計画策定時点）

事業 名称	青少年教育施設の整備	事業 No,	114
		担当課	生涯学習課

概要	老朽化が進む青少年教育施設について、利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、優先度の高いものから計画的に改修や修繕を進める。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○安全で快適な環境の中で、様々な体験活動・集団活動を行うことができるようになり、利用者の満足度が向上し、利用者数も増加している。
----------------------------	--

目標達成 に向けた 課題	○優先度の高いものから修繕を行っているものの、施設・設備の老朽化が進んでいる。 幡多青少年の家 昭和 52 年建築 香北青少年の家 昭和 53 年建築 高知青少年の家 昭和 63 年建築
--------------------	--

	内 容	予 定 (R2～5 年度)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●整備の方向性の検討 ・各施設の改修や修繕が必要な箇所を洗い出し、整備の方向性を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆老朽化が進む施設の改修の検討 ・改修費用の試算 ・改修に向けたスケジュールの策定 ◆修繕箇所の把握 ・各施設からの要望の集約 ・優先度の検討 ・修繕の実施

第 2 期高知県教育振興基本計画推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 第 2 期高知県教育振興基本計画（以下「第 2 期計画」という。）を効果的かつ着実に推進するため、計画の進捗状況の点検、検証その他第 2 期計画に関する審議を行うため、第 2 期高知県教育振興基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 第 2 期計画の進捗状況の点検、検証に関すること。
- (2) 第 2 期計画の見直し及び次期計画の検討に関すること。
- (3) その他第 2 期計画に関すること。

(委員)

第 3 条 推進会議は、県内の教育関係者及び有識者 10 名程度で組織する。

- 2 推進会議の委員は、教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 必要があると認められるときは、委員以外の者に推進会議の会議への出席を求めることができる。

(組織)

第 4 条 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選によって定める。
- 3 副議長は、議長が指名する。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 4 日から施行する。

第2期高知県教育振興基本計画推進会議 委員名簿

※任期：H30.10.1～R2.9.30

氏名	所属・役職	分野	備考
ありた 有田 なおみ 尚美	高知県幼保支援スーパーバイザー	就学前教育	
おかたに 岡谷 ひであき 英明	高知大学教育学部 教授	教育学	
おぐし 小串 かずひさ 和久	高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 会長	保護者	高知県高等学校PTA連合会 会長 R元.10.1～
かわだ 川田 よねみ 米實	社会福祉法人ぶらうらんど 理事長	社会教育	
これなが 是永 かなこ かな子	高知大学教職大学院 教授	特別支援教育	
たけむら 竹村 けん 謙	高知県高等学校長協会 会長	高等学校教育	高知県立高知西高等学校 校長 R元.10.1～
ときひさ 時久 けいこ 恵子	高知県市町村教育委員会連合会 副会長	市町村教育委員会	香美市教育長
はまかわ 濱川 ひろこ 博子	臨床心理士	臨床心理	
ふるや 古谷 すみよ 純代	高知サンライズホテル 専務取締役	民間	
まさき 正木 けいぞう 敬造	高知県小中学校長会 会長	小中学校教育	いの町立伊野中学校 校長 R元.10.1～
やの 矢野 ひろみつ 宏光	高知大学教育学部 教授	スポーツ	

(50音順)
※所属・役職は委員就任時点